（上） 彩色伊部阿古陀水指　2009年　H 17.5cm
（下） 彩色備前瓢徳利　2009年　H 15.5cm

美の工房

笹山　央　工芸評論家

第26回

やきもの、もしくは日本的な立体表現を示した陶芸　安倍安人（あべあんじん）さん

まずは左ページの写真を見てください。一目見て何か「スゴイ」という印象を持たれないでしょうか？ 形だけを見ると何か水を容れる容器とか瓢箪型の徳利に見えますが、そういう「見馴れた形」を超え出ているものがあって、それが「スゴイ」と感じさせているように思います。

原色をベタベタと思いっきり塗りたくったいわゆる「情念的表現」系のスゴさというものがありますが、それともまた違うものが感じられます。情念的ではあっても感情的ではない、芯のところで理性的な「造形の組み立て」のようなものが感じられます。

実はこれはやきもの、陶器なんです。しかも岡山県の備前焼の土で作られたやきものです。みなさんが持たれている「備前焼」のイメージとはずいぶんとかけ離れているように見えるでしょう。原色の釉薬がかかった備前焼なぞ見たこともないと思われるかもしれません。しかし私には備前焼そのもののように見えるんです。あるいは「〈備前焼〉を超えた備前焼」といいますか、「現代が創造した備前焼」と私には見えるのです。

備前焼の固定観念から離れて、このやきものそのものの「スゴさ」の由来について私が思うところを述べます。それは「このやきものには立体が表現されている」ということです。そんなことは当たり前と思われるかもしれませんが、「立体を表現する」ということは「3次元空間に立体物が存在している」ということとは違うのです。西洋の彫刻もそうですが、昔（江戸期以前）の日本人も、西洋とは別の「立体を表現する」方法というものを知っていたように思います。しかし現代の陶芸家が作るやきものにはこの「立体を表現する」ということ（意識とか方法）が欠落しているように私には見えます。

この写真作品の作者、安倍安人さんは、私の見るところでは「立体を表現する日本的な方法」を知っている唯一人の陶芸家です。そのルーツは桃山時代（織田信長とかと豊臣秀吉が天下を統べていた時代）のある種の陶器の作り方にありますが、ここではその詳細は書くことができません。安倍さんが創る備前焼には、粘土成形による立体表現、器胎の表面を彫って模様を創る方法による立体表現、彩色による立体表現などいくつかの立体表現が複合的に重なっていて、それが言葉を超えるインパクトを産み出しているのです。

安倍さんの備前焼創作のキャリアは30年以上になりますが、写真のような作調を見せ始めたのはここ3年ばかりのことです。現状に満足することなく前進していくアーチストというわけです。しかしその踏み込んだ領域は前人未到の、「現代陶芸」にとってはまったく新しい造形表現の世界であることは確かです。

―――― 備前焼の固定観念をくつがえしたのか、根源のイメージに達したのか。

（制作・かたち21　http://katachi21.com）

土地家屋調査士

CONTENTS

NO. 636
2010 January

美の工房　工芸評論家●笹山　央

03 新年の挨拶／土地家屋調査士・壮年期のスタートの年に（ダブル・メモリアルイヤーを迎えて）
日本土地家屋調査士会連合会会長●松岡　直武

04 新年の挨拶／新年を迎えて
法務省民事局長●原　　優

05 平成21年度第1回全国会長会議

07 オンライン申請体験談
オンライン登記申請の注意点等

12 アジア法学会秋季研究総会シンポジウム
アジア諸国の裁判外紛争処理（ADR）の実情と課題

16 境界シンポジウム in ふくおか2009

20 CSIS DAYS 2009

22 第3回つくば国際ウオーキング大会

26 地理空間情報フォーラム2009
会員論文発表③

36 広報最前線／奈良会

38 事務局紹介Vol.8
群馬会／大分会

40 会長レポート

45 ネットワーク50
大阪会・滋賀会

48 会務日誌

50 土地家屋調査士名簿の登録関係

51 ちょうさし俳壇

52 会員の広場を利活用ください

54 【平成22年度】
測量機器総合保険（動産総合保険）中途加入のご案内

58 大規模災害基金状況

60 平成21年度土地家屋調査士試験の結果について

61 映画「劔岳　点の記」DVD斡旋のご案内

62 公嘱協会情報　Vol.81

63 ブロック新人研修開催公告
中国ブロック・東北ブロック

64 測量・地図の基礎講座
測量観測技術・空中写真判読・地図読図の3コース

64 編集後記

巻末付録 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局
土地家屋調査士電子証明書の発行等に係る手続について

表紙写真
「北海道冬景色」
第24回写真コンクール銅賞
松田　邦利●山口会

土地家屋調査士・壮年期のスタートの年に
（ダブル・メモリアルイヤーを迎えて）

日本土地家屋調査士会連合会　会長　松岡直武

全国の土地家屋調査士のみなさん、新年明けましておめでとうございます。

昨年は、国政においては政権交代という大転換の年であった一方、ここ数年来の経済不況がもたらす雇用不安、デフレ懸念、経済成長の鈍化等々、閉塞感漂う一年でした。

特に土地家屋調査士がフィールドとする住宅産業はじめ不動産関連産業分野への打撃、公共事業の停滞は不況の影響を受け、厳しい一年であったことを実感させられました。

しかし、迎えた新年は土地家屋調査士制度が創設されて60年を迎える年、加えて表示に関する登記制度が誕生して50年になるという大きな節目の年です。

先人による積年のご尽力の上に、土地家屋調査士は今日、一定の社会的位置づけを得、その業務は社会公共の安心・安全に大きく寄与する業務として評価されつつあります。

制度誕生以来の基盤業務である表示に関する登記における調査・測量・申請手続の代理業務に加えて、近年に至って、司法制度改革におけるADRの担い手として、或は平成地籍整備事業の議論の中でクローズアップされた地図・境界の重要性の再認識とその隘路解消のために創設された筆界特定制度の中核としての積極的な関与が求められています。

連合会務においても、土地家屋調査士が測量を中心とする自然科学の分野と、紛争解決の分野や不動産登記制度を通じて、権利の保全・取引の安全に寄与する社会科学の分野の両分野に基盤を置くという特殊な資格制度であることのプラス面を強く意識して、制度の更なる充実発展と広く市民社会一般や国家・公共施策の円滑化に寄与すること、そのことを通じて社会的有用性をさらに高めることに、その焦点を当てて運営しているところです。

しかし、現実の問題としては解決するべき課題も少なくありません。およそ専門資格者・国家資格者制度のそもそもは、その時代の社会の強い要請により誕生したものです。社会的存在として資格制度がある以上、社会の変遷とともに、制度環境・業務環境も変遷を余儀なくされることは宿命でもあります。過度な市場原理主義導入と業務受託量の漸減傾向を主因とする、報酬額の低廉化傾向がもたらす業務の質の低下懸念への対応、法人制度の導入・業務形態の多様化、オンライン申請・業務用機器の高度化等の業務環境の変化への対応、さらには世界経済、地域経済の動向をも勘案しての施策が必要になります。

新しい年が10年先、50年先に土地家屋調査士制度・壮年期のスタートの年だったと呼ばれるような、意義深い、活力ある年にしたいと念じています。調査士制度充実発展への会員の皆さんの一層のご尽力、地域でのご活躍、会員の皆様、事務所の皆様、ご家族の皆さまのご健勝を祈念し、土地家屋調査士制度制定60年、表示登記制度50年というダブル・メモリアルイヤーの幕開けに際してのご挨拶とさせていただきます。

新年を迎えて

法務省民事局長　原　優

全国の土地家屋調査士の皆様、新年あけまして、おめでとうございます。

昨年は、一昨年に続き、世界的な金融・経済危機の影響が我が国の経済や雇用にも大変深刻な影響を及ぼした年でした。その中で、アメリカの大リーグのワールド・シリーズにおけるヤンキースの松井秀喜選手の大活躍は、大変うれしく、また、勇気付けられるものでした。松井選手は、通算打率が6割1分5厘、打点が8（最終戦の1試合6打点は、ワールド・シリーズのタイ記録）という大活躍により、ヤンキースの9年振りの優勝に貢献し、日本人として初めてワールド・シリーズの最優秀選手（MVP）に選ばれました。幾度かの故障や手術を乗り越えながら、その夢を実現した松井選手に対し、多くの日本国民が拍手を送ったのではないでしょうか。

昨年の最大の出来事は、何といっても、歴史的な政権交代が行われ、民主党を中心とする新内閣が誕生したことではないでしょうか。新内閣は、これまでの官僚依存の仕組みを排し、政治主導・国民主導の新しい政治の実現（「国のかたちの変革」）を目指すとして、早速、「戦後行政の大掃除」に着手しています。昨年11月には、平成22年度予算の概算要求について、新たに設置された行政刷新会議において「事業仕分け」の作業が行われ、国民の大きな関心と注目を集めました。登記行政の関係では、乙号事務の包括的民間委託の実施と登記情報システムの維持管理（登記情報システムの新システムへの切替え）が「仕分け」の対象とされましたが、これらの事業の意義や必要性については、理解を得ることができたものと考えています。

さて、登記行政の分野では、平成19年度末をもって完成した登記簿のコンピュータ化に続いて、地図のコンピュータ化（地図情報システムの全国展開）を推進しているところですが、この事業も、本年度（平成22年度）末までには完成する予定です。これにより、地図情報についても、登記簿の情報と同様に、オンラインによる交換や提供の制度を利用することができるようになります。これに併せて、登記情報システムの新システムへの切替えや、オンライン登記申請の利便性の向上のための新システムの開発も進めています。また、地図の分野では、本年度から、法14条地図の作成作業について計画を前倒しして、その実施面積を拡大することにしていますし、筆界特定制度についても、利用の更なる促進と申立事件の適正かつ迅速な処理に努めていきたいと思っています。これらの事業は、全国の土地家屋調査士の皆様との連携・協力関係がなければ、実現ができないものです。本年も、どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、本年は、昭和35年の不動産登記法の改正により、それまでの土地台帳・家屋台帳の事務が不動産登記の事務に統合され、現在の表示登記制度が誕生して50年目の節目の年に当たります。また、昭和25年の土地家屋調査士法の制定により、土地家屋調査士制度が誕生して60年目の年でもあります。本年が表示登記の更なる充実・強化に向けた記念すべき年となり、「表示登記の充実は文化のバロメーター」（日本土地家屋調査士会連合会・松岡直武会長）と評価される時代が一日も早く到来するように、皆様とともに努力していきたいと思っています。

最後になりましたが、読者の皆様の御多幸・御活躍と土地家屋調査士制度のますますの御発展を祈念申し上げまして、新年の御挨拶とさせていただきます。

平成21年度
第1回全国会長会議

〔テーマⅡ〕
平成21年度の緊急課題

先月号では〔テーマⅠ〕として、平成21年度事業計画の実施状況について各部からの報告をした。今回は会長会議の〔テーマⅡ〕で取りあげた、現在直面している公益法人三法の施行で設立された一般社団のあり方、社会保険庁やUR等でみられた入札に関する問題、日調連特定認証局の運営等について、緊急に対応しなければならない重点課題について、連合会が取組んでいる状況を各担当者が説明を行い、全国の各会長と意見交換を行った。

(1) 公共嘱託登記土地家屋調査士協会に関する諸規則の整備について

会報11月号において報告済み。

(2) 業務受託環境の整備について

志野副会長

近年、官公署が発注する業務が土地家屋調査士業務でありながら他の業種のような公告であったり、また、入札資格が法人でなければならない仕様など、全国から様々な報告、苦情が寄せられたことに端を発し、今年度、土地家屋調査士の業務を正確に理解していただくために、公共調達に対する制度広報を充実させ、その内容を分かりやすく記載したパンフレットを作成し配布する予定であること、また、全国の会長に地方自治体への広報活動をお願いして報告とした。

(3) 日調連特定認証局の運営について

関根副会長

平成17年1月の臨時総会で全会員の賛意を得て、認証局の構築を決議して以来、土地家屋調査士の電子証明書としてICカードを13,000枚発行し現在に至っている。しかし、5年の保守契約が平成22年以降ハードウェア及びICカード発行機の保守期限が切れるため、その入替費用が必要経費となってくることを今回の会長会議において説明し、理解を求めた。

(4) 14条地図の作成作業

小林社会事業部長

登記所備付地図作成作業における現状で、特に都市部の進捗率が低いことが報告された。そのことで不動産の流動化や公共事業の円滑な実施が阻害され、さらに境界問題を惹起し転売や担保設定を困難にしている。税の公平性からも問題があることから、国は早急に地図整備を進めるため「登記所の地図整備を推進」とマニフェストに掲げている。日調連は、その対応策として、登記所備付地図作成作業の拡大、拡充に向けて日調連と法務省、各土地家屋調査士会と法務局が連携して受託体制を整備、強化するための取組みについて説明した。結論として、各土地家屋調査士会に地図作成作業に関して作業機関と各法務局との橋渡しをお願いし、同時に日調連の地図対策室と各会の担当部署で地図に特化した連携を図ることを要望した。

(5) 土地家屋調査士特別研修とADR認定調査士活用支援のための研修会について

志野副会長

第4回特別研修が修了して3,853名の認定土地家屋調査士を輩出した。しかし、全国的には21.6％とまだ低く、今後法改正等さらなる制度設計の提案には、会員の半数以上が認定土地家屋調査士とならなければならないことから、第5回特別研修に向けて、受講者1,000人を目標に各会割り当てでお願いした。また、近く全国の土地家屋調査士会全てにADRセンターが設置される予定となっている。ADR代理業務が円滑に行えるようにするため、ADR認定土地家

屋調査士活用支援のための研修会を昨年に引き続き各ブロック協議会が運営主体となり、実施していただくよう要望した。

(6)土地家屋調査士専門職能継続学習(CPD)ソフトについて

加賀谷研修部長

連合会では、土地家屋調査士名簿に係る登記事務コンピュータシステムの改修整備を行っており、これにあわせて土地家屋調査士専門職能継続学習制度に関するシステム(以下CPD管理システム)の導入を検討している。先般回報いただいた各会におけるCPD管理システムの現況の中で、すでにバーコードリーダー、QRコードリーダー、カメレオンコード等で管理システムを構築している会に対し、個別に対応し共通のフォーマットで可能か検討することを報告した上で、大部分の土地家屋調査士会が連合会の管理システムとの連携が可能であるとの判断から、連合会登録管理システムの中にある会員名簿をCPD管理システムに送り込んで、調査士会には連合会と同じサブシステムを提供、連合会と各土地家屋調査士会が同じ名簿を共有し、データの双方向通信で管理する方法について説明し意見を求めた。

(7)土地家屋調査士制度制定60周年記念事業について

大星副会長

来年度は土地家屋調査士制度制定60周年、表示登記制度創設50年を迎え、連合会として色々な記念事業を企画しており、今回の会長会議で各会の協力をお願いした。

記念事業の基本コンセプトは「過去の歴史的経過を検証し、現状を分析、課題を検討する。そして未来への充実、発展、展望につなげる」とした。記念事業の概要として2010年6月23日の連合会総会にあわせて記念式典を予定しており、総務部を中心に検討中である。さらに記念誌の刊行、各種制度キャンペーンも実施、新聞・雑誌を利用して制度啓発の企画広告も考えている。また、10月3日には日比谷公会堂で「地籍、表示登記に関する研究会創設」を目指し、記念シンポジウムを企画中である。

その他、法務局との共同企画で全国一斉無料登記相談の実施、完全復元伊能図全国巡回フロア展、また土地家屋調査士を主人公としたテレビドラマについても今回の会長会議で説明し、各土地家屋調査士会の協力を得られれば実施したいと考えている。

副会長　大星正嗣

オンライン申請体験談

オンライン登記申請の注意点等

関東ブロック協議会オンライン登記申請促進組織
リーダー　原田克明

はじめに

租税特別措置法84条の5による減税が平成22年1月1日より施行になることから、その減免措置を受けるためには建物の表題登記申請をオンラインによる申請で行うことが条件となりました。おそらく、全国の会員の皆様は12月初旬頃から、建物の表題登記申請をする場合、オンラインによる登記申請をされた方が多いことでしょう。

私が所属する東京会でも、11月末頃より、オンラインによる登記申請の環境設定から甲号申請までの質問が急に増加しました。今まで、書面による申請しかしていなかった会員が、急にオンラインによる登記申請に切り替えるのですから、当然にその手順等に苦労されておりました。また、質問を受ける担当者も、思いもよらない状況や単純なミスによる不具合等に困惑する毎日でした。しかしながら、一度オンラインによる登記申請にチャレンジし、不具合や操作に苦労し、何度も質問を繰り返された会員は、登記申請の完了に達成感を持たれ、「登記完了しました」という報告の際、その声が快く聞こえました。

私が各所で研修会等を担当させていただき、「3度申請すればもう書面申請には戻れません」と必ず申し上げさせていただきましたが、その感覚を持たれた会員の皆様は多いことでしょう。

そこで、本稿では、租税特別措置法84条の5の施行に伴い、最近、オンラインによる登記申請を始められた会員の皆様も多いことと思いますので、これまでに私が担当させていただいた質問等、また、経験させていただいた事例の中から、注意点等をつづらせていただき、会員皆様の今後の業務にお役に立てばと思います。

なお、記載の表現、意見等については筆者の個人的な見解であることをあらかじめお断り申し上げます。また、その説明、名称等に一般的ではない表現等があるかもしれませんがあわせてご容赦ください。

申請の方法

さて、おそらく会員の皆さんがはじめにご苦労されたのは、いったいどうすればその登記申請がオンラインによる登記申請として成立するのか？或いは何が必要なのか？ではないでしょうか。別紙1に申請の流れをわかりやすく記載しました。

これは、オンラインによる登記申請の際にどのような電子情報、添付情報等に電子署名をするかしないか、どこに気をつければよいかを私なりに一覧化したものです。

一番上の段がいわゆる①完全オンライン方式、中段が推奨方法である②委任状のみを特例方式で提出する方法、下段が③申請情報のみを電子情報で送信し、その他の添付情報は全て特例方式となっています。（当然ですが、ぞうさんは送りません。）

この①の方法は、登記令第12条に則った申請方法で、申請人も電子署名を行って申請する方法です。私自身もまだ1度だけしか利用したことがありません。将来、国民の皆さんが電子証明書を利用して気軽に電子署名ができるようになるか、或いは登記令第12条の弾力的な運用方法等の改正等がされればこの方法が推奨方法となることでしょう。

次に②の方法ですが、現行法で私が推奨方法としてお勧めしている方法で、①の登記令第12条による申請人の作成による添付情報である委任状のみを登記令附則第5条による特例方式を利用した申請方法です。スキャナとAdobe Acrobat等のPDF化ソフトをお持ちならばこの方法が現実的で、かつ、会員の皆さんにとって一番楽な方法です。まだPDF化ソフト等をお持ちでない会員の皆様は、連合会の交渉により安価でAcrobatが手に入れられるようですので、是非この機会にお求めになっては如何でしょう。（私は決して販売元の回し者ではありません。）

そして③の方法が登記令附則第5条を目一杯利用した方法で、申請情報のみを電子情報で申請します。その他の添付情報は今までどおり、書面にて提出し、

別紙1

	電子送信申請情報 法第18条第1項	電子送信添付情報 令第12条（申請人，代理人等）	電子送信添付情報・提示用 令第13条（原本提示要）	紙・提出書類 令 附則第5条	紙・別記13号様式 規則 附則第21条第3項	図面（紙or電子） （土地所在図等）
①本則方式	XML	登記令第12条 委任状 申請人電子署名 特分協議書等 電子署名済の電子文書 申請人作成 住基カード 等 登記令第12条 93条報告書 土地家屋調査士 電署	所有権証明書等 紙の証明書 土地家屋調査士 電署 スキャナ等でPDF化し電子署名 ・住民票 ・所有権証明書等 建築確認済証 工事契約書 工事代金領収証 引渡証明書 印・資　証明書　等 実地調査までに原本提示する 平成17年2月25日 民二第457号 通達13(4)	登記令第13条により添付情報を送信した場合，登記規則第55条の手続きは必要ありません エコゾウ&トッチ		電子データ TIF 又は XML 令第12条・規第73条 XML署名ツールにてXML署名ファイルを作成し，図面ファイルと一緒に送信
②特例方式1（推奨）	XML	登記令第12条 93条報告書 土地家屋調査士 電署	所有権証明書等 紙の証明書 土地家屋調査士 電署 スキャナ等でPDF化し電子署名 ・住民票 ・所有権証明書等 建築確認済証 工事契約書 工事代金領収証 引渡証明書 印・資　証明書　等 実地調査までに原本提示する 平成17年2月25日 民二第457号 通達13(4)	紙 委任状 特例	紙 提出書面のみを記載 職印 特例 紙の委任状を提出 （本例の場合，紙の委任状のみを記載し提出）	電子データ TIF 又は XML 令第12条・規第73条 XML署名ツールにてXML署名ファイルを作成し，図面ファイルと一緒に送信 ※紙による提出（特例方式）も可能
③特例方式2	XML	エコゾウ&トッチ	受付の日から，2日以内に書面を提出 登記規則附則第21条第3項	紙 委任状 紙 添付書類 原本 紙 93条報告書 特例 ・住民票，所有権証明等 ・規則第93条報告書 適宜，原本還付の手続き（紙申請と同様）	紙 提出書面のみを記載 職印 特例 紙の委任状及びその他の添付書面を記載し提出	紙 規74条 特例

1. 本イメージ図はオンライン申請の基本的な流れを記載したものであり，全ての方式を示すものではありません。
   上記のほかに電子と紙の混合による方式等も可能です。
2. 内容確認に時間を要する提示書面（相続関係書面等）の場合，法務局より，提示書面を登記所に預けるようにお願いする場合があります。
3. 関係法令をよくご理解の上参考にして下さい。

原本還付を受ける場合は、規則第55条による手続きも必要になります。事務所の設備環境等の事情もありますが、どうやらこの方法が一番簡便な方法として誤解されているようですが、個人的な意見では一番面倒な方法です。

以上、3つの方法を紹介しましたが、現在準備が進められているオンライン登記申請の新システムが稼働するまでは、申請情報等の最大容量が4メガバイトとなっていますので、その容量を超えてしまった場合には②と③の混合方法により送信情報の容量を少なくするテクニックもあります。詳細については、所属の土地家屋調査士会、支部等のオンライン申請ご担当者にお問い合わせください。

登記令第13条の利用

さて、申請方法を述べさせていただきましたが、先の②の方式にて申請する場合、その添付情報が書面に記載されているときは、不動産登記令により下記のように規定されております。

不動産登記令(表示に関する登記の添付情報の特則)

第十三条　前条第二項の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により表示に関する登記を申請する場合において、当該申請の添付情報(申請人又はその代表者若しくは代理人が作成したもの並びに土地所在図、地積測量図、地役権図面、建物図面及び各階平面図を除く。)が書面に記載されているときは、当該書面に記載された情報を電磁的記録に記録したものを添付情報とすることができる。この場合において、当該電磁的記録は、当該電磁的記録を作成した者による電子署名が行われているものでなければならない。

2　前項の場合において、当該申請人は、登記官が定めた相当の期間内に、登記官に当該書面を提示しなければならない。

この規定は、我々土地家屋調査士が行う表示に関する登記にのみ、与えられた特則です。(「特例」と違いますので、ご注意ください。)

この方法により添付された情報は原本扱いですので、当然に登記規則第55条の取扱いはありません。このことが②方法を推奨する理由となっております。

そこで混同しがちなことが、同条第2項に記されている当該書面の提示(以下「原本提示」という。)と、登記令附則第5条第1項による当該書面の提出(以下「原本提出」という。)です。登記令第13条2項の原本提示はスキャン等により電磁的記録(PDFファイル)になった添付情報に土地家屋調査士が電子署名をすることにより、その電磁的記録(署名済みPDFファイル)が原本扱いになりますが、後者の原本提出は元の書面が原本なので、登記規則第55条の規定に拘束されます。言い換えれば、登記令第13条を利用するのであれば、特別の事情がある場合を除き、申請後に書面である原本を「見せるだけ」で済みますし、例えば合筆登記の際に添付する印鑑証明書も「見せるだけ」で担当者が確認後、持ち帰りができます。しかし、登記令附則第5条では、原本還付を受ける場合は登記規則第55条に拘束されますから、原本と相違ない旨の謄本も必要ですし、前述の印鑑証明書原本も提出しなければなりません。このことが、先に述べました③の方法が一番面倒な方法である理由です。

このように、せっかく我々土地家屋調査士が関与する、「表示に関する登記」に与えられた「特則」ですから、十二分に利用しないことは損です。最近はスキャナ等も安価になりましたので、③の方法で行う例えば契印やコピーをする手間暇、謄本作成のためのコピーカウンター料金等を考慮すれば、スキャナやPDF化ソフトウエアの設備投資も惜しくないかもしれません。また、登記令第13条によるPDFファイルを作成する際は、書面一つひとつごとを単独ファイルにする必要はなく、全ての添付情報(登記規則93条による報告書、同第73条による土地所在図等を除く)をまとめて数ページにし、電子署名を一か所すれば足ります。このときに、できれば委任状も一緒にスキャンして作成、送信することにより、すべての申請情報が電磁的記録にて送られるわけですから、受け取った登記所担当者は原本提示がされる前でも当該申請の調査に入ることができます。ひいては、速やかな登記完了を望むことができます。

なお、1点だけご注意いただきたいのが、合筆等の場合に添付する登記識別情報の送信については別に定めがありますので、決して登記令第13条を利用して送信しないようにお願いいたします。(登記規則第66条)

登記規則第73条による土地所在図等

ここまでで、概ねオンラインによる登記申請はど

のようにするかのイメージはつかめたでしょうか？もちろん、既にオンラインによる登記申請をされている皆様は、「今更そんなこと書いたって遅いぞ!!」と思われていることでしょう。しかし、本稿は、まだ最近になってオンラインによる登記申請を始められた会員の皆さんにお役に立てばと思い、書かせていただいておりますので、ご容赦ください。

さて、ここまでのご説明は、いわゆる添付情報について書かせていただきました。このあたりまで来ると、今度は「じゃぁ、図面はどうするの？」とか、「図面は今までどおり紙で出せば良いんだよね」と聞かれます。いえいえ、せっかくですから図面も電磁的記録で送信いたしましょう。

図面については、登記規則第73条以降にて定められておりますが、詳細については法務省ホームページ「不動産登記規則第73条第1項の規定により法務大臣が定める土地所在図等の作成方式」（http://www.moj.go.jp/MINJI/minji101.html）をご覧になっていただき、その規則をご確認ください。本稿では、私が多く聞かれる土地所在図等の作成にあたっての注意点等を、紙面の都合もありますので少しだけ書かせていただきます。

図面については、書面での提出はもちろん可能ですが、電磁的記録にて申請する場合、XML形式又はTIFF形式のいずれかの形式で作成することになります。法務省的にはXML形式が推奨です。

XML形式は、図面ファイルの中に各種図面の点や線等の属性情報を持たせることが可能で、なおかつベクターデータ形式になるので、図面情報をプリントアウトした際の仕上がりが綺麗になります。

もう一つはTIFF形式です。こちらは地図情報システムを用いて、電子申請を取り扱っている登記所においてのみの取扱いですので、ご注意ください。簡単に表現すると、皆さんが使われているFAXのデータ形式と同じものです。ですから、ご存じのとおり斜めの線等はギザギザした表現になります。また、文字も同様にギザギザ感のある表現になります。コンピュータから直接作成したTIFF形式図面はまだ綺麗ですが、紙に出力した図面をスキャナで読み取った場合は精度も落ちますし、あまり綺麗ではありません。もっとも、今まで紙で提出された図面は順次スキャナで読み込んで、証明等に利用されるのですが…。

話がそれましたが、TIFF形式にて作成される場合も、可能な限りコンピュータから直接出力して作成されますようお願いいたします。

ところで、それぞれの図面はどのように作成するのでしょう。

まずは、TIFF形式から説明します。各社ソフトベンダーより販売されているCADソフト等で最近のものは、TIFF形式のファイルを作成できるようになっているソフトが多いようです。お持ちのCAD等が対応しているかどうかについては、ご利用されている各CAD等の販売元等にお問い合わせください。また、TIFF形式のファイルを作成する専用ソフトも安価にて販売されておりますし、PDFファイルを作成するAdobe Acrobat7.0以降からも作成できます。その手順等については紙面の都合がありますので、所属の土地家屋調査士会のご担当者等にお問い合わせください。本稿では、よく見受けられる作成時のミスについて触れさせていただきます。

TIFF形式ファイルを作成し、申請先登記所においてよくある事例が、「図面を見ることができない」です。これは、先にも述べた「不動産登記規則第73条第1項の規定により法務大臣が定める土地所在図等の作成方式」に合致しない形式になってることがほとんどです。中でも一番分かりにくく、多くあるエラーは、画素の記録方向が、「左上から水平方向（オリエンテーションタグ＝1）」になっていない、というものです。このチェックをするには専用のソフトウエアが必要ですが、なかなかこの確認機能が付いているソフトウエアがありませんでした。

去る11月に開催された、関東ブロック協議会のオンライン登記申請担当者会同終了後の雑談の中で、新潟県土地家屋調査士会所属の本間清弥先生より、ご本人が作成されたフリーソフトウエア「Tif_CHK」をいただきました。

（http://www.vector.co.jp/soft/winnt/business/se479953.html よりダウンロード可能）

この「Tif_CHK」は簡単にTIFF形式ファイルの形式確認ができますので、スキャナ等からTIFF形式図面を作成された場合、この「Tif_CHK」で申請前にチェックをすると安心です。ただし、ヘルプファイルにも記載されていますが、巾と高さについては、換算値の関係でエラー表示になる場合があるようですが、問題はないようです。（本間先生、便利なソフトウエアをご提供いただきありがとうございました。）

次に、XML形式です。こちらは本来の推奨形式で、専用のソフトウエアが必要になります。また、三斜求積の方法は選択できませんのでご注意ください。各社ソフトベンダーより販売されているものと、日調連が無償で配布しているものがありますが、販売されているものについては各販売元にご確認ください。

日調連がホームページにおいて配布しているものは、無料だけに若干使い勝手が悪いですが、現在は若干修正が加えられ、慣れればそこそこ利用できると思います。ただし、XML形式については現在のところ、そのチェックソフトウエアが無いので、問題なく法務省システムに受け入れられるかを事前チェックすることができません。今後はこの方法についてもう少し検討しなければならないと思いますが、1月からは、各登記所のシステムにワーニングチェック機能が導入されるようなので、申請後になってしまいますが、図面ファイルが開けない等の原因について各登記所にて確認ができるようになるようです。

どちらの形式を利用されるかは、各事務所の環境等があると思いますので、それぞれ選択していただきたいと思います。

図面ファイルを作成時によくある間違いがもう一つあります。どちらの図面形式にも共通して、今までの職印を押していた代わりに、XML署名ファイルというファイルを作成し、一対にして添付情報とします。これは、土地家屋調査士が図面情報を作成し、そのファイルの改ざん等がされていないことを証明するためのもので、作成後にはファイル名の変更はもちろん、内容変更等をした場合は再度署名ファイルを作成しなければなりません。

この手順等を間違えるとエラーになってしまいますのでご注意ください。

おわりに

先日、新入会員の方から連絡があり、オンラインによる登記申請について教えて欲しいということでした。快く引受け、内容を聞いてみたところ、完全オンラインによる建物表題登記がしたいということで、申請人委任状はもちろん登記令第12条、図面も日調連XMLソフトウエア（修正β版）にて作成、そして申請しました。提出された登記所も慣れていなかったようで、何度か電話連絡をしたものの、幸か不幸か補正まで経験でき、無事に登記が完了しました。本人曰く、なんと土地家屋調査士になって初めての申請だそうで、「今後は書面での申請はしません」とのことでした。時代はもう書面で申請したことがない土地家屋調査士が登場してきているのです。書面で申請をしていたことが懐かしく思える時代が、もうそこまで来ているのかもしれません。

以上、私が最近多く説明した要点等をつづらせていただきましたが、紙面の都合もあり、物足りないところがありましたことをお詫びいたします。

本年度になってから、口を開けば「オンラインによる登記申請」と連呼してまいりましたが、なかなか会員の皆様には受け入れていただけませんでした。しかし、今回の租税特別措置法84条の5の改正により、オンラインによる登記申請の申請率が格段にアップされることと思います。業務の都合上、コンピュータとは今まで早くから馴染んできた我々土地家屋調査士ですから、あとは慣れと、きっかけだけだと思いますので、一人でも多くの会員の皆様のオンラインによる登記申請率アップにお役に立てばと思い、寄稿させていただきました。

会報が発行される頃には、皆さんすでにオンラインによる登記申請を数多く申請されているかもしれません。システム上の問題等により、新システムが稼働するまでは、簡単なようで意外と奥が深く、面倒なことを強いられることもあるかもしれませんが、今後ともオンラインによる登記申請にチャレンジ、継続、そしてご理解くださいますようお願いします。結びに、慣れないオンラインによる登記申請が登記完了になった夜は、フカヒレを肴に紹興酒で打ち上げが良いかもしれません。

（会報7月号、8月号参照）

アジア法学会秋季研究総会

シンポジウム

アジア諸国の裁判外紛争処理(ADR)の実情と課題

11月14日13:00－18:00、東京大学駒場キャンパス11号館において、アジア法学会主催、東京大学大学院総合文化研究科「人間の安全保障」プログラムおよび同研究科地域文化研究専攻共催によるシンポジウム「アジア諸国の裁判外紛争処理(ADR)の実情と課題」が開催されました。

はじめに、司会の佐藤安信教授(東京大学大学院総合文化研究科)から、開会の挨拶を兼ねてシンポジウムの趣旨説明がなされ、続いて、5名の報告者より、ADRの理論、および、中国、ベトナム、カンボジア、東チモールにおけるADRの事例が紹介されました。発表終了後、山田文教授(京都大学法科大学院)より、総括と各発表に対するコメントが述べられ、それに対して各報告者から補足説明がありました。また、質疑応答では会場から多数のコメントや質問が寄せられました。各報告者の発表内容は次のとおりです。

■ADRの理論と実践：太田勝造(東京大学大学院法学政治学研究科教授)

小島武司教授によると、紛争解決方法の関係は惑星系に類似しているという。つまり、太陽を中心に水星、金星、地球、火星、小惑星、木星、土星、天王星、海王星といった惑星が存在するのと同様に、法律・訴訟(law & litigation)を中心に裁判(judgment)、和解(settlement)、裁判所付設仲裁(court annexed arbitration)、裁判所付設調停(court annexed mediation)、仲裁(arbitration)、調仲(med-arb)、内容調停(content mediation)、プロセス調停(process mediation)、交渉(negotiation)といった紛争解決方法が存在するという。ここで、発想を転換し、中心(出発点)に交渉を置き、交渉による合意への最善の代案(BATNA：Best Alternative To a Negotiated Agreement)としての訴訟を外側にもっていくと次の理論を適用することができる。

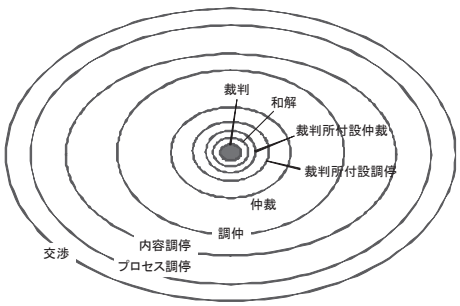

紛争解決方法

(1)パレート改善(Pareto Improvement)とパレート最適(Pareto Optimality)：社会状態Aよりも社会状態Bのほうがよい(少なくとも一人が以前よりも幸せになり、以前より不幸になる人がいない)場合をパレート改善といい、AからBに変わることを拒否する人はいないので、満場一致の合意が得られる。一方、いかなるパレート改善も不可能である(どのような変化も必ず敗者を生みだす)場合をパレート最適という。

(2)コースの定理と取引費用：取引費用(交渉、情報、監視、訴訟、弁護士、執行にかかる費用など)がかからなければ、どのような交渉もパレート最適な合意をもたらす。つまり、コースの世界では、交渉による合意は社会的に望ましい。

(3)完全な交渉による合意：取引費用のかからない合意は、社会的に望ましいので、交渉は中心(出発点)にあるべきである。

(4)取引費用を最小化するADR：ADRは、人を理性的にする、金銭的・時間的・精神的コストを

低減する、情報の不均衡を是正する、情報を提供する、話し合いの場を設ける、外部性を内部化する（利害関係者の参加）といった理由から、パレート改善的に紛争を解決することができる。

(5) 再配分を可能にする法律・訴訟：パレート改善には限界がある（以前よりも幸せになる人と、以前と変わらない人がいる場合、後者は不公平な社会状態であると感じる）ので、再配分が必要となる。法律・訴訟による再配分によって、公正な分配が可能になる。

結論として、①交渉は紛争解決の中心（出発点）にあるべきである、②法律・訴訟は交渉による合意への最善の代案を整える、③ADRはパレート改善、つまり、紛争解決をコースの交渉に導き社会的に望ましい状況をもたらす「効率を高めるもの」である、④法律・訴訟は再配分を可能にする「公正を高めるもの」であるといえる。

■中国ADRの実情と課題：李美善（中倫律師事務所 東京支店代表）

人民調停制度（People's Mediation System）に関連する法律としては、人民調停委員会暫定組織に関する通則（国務院、1954年公布・1989年改正）、人民調停業務に係る若干の規定（司法部、2002年公布）、人民調停審議に関する民事裁判に係る若干の規定（最高人民法院、2002年公布）があり、現在は人民調停法を起草中である。調停組織としては、民事紛争の和解を仲介するために、村民委員会や市民委員会により設置された、あるいは企業内に設置された市民組織である人民調停委員会があり、調停員は3年任期で指名・選出される。人民調停制度において扱われる事件は、労働、家庭、結婚など一般的な民事紛争である。調停は、法に基づいて事件を扱うこと、当事者の自由意志を尊重すること、当事者が裁判所で訴訟を起こす権利を尊重することを原則としている。調停は当事者間の合意であり、調停開始と同時に時効は停止し、調停終了と同時に時効が再開する。2008年現在、中国全土で83万の人民調停委員会が存在し、48万人の調停員がいる。約498万件が受理され、そのうち483万件（96.9％）が和解合意に終わっており、執行率は90％以上である。和解後に訴訟に発展した事件のうち、90.6％で和解合意が支持されている。

民事調停制度（Civil Mediation System）に関連する法律としては、民事訴訟法85条～91条がある。民事調停は、裁判官により開始され、裁判官または陪審員の監督下で行われる。民事調停は、法律原理に基づくこと、当事者の自由意志を尊重することを原則としている。当事者による和解合意は、裁判所の判決と同様に強制力をもつ。

仲裁（Arbitration）に関連する法律としては、仲裁法がある。仲裁組織として、中国国際経済貿易仲裁委員会（CIETAC）が、ほとんどの大都市で設置されている。仲裁は訴訟と比較して柔軟であり、時間がかからないなどの利点がある。

■ベトナムの仲裁法改正：Vu Anh Duong（ベトナム国際仲裁センター事務次長）

ベトナムでは、1963年に国の経済仲裁組織が設立され、中央から地方に至るさまざまな行政レベルで、経済契約に係る紛争の解決、査察、指針の提示、研修の実施などを担ってきた。1993年、人民裁判制度内に経済裁判所が設立されると、国の経済仲裁組織は解体され、ベトナム国際仲裁センターなどの非政府経済仲裁組織が設立された。しかし、非政府仲裁に関しては、多くの規定が国際仲裁に適合しない、裁判所の支援がない、仲裁判断の強制力がないなどの理由から、非効果的で、新設された経済仲裁センターもほとんど訴訟に役立たなかった。そこで、2003年に、商業仲裁に関する法令が定められ、商業仲裁のための規制の枠組み、国際仲裁法・実務に適合した原則、裁判所の支援、仲裁判断の有効性・強制力が規定された。ただし、この法令には、司法権の範囲、暫定手段、裁判所の役割、仲裁判断の取り消し（当事者の一方が仲裁判断に異議を唱えれば容易に取り消すことができる）といった点で欠陥がみられた。それゆえ、不適切な規定に対処し、2005年に導入された商法および外国投資法、ベトナムのWTO加盟を考慮し、新たな仲裁法を導入するべく、ベトナム仲裁法案（Vietnam Draft Law on Arbitration）が起草された。

ベトナム仲裁法案は、現在のビジネスや紛争解決の実務に適していること、他国の仲裁法に類似して

いること、国際通商条約に適合していることを原則としており、2003年の商業仲裁法、仲裁センターの報告書、国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)のモデル法、外国仲裁判断の承認および執行に関する条約(ニューヨーク条約)、先進国の仲裁法を参考にしている。新たな特徴は、①仲裁により解決可能な対象を拡大した、②消費者が仲裁条項に異議を申し立てられるようになった、③仲裁契約の形式を多様化した、④仲裁者名簿から仲裁員を選抜しなくてもよくなった、⑤仲裁裁判所に暫定手段を指示する権限を与えた、⑥上訴の放棄について定めたである。UNCITRALのモデル法との違いは、仲裁員の資格(モデル法では条件なし、仲裁法では条件あり)、仲裁判断の原則(多数決で決まらなかった場合、モデル法では取り決めなし、仲裁法では仲裁裁判所長が判断)、仲裁判断の強制力(モデル法では仲裁判断が裁判所に認められると執行、仲裁法では取り消しの要求がなければ裁判所を通さず直ちに執行)である。現在、法律の名称、仲裁員の資格、仲裁手続きにおける代理人の役割、仲裁センター設立の条件、仲裁の可能性などについて議論中である。

■カンボジア労働仲裁：Kong Phallack（カンボジア・パンニャサストラ大学教授）

1997年の労働仲裁法に従い、2002年12月に仲裁協議会が設立され、2003年5月より同協議会の運営がはじまっている。仲裁協議会設立の背景には、カンボジアが世界経済に組み込まれたこと、産業(特に衣類・観光部門の)労働人口が急速な増加を続けていること、それに伴い、労働政策・労働法施行・労働紛争解決の責任機関の課題が増えたことなどが挙げられる。これに対処するため、ILO労働紛争解決プロジェクトおよびMOLSAVY（労働省関連組織)が仲裁センターの設立を支援し、地元のNGOや地域法教育センター（CLEC)とともに仲裁業務を実施している。

仲裁協議会の特徴は、①三者システム、②独立性、③効果、④裁決、⑤専門性である。①、②について、仲裁員の1/3は労働組合、1/3は労働省、1/3は雇用主から成っており、いずれも支配力をもたず、仲裁員の利害の衝突に関しては厳しい規則がある。③について、調停は19日かかるのに対し(集団紛争は直ちに労働監督官に報告→48時間以内に大臣が調停員を任命→15日以内に調停員が合意／報告書→48時間以内に報告書を大臣に送付)、仲裁は15日で済む(3名の仲裁員から成る仲裁委員会を組織→3日以内に仲裁委員会が合議→仲裁員が決定を下す→直ちに大臣に通知→当事者に通知)。④について、当事者は聴聞に出席することが義務付けられており、仲裁委員会は証言を聴くこととなっている。また、当事者の一方から協議会に提出された書類は、もう一方の当事者にも提示される。仲裁協議会による強制仲裁は、15日以内に仲裁判断となり、その後8日以内に異議がなければ拘束力をもつ。異議がある場合、法律に明記されている権利については、労働裁判にかけるか、あるいは、ロックアウトやストライキなど示威行為に出ることが可能である。法律に明記されていないが契約や協定に明記されている利害については、示威行為に出ることが可能である。ただし、契約等によってあらかじめ異議を唱える権利を与えないことも可能である。⑤について、仲裁員は、専門家としての傑出した実績、労働法や紛争解決に関する知識、労働法や仲裁技術の訓練経験、国際専門家による指導経験がある者とする。なお、カンボジアの法律下では個別紛争(1雇用主 対 1以上の労働者)と集団紛争(1以上の雇用主 対 労働組合や労働者集団)という2つの労働紛争がある。個別紛争については、MOLVT（労働省関連組織)による任意調停を経て労働裁判にもちこまれる。集団紛争については、MOLVTによる強制調停、仲裁協議会による強制仲裁を経て、権利については裁判または示威行為に、利害については示威行為にもちこまれる。

現在、仲裁協議会では、当初21人であった調停員が30人に増え、受理した事件も年間31件から約150件に増えている。これまでに受理した事件は1138件、うち、取り下げ28件、労働者が異議を唱えた仲裁判断87件、雇用主が異議を唱えた仲裁判断180件、拘束力のある仲裁判断45件、仲裁判断520件、合意277件である。今後の課題は、仲裁協議会の独立性・透明性・公平性を保ち、持続可能なものとすることである。具体的には、増加する事件の負担、資金調達、利害関係者への支援の継続と公平性のバランス、仲裁命令や仲裁判断を強制する確

実なメカニズムの欠落、個別紛争に対する司法権限などへの対処が求められる。

■東チモールの土地紛争における伝統的手法の応用：宮澤尚里（東京大学大学院）

17世紀以降ポルトガルの植民地であった東チモールは、1975年に独立を宣言したものの、すぐにインドネシアに侵攻され、1975年から1999年までインドネシアの占領下にあった。インドネシア占領時には、紛争により天然資源が激減し、森林に関しては、インドネシア軍による暴動鎮圧（反対勢力を追い出すための定期的な山焼きなど）や伐採・木材採取により、1972年から1999年までに192,250 ha（森林面積の30%）が消失した。しかし、東チモールでは、人口の80％が地方に住んでおり、村人の94%は農業を収入源とし、森林を木材・医薬品・食糧としても利用するなど、天然資源に依存した日常生活を送っている。国の国土開発計画に「本物の永続的な貧困削減は、環境が人々の頼りとなるサービスを提供することができ、天然資源が長期的な発展を損なわない方法で利用される場合においてのみ可能となる。」と記されていることからも環境重視の姿勢は明らかである。インドネシア軍の撤退後、1999年から2002年まで、国連東チモール暫定行政機構（UNTAET）が国家建設と行政活動を進め、2000年には、天然資源管理のための暫定規則として、違法な木材伐採と無許可の山焼きを禁止する規則（違法伐採には罰金も科す）と、「保護自然地域」として指定された15地域を保護する規則を制定した。しかし、多額の罰金は非現実的で、法的強制力もなかったため、違法伐採は進み、規則の即効性はなかった。

2002年5月に東チモールが独立すると、土地および天然資源の管理に関する慣行を復興しようとする動きが起こった。タラ・バンドゥ（Tara：つるすこと、Bandu：禁止）と呼ばれる慣習的規則（たとえば、木の枝でつくった十字にライターをつるすことで山焼きの禁止を象徴する）は、東チモールで盛んに実行されている天然資源保護の慣習である。タラ・バンドゥによる禁止事項は多岐にわたり、制裁規定を決定するための集会と告知のための公式儀式を経て成立する。強制メカニズムとして、規則に違反した人には、地域社会の指導者によって決定された罰金が科せられる。天然資源管理と密接な関係がある土地保有制度に関しては、東チモールでは、人口1,041,000に対し、登記された土地は47,000未満（ポルトガル植民地時代の2,709とインドネシア占領下の44,091）と少なく、ほとんどの土地は慣習法によって管理されている。地元住民は、環境を土地、森林、天然資源、宇宙論、先祖などから成る一体的なものとして捉えていたが、インドネシア占領時に聖地・地域森林から離れた土地に再定住させられ、物理的環境のみならず天然資源を管理・保護してきた地域社会の社会的構造をも失った。

東チモールの新政権は慣習の重要性を強調しており、憲法にも「規範と慣習を認め評価することとする」と明記されている。特に、慣習法であるタラ・バンドゥは評価されており、2004年の農林水産省による森林と流域の政策・戦略において、地域規則にタラ・バンドゥを取り込むことが求められているほか、NGO、研究者、国際社会も効果的な天然資源管理方法としてタラ・バンドゥを促進している。タラ・バンドゥは地域密着型の天然資源管理方法であるため、地元住民にも馴染みやすく受け入れられている。一方で、地域限定的な規則であるため、村どうしの紛争解決などには限界があり、近隣の村との協力や、政府の規則や仲介による支援も必要である。費用効果的な天然資源管理メカニズムとされているタラ・バンドゥの復興は、森林・流域管理の人材が不足している政府にとって技術的な利点となるほか、新政府がインドネシアによる支配政権と異なることを示すという点で政治的な利点にもなる。また、伝統的リーダーにとっては、インドネシア政権下で失った権力の正当性を国に認めてもらい、失われた天然資源を回復・管理する上で利点となる。タラ・バンドゥの事例は、紛争終結国における天然資源管理のために、国の法律に慣習的規則を組み込む過程を示すものであり、このようなアプローチの有用性について検討することは有意義であると考えられる。

取材：研究員　剣持智美

境界シンポジウムinふくおか2009

平成21年11月5日（木）、アクロス福岡イベントホールにおいて、福岡県土地家屋調査士会主催の「境界シンポジウムinふくおか2009」が開催されました。
本大会は3回目であり、過去2回は境界紛争をめぐる解決手続の利活用をテーマとしてきましたが、今回は「地理空間情報」と「地図の整備」をテーマとした開催となりました。
参加者総数は約400名で、同時に一般市民を対象にした土地境界および表示登記に関する無料相談と、明治時代の古地図等の展示会も開催され、大盛況となりました。

会長挨拶

福岡県土地家屋調査士会
中村邦夫会長

近年のIT化、高度情報化社会の発展に伴い、社会のあらゆる情報の一元化が求められている。我々土地家屋調査士が日常業務で蓄積してきた土地建物の登記情報は、国民の不動産の権利の明確化の基礎となり地図情報の根幹をなすものではないか。

地理空間情報の基となる基盤地図情報に我々土地家屋調査士が今後どのように関わりをもって対応していくのか、また、国民生活の利便性の向上と、更なる不動産の権利の明確化と活用に役立つことができるか、このシンポジウムで考えてみたいと思い今大会の趣旨とした。

このシンポジウムが、参加いただいた皆様に役立つものとなるであろう。

基調講演

第一部

『地理空間情報について』

九州大学大学院工学研究院教授
江崎哲郎氏

GISによる技術のイノベーション（技術革新）

1. GISを取巻く環境について

①1990年代、インターネットGIS時代
②2000年代、モバイルGIS時代
③2007年、地理空間情報活用推進基本法（NSDI法）公布され、地理空間情報の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが整備された。（理念・責務・基本計画・基本的な施策等）よって、現在および将来の国民のニーズに備え、安心して利活用できるような技術開発等の環境整備がされ、技術革新が進められている。

2. 利活用事例として

100年前、50年前の土地利用の変遷が大きい地域の100ｍメッシュの土地利用図を作成し、

・長期的視点からの都市化、都市問題の取組み支援
・山地低地の開発と斜面災害、洪水災害への対応を検討してみた。まず1900年から1950年の地形図をスキャニングし、土地利用ごとのレイヤを作成し、国土交通省の数値データとあわせ、GISによる空間解析を経て、土地利用の変遷データを作成する。

その結果、都市化による土地利用の著しい変化は、土砂災害等の危険領域への住宅等の侵入の促進が確認され、古い土地利用図は長期的視点から基礎的データとして活用が期待されることが判明した。

よって、将来もこの様なニーズに備えるよう地図整備は重要な役割を果たさなければならない。

3. これからのGIS情報システムに要求されること

①効率化・コスト削減
②地図と関連付けたデータベース
③従来の仕事のやり方を変革する（常識を覆す）
④これまで不可能だったことを実現する

⑤将来のニーズに備える
⑥GISが普及するためには

人材育成とTIPS & TRICK
（企画能力、ソフトを使う訓練）
（技術相談、教えあう環境）

基盤地図情報としての地図の整備は必要不可欠なものである。

その分野において、土地家屋調査士に求められている役目は大きく、また期待されているのではないか。

第二部

『地図整備について』

日本土地家屋調査士会連合会
名誉会長　西本孔昭氏

筆界特定制度は地図整備の救世主である

我々土地家屋調査士は、しっかり過去を踏まえて今を見直し、どんな仕事が将来に向けて役立つのか改めて考えてみたいと思う。

「地図を読める人は、その広がりも高さも加味することができる。」と聞く。また、地租改正時に発行された地券や旧土地台帳および現在の登記情報と併せて見れば土地と人の物語が読める。ところが、いざ境界紛争が発生すると読めなくなるのか？あえて読まないのか？法定の場においても耳を塞ぎたくなるやり取りに遭遇する。そして、最近では、悲しいことに隣人同士の境界紛争が原因で殺人事件まで発生している。

このようなことは、地図が整備されていれば起こらない問題だったのではないだろうか。

地図整備が遅れている原因としては、

・縦割り行政の問題
・表示登記手続（分筆、地積更正、地図訂正）における、法務局側の審査手続（添付書類等）の問題
・紛争解決における法整備の遅れ

が考えられる。

そこに、司法制度改革から、行政が自ら筆界を判断しなくてはならない「筆界特定制度」がスタートした。これは、画期的なものであり、地図整備に欠かせない救世主的なものである。しかし、筆界が特定されたからすべての問題が解決したわけではなく、そこに土地家屋調査士がADRを推し進めていく意味があり、筆界特定との連携が国民から期待されているのではないか。

国民生活が平穏に保たれ、明治初期の地租改正のように50年後、100年後と将来に役立つ地図を作っていくことが、これからも我々土地家屋調査士の仕事ではないか。

パネルディスカッション

テーマ

『地理空間情報の活用と地図整備』

写真左から
《コーディネーター》
九州大学大学院工学研究院教授
江崎哲郎氏
《パネリスト》
国土交通省国土地理院九州地方測量部長
佐々木久和氏
福岡県企画・地域振興部情報政策課企画主幹
古保里　学氏

写真左から
《パネリスト》
福岡法務局民事行政部不動産登記部門総括表示登記専門官
福岡誠治氏
日本土地家屋調査士会連合会
名誉会長
西本孔昭氏
福岡県土地家屋調査士会会員
谷口憲三氏

江崎氏：このディスカッションでは、今後、地理空間情報がどのよ

うに活用され地図整備がどのように進められて行くのか、また筆界の問題にどのように取り組んで行くのか、それぞれの立場から情報をいただき、その取組みを紹介してもらいたい。

佐々木氏：地理空間情報について、国土地理院が現在取り組んでいる基盤地図情報整備・更新のなかで、特に土地家屋調査士の業務と関連の深い部分を紹介したい。

まず、「地理空間情報高度利用社会」(「ユビキタス社会」)の実現を目指すべく「地理空間情報活用推進基本計画」が2008年4月に策定された。この計画は、産・学・官の連携の強化が示されており、国の機関である国土地理院は、先頭に立って推し進めなければならないのである。また、地図整備の一躍を担っている土地家屋調査士の責務も重要だと思う。推進基本計画には、**「地籍調査、登記所備付地図等の電子化の推進」**の必要性が示されており、その中には、地籍調査の促進の重要性、平成17年の不動産登記法改正の重要性が示されている。

今後、国土地理院としては、地理空間情報活用推進基本計画に伴い、平成23年までに基盤地図情報の整備・更新を進めていく。

古保里氏：福岡県の取り組みは、「NSDI法」の施行により策定された「地理空間情報活用推進基本計画」は基本計画が目指す「地理空間情報高度利用社会」の実現のための意思決定を支援するツールとして活用することが重要であり、自治体はそれを目指すべきだと思う。そのためには、**産・学・官が一体となった取組み**が必要である。

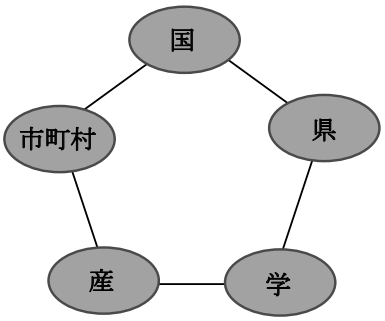

相互に連携を図りながら協力することが重要で、国は地方公共団体、民間、学界と連携を強化する必要がある。

そのなか福岡県では、本年度より、産・学・官の連携の強化と各市町村への取組みを強化するため「産・学・官合同勉強会」を開催している。今後ともこの勉強会を継続して行きたい。

江崎氏：ここで大変重要なことは、横断的な取組みが必要であることだと思う。

福岡氏：法務局としてはまだ、地理空間情報への取組みは直接には関与していない。

従って、不動産登記における法務局の実情を説明したいと思う。

まず、法務局は全国約500か所存在している。以前は、紙ベースで業務を進めていたが、昭和63年から登記簿のコンピュータ化が開始された。

・平成20年3月、登記簿のコンピュータ化完了
・平成20年7月、オンライン申請がスタート

地図に関しては

・平成5年から地図管理システムを導入
・平成18年から地図と登記情報がリンクした形で稼動を開始した。これは、平成22年度までに、全国の全ての登記所に地図管理システムを配置させる。
・現在法務局備付図面(地積測量図、建物図面、各階平面図等)を地図管理システムに導入する作業を進めている。平行して、旧土地台帳附属地図のような古い地図もデータ化を進めており、これを平成24年度までに完了させる予定である。

あえて地図整備への取組みを挙げるならば、平成15年の平成地籍整備の推進に伴い、DID地区内の地図混乱地域での法14条地図作成業務が挙げられる。これは法務局の改・新8ヵ年計画によるもので、全国的な取組みがされている。

もうひとつの取組みとしては、平成16年6月から地方公共団体が実施している、地籍調査事業への法務局職員への協力が法務省民事局長より通達されている。

谷口氏：私からは地理空間情報活用推進基本法(NSDI法)と土地家屋調査士業務の関わりについてお話したい。

まず、土地家屋調査士が関わる位置情報は

①土地の境界に関する情報
②建物の登記に関する情報

であり、この目的は、不動産の現地における権利の明確化である。

そこで、土地家屋調査士が、日常的に作成する地積測量図(不動産登記規則77条に基づき作成された図面)が、基盤地図情報として活用できるのではないか。だとすれば、2点ほど考えられる。

①登記基準点の利用
②地図(不動産登記法14条)作成への貢献

(上記の地積測量図が寄せ集まれば、法14条地図の素図として利用できるのではないか。ま

た民活にて法14条地図作成事業に貢献できる。）

このように、土地家屋調査士が作成した情報を基盤地図情報として利用できる方向で、多くの土地家屋調査士が参加して、それらの情報を収集し、提供していく環境が整えば、社会貢献という視野で、土地家屋調査士の未来があるのではないか。

江崎氏：今まで、地理情報の活用に関しての各機関の取組みや、活用する上での問題点等をお話いただいたが、そこで、西本名誉会長にこれからの土地家屋調査士業務の変革、拡大について、お考えを述べていただきたい。

西本氏：これからの土地家屋調査士は、発足当時から比べれば、技術も能力も向上し、社会からの期待度が大きくなった。それが故に、「法理・数理・心理」の三つの要素は持っておかなければならない。また、紛争解決も大事であるが、紛争予防にも力をそそがなければならないため、法14条地図作成に従事し地図整備に貢献しているわけである。

また、先程行政における「ワンステップサービス」という言葉がでてきたが、国民の視野に立った業務の変革、拡大が必要だと思う。

江崎氏：最後にまとめとして、地理空間情報の活用の推進においては、

Better Communication Collaboration and Coordination

と表現したように、産・学・官および市民を交えた、横断的な繋がりが大切ではないか。そして土地家屋調査士の方々には、先程GISの普及の条件で挙げた、企画能力の分野において、専門性を発揮し、貢献していただきたい。

取材　広報員　佐藤栄二

取材者より

今回のシンポジウムに参加してまず思ったことは、将来の国民にとって夢のある内容であり、我々土地家屋調査士が、その夢を叶うための担い手の一人であることを改めて実感しました。

我々土地家屋調査士が業務として携わっている表示に関する登記（分筆、地積更正等）、法14条地図作成事業、地籍調査事業および筆界特定制度とADRへの取組みが、地図整備の重要な一躍を担っているのであります。それはいうまでもなく基盤地図情報を提供し「ユビキタス社会」の実現を担っているのではないでしょうか。よって、それを今まで以上に研鑽し、推し進めることにより、我々土地家屋調査士が国民のニーズに今以上に応えられる隣接専門家として社会的貢献ができ、その結果、制度を維持し、発展して行けるのだと思います。

では具体的にどうしたらいいのか？それを皆で考えましょう。そして夢を叶えましょう。

CSIS DAYS 2009

平成21年11月12日ー13日、東京大学柏キャンパス総合研究棟6階大会議室において、東京大学空間情報科学研究センター（CSIS）年次シンポジウム「CSIS DAYS 2009（全国共同利用研究発表大会）」が開催され、兵庫県土地家屋調査士会の藤井十章会員が「土地家屋調査士が行う業務データの地理空間情報化についての研究ー位置参照点運営事業についてー」と題して研究発表を行いました。

■研究発表会について

この研究発表会は、「CSISを中心とした空間情報科学に関する共同研究の成果を広く知っていただき、産官学の連携を促進する研究交流の活発な場となることを期待し」、一般公募による研究発表および共同研究を進めている研究者の研究発表の機会を提供するものです（CSIS DAYS 2009 アブストラクト集より）。研究発表会は、4つのセッションから成り、各セッションとも、まず12名の発表者が5分ずつ口頭発表を行った後、45分のポスターセッションで個別の説明を行うという形式でした。12日（木）には、セッションA「自然環境」、セッションB「都市・生活」、13日（金）には、セッションC「システム・ツール・データ」、セッションD「理論・交通・人口・災害」の発表が行われました（研究発表会のプログラムについては、http://www.csis.u-tokyo.ac.jp/csisdays2009/program.html を参照）。

■セッションCの様子

藤井会員が研究発表を行ったセッションCでは、①空間情報の名称情報と位置情報のみを利用して異なる種類のデータ同士の空間統合および異なる時点間の時系列化を可能にする時空間データ統合システムの開発（東京大学新領域創成科学研究科ほか）、②航空写真と外部標定要素をデータベースに登録しブラウザ上でステレオ表示・三次元座標計測・地物作成ができるネットワーク型三次元計測システムの構築（アジア航測株式会社）、③時間情報をGISのように視覚的に解析する時間情報解析ツールHu Timeの開発（総合地球環境学研究所ほか）、④GPSロガー・デジタルカメラ・ICレコーダーのデータを統合することによって、流し録り音声から必要な情報を効率的に収集する手法の開発（科学警察研究所）、⑤道路網等のネットワーク空間上付近にあるオブジェクト・事象間の最短経路（ネットワーク距離）を利用したネットワーク空間上解析ツールの開発（株式会社パスコほか）、⑥フォトマッピングに変形アニメーション（周辺を見回す機能）と立体地図データを利用したCGを合成し、写真と地図の間をシームレスに表現する手法の開発（東京大学空間情報科学研究センター）、⑦中縮尺のベクトル地図データベースからの全国土地利用ポリゴンデータの試作（北海道地図株式会社）、⑧自治体合併に対応し任意時点における市区町村白地図の作成および統計データの調整を行うツールの開発（株式会社三菱総合研究所）、⑨地図を利用して住民の公共施設建設希望位置を取得する手法の検討（兵庫県立大学応用情報科学研究科）、⑩境界測量に有用な位置参照点（世界測地成果による現地と空間情報を関連づける点）をRTKGPS測量器により設置し運営している事例（兵庫県土地家屋調査士会）、⑪交通網（道路・鉄道）・土地利用（メッシュ・ポリゴン）・地形（DEM）データから地理空間情報と時間情報を抽出し、時空間地理情報を構築する仕様（地理空間情報の時空間化）の検討（国土地理院）、⑫空間情報を利用したアプリケーションの将来像や必要技術に関して専門家に行ったアン

ケート・インタビュー調査結果(東京大学空間情報科学研究センターほか)について発表がありました。

発表を聞きに来ていた滋賀会の上田会員は、警察庁科学警察研究所による「録音機の時間、写真データの時間情報、GPSの位置情報を合致させ、写真データ付きの地図を作製し、画像をクリックすれば、その時の録音データが再生できる(録音を探してリンクする手間が省ける)という仕組み」が特に興味深かったとのことでした。「この技術を使えば、立会作業時の音声記録などにも応用できるのでは？」ということで、発表者の方に、土地家屋調査士の日常業務について説明し、14条地図整備事業における立会作業等での実証実験(共同研究)を申し入れていました。

■土地家屋調査士の発表

兵庫会の藤井会員が、セッションCにおいて、「土地家屋調査士が行う業務データの地理空間情報化についての研究－位置参照点運営事業について－」と題する発表を行い、前半で土地家屋調査士とは何かについて、後半で位置参照点運営事業について紹介しました。以下、発表の概要です。

土地家屋調査士とは、「不動産の表題部に関する登記手続の専門家」であり、土地に関していえば「境界点を測量し、面積を求めて、申請する仕事」をしています。登記事項に記載されている面積を訂正する、土地を二つ以上に分割する、複数の土地を一つにするなど、「空間情報に関連する業務」を行っています。たとえば、道路を造る場合に、構造物を測量し、道路の境界標識を設置し、登記することによって道路の敷地が形成されることを考えれば、土地家屋調査士は「誰よりも早く現地との整合性がとれた空間情報を作成することが可能な実務者」であるといえます。したがって、「土地家屋調査士を活用すれば、無駄な税金を使わず良質な空間情報を取得・更新」できるのです。ただし、現状では、基準点が十分でない、空間情報を統合するデータベースが確立していない、資格者の技量が不均一であるという問題があります。そこで、これらの問題を解決するために、必要な場所への参照点の創設、データベース確立後に統合できるスキームの作成、組織内特別チームによる技術力の担保を可能にする「位置参照点運営事業」が始まりました。位置参照点とは、「世界測地成果による現地(現実社会)と空間情報(空間情報社会)を関連づけるために参照する点」です。兵庫県土地家屋調査士会阪神支部位置参照点運営委員会が、Network型RTK-GPS測量により、依頼現場の測量箇所に2点の観測点を創設(金属標識・金属鋲を設置)し、個人事業者は、これを基に境界測量を行い測量情報を取得することができるという仕組みになっています。平成16年度に実証実験を行い、平成17年度に規則・要領を作成し、平成18年度から本格的に運営しています。

応援に駆けつけた日調連の山田広報部長からは、「あのメンバーの中でさらりと土地家屋調査士が行う位置参照点運営事業について説明し、ポスターセッションでも堂々としていたこと、同じ仲間として嬉しく思う」、「(若い世代である藤井さんの、このような活動により、)今日で土地家屋調査士はまた新たなる時代に突入したように感じた」という称賛の言葉がありました。

取材：研究員　剣持智美

第３回つくば国際ウオーキング大会

(社)日本ウオーキング協会理事・
茨城県ウオーキング協会会長
(財)日本測量調査技術協会参与
堀野正勝

はじめに

平成21年11月8日(日)、第3回つくば国際ウオーキング大会が、秋晴れの下、茨城県つくば市において盛況裡に開催されました。つくば市市制施行20周年を記念してスタートしたこの大会も、関係諸団体の協力を得て年々その魅力が理解され、第3回を迎える今回も567名という大勢の参加者で賑わいました。

今年は、新型インフルエンザの影響をもろに受け、開催が危ぶまれたが、元気な子供たちの姿も見かけられ、まずまずの大会となったと思います。参加者は、小学1年生から84歳のお年よりまでと幅広いものでした。もちろん主役は、元気な中高年の方々であったことは言うまでもありませんが。

本大会を開催するにあたり、一昨年、昨年に引き続き、日本土地家屋調査士会連合会並びに地元茨城土地家屋調査士会(茨城会)の多大なるご支援とご協力を頂きました。この場をお借りして御礼を申し上げるとともに、本大会の模様を寄稿させていただき、ご支援、ご協力への御礼とさせていただきます。

何時でも、誰でもが歩ける環境が整いつつある

本大会は、平成21年秋よりスタートした(社)日本ウオーキング協会が推進する「健やか、爽やか、ウオーク日本　1800歩いてニッポンを元気に」国民運動をメインテーマに掲げ、つくば市の中央公園(TXつくば駅前)をスタート・ゴールとするウオーキング大会を実施することになりました。

併せて、全国のウオーカー及び茨城県内の住民につくばの魅力を知っていただくとともに、つくば市民のメタボ予防改善に有用なウオーキングに親しんでいただくことを目的にしました。

つくば市は、今年4月より毎月第1日曜日を「つくば元気ウオークの日」と定め、去る6月7日(日)には、第1回の市民参加型の健康促進イベントとしてウオーキング大会をスタートさせたところです。これは、つくば市の市原健一市長が、もともとお医者さんということで、自らも健康管理のために日ごろよりウオーキングに親しんでいるとのこともあり、積極的な施策として実現したものです。この日はもちろん市原市長も先頭に立ち、歩かれたとのことでした。

このような背景で、つくば市の後援をいただきに市庁舎へ伺った折には、「つくば市としても今後大いに協力して、市民の健康促進

常陽新聞
街角の話題
将来はツーデーマーチをつくばで
国際ウオーキング大会、にぎやかに

新聞掲載記事

チラシ

のため、ウオーキング運動を推進していきたい」と力強いメッセージを頂き、今年はもちろん、次年度以降の本大会開催への協力を約束してくださいました。

つくば市がウオーキング活動に積極的に取り組む背景には、茨城県が平成20年12月より毎月第一日曜日を「いばらき元気ウオークの日」としたことが、大きな引き金になったことは言うまでもありません。

また、茨城県には162コース（平成21年3月末）に及ぶ、ヘルスロード（平成14年から順次指定・整備、身近に設置された常設のウオーキングコースで何時でも誰でもが自由に歩けるもの、数百mから10km未満）が全国に先駆け整備されていることもいまひとつのポイントだと思います。

そういう意味では、茨城県は健康立県でもあるし、健康先進県でもあるという恵まれた環境にあると思います。

「ウオーク日本1800」と「一人一植」運動がスタート

この「ウオーク日本1800」運動は、日本全国の1800市町村を3年間かけて全国くまなく歩こうというもので、厚生労働省、環境省、農林水産省、林野庁、国土交通省などの中央省庁が後援し、平成21年9月にスタートしたものです。

この1800運動では、車社会にあって、歩くことは地球に大変優しい（二酸化炭素の削減に寄与する）ことと、さらにCO_2の削減を目指し、地球環境に貢献する「一人一植」運動を併せて展開することとしています。

各県ごとに、県下市町村（茨城県は44市町村）を地図に表したパスポートを作成準備し、全市町村の踏破を目指すようウオーカーの参加意識を高める仕掛けを作っています。パスポートには、各県ウオーキング協会の1800認定大会に参加すると、参加証（押印）と歩いた日付が記載されるようになっており、いつ歩いたかが一目瞭然となっています。

また、「一人一植」運動は、一口100円以上の寄付を募り、植樹の基金を作り、日本全国に緑を増やそうというものです。林野庁が主唱し、（社）日本ウオーキング協会が中心となって、全国各地の大会でこの運動をスタートとさせました。

この運動の推進に当たり、100円以上の基金を頂いた方々には、記念としてチップを樹脂で固めたストラップを差し上げることにしています。このストラップは比叡山延暦寺の千日回峰で知られる「平成15年9月満行の酒井大阿闍梨」の筆によるもので「歩者国寶（歩く人は国の寶です）」と書かれています。今回の大会でも多くの賛同者によって、沢山の基金が集まりました。基金にご協力を頂いた関係者の方々に、この場をお借りし感謝を申しあげます。

また、大会当日は、会場誘導のほか、この基金の募集とパスポートの受付を茨城会の皆さんにご担当いただきましたことを併せて御礼申し上げます。

1800パスポート

記念植樹

上述のように、第3回つくば国際ウオーキング大会は、このウオーク日本1800のキックオフ大会として位置づけられるとともに、併せて、一人一植運動のスタートする大会として、記念の植樹が行われました。

植樹には、市原健一つくば市長（代理岡田副市長）、大星正嗣日本土地家屋調査士会連合会副会長、堀野正勝茨城県ウオーキング協会会長、つくば市立吾妻中学校代表（男女各1名）2名、併せて5人が参加しました。

植えられた樹は、桜の成木で、幹周り18cm、樹高5mの立派なものです。記念してプレートが樹の近くに設置され、長くその意義が伝えられることとなりました。【歩いてニッポンを緑に！「一人一植運動」記念植樹】がプレートの文言です。

記念の植樹（右から2人目・大星副会長）

ウオーキングの出発式で行われた記念植樹に対し、大会参加者から盛大な拍手が送られました。この桜の樹が来春には鮮やかなピンクの花びらを沢山付けてくれることを心から祈念したいと思います。

ウオーキング大会

つくば国際ウオーキング大会は、全国規模の2日間開催のツーデーマーチを目指し、スタートしたもので、(社)日本ウオーキング協会(JWA)と地元茨城県ウオーキング協会(IWA)、茨城土地家屋調査士会が協力し、実行委員会を立ち上げ実施しています。

後援には、前述の関係5省庁、地元つくば市､同教育委員会の他、茨城新聞社などメディア関係が名を連ねています。日本土地家屋調査士会連合会は、協賛団体としてご参加、協力を頂いております。

このような背景から、第3回を迎える本大会も、ツーデーマーチを前提として､前日の11月7日(土)には、つくば山麓のつくば道(日本の道100選に指定され、歩きたくなる道500選のコース)を中心に「せっかくウオーク(遠方からの参加者への感謝のウオーク)」を開催しました。

つくば市筑波庁舎(旧筑波町庁舎)をスタート・ゴールとする10 km程度のコースで、中心となる「つくば道」は徳川三代将軍家光も参詣したといわれる筑波山信仰の参詣道です。途中には、境内を真っ赤に染めるもみじの紅葉と筑波山を借景として配した真言宗の古寺「普門寺」や奈良朝時代の郡役所であった「平沢官衙跡」などが発掘復元され、景観としては、なかなかしっとりとした素晴らしいコースとなっています。

当日は、茨城県内、関東近県からウオーカー約70名余名が参加し、深まりゆく晩秋のつくば道を楽しみました。

本番当日は、朝から澄み切った青空となり、100％大成功を確約してくれる天候となりました。役員は早朝6時に集合し、準備に取りかかり、9時から受け付け、10時出発のスケジュールであわただしくスタートしました。

開会式は9時30分よりつくば中央公園(メイン会場)で行われました。大会会長(堀野IWA会長)の主催者代表挨拶に引き続き、市原つくば市長(代理・岡田副市長)並びに大星日本土地家屋調査士会連合会副会長の祝辞を頂きセレモニーがスタートしました。

開会式には、日調連から大星副会長のほか、山田広報部長が、また、茨城会からは、村上土浦支部長はじめ多数の方にご参加いただきました。この場をお借りし、ご参加、ご協力に感謝いたします。

引き続き、前述の記念植樹のセレモニー等が行われ、元気な地元中学生男女2人による「激」で、各コースへとスターとしていきました。

大会コースは、A. 20 km　市街地巡り・科学コース(国土地理院、JAXA、産総研などの研究機関を巡る長距離・自由歩行)、B. 10 km市街地巡り・公園コース(松見公園、洞峰公園と歩行者専用道路を歩く・団体歩行)、C. 5 km　市街地巡り・ショートコース(親子、ご老人、ペアーゆったり組など・団体歩行)の3コースで、10時より順次スタートし、夕方4時までには、全参加者が無事ゴールしました。

つくば市内は､まさに秋真っ盛りで、参加者は、黄金色に輝く銀杏並木(産総研など)、トウカエデの紅葉(東大通り)、プラタナスやケヤキの黄葉を心ゆくまで楽しん

開会式　祝辞を述べる大星副会長

元気に各コースへと出発

「激」を飛ばす中学生

参加者のゼッケン

だようです。参加者のアンケート結果から見ると、「楽しい大変素晴らしいウオーキング大会でした」「是非、継続して実施して欲しい」「自由にゆっくり観て歩けるような歩行形態に」など多くの意見が寄せられ、総じて参加者からは「楽しかった」との印象が強かったことが分かります。

おわりに

次年度の第4回大会は、「いばらき及びつくば元気ウオークの日」と定められた6月の第1日曜日(平成22年6月6日)を予定したいと計画中(つくば市等と調整を開始)ですので、引き続きご協力のほどお願いいたします。

最後になりましたが、今大会の開催にあたり、日本土地家屋調査士会連合会並びに茨城土地家屋調査士会(茨城会)の関係者の皆様には多大なご支援、ご協力を頂きました。改めて心より御礼を申し上げ、会報への締めとさせていただきます。

(第3回つくば国際ウオーキング大会実行委員長)

地理空間情報フォーラム2009
会員論文発表③

4年目を迎えた筆界特定制度 ―「はやい・安い・うまい」は実現されているか

大分県土地家屋調査士会　会員
宮嶋　泰

筆界特定制度が創設されてから3年以上が経過した。

筆界特定制度創設当時、スローガンとして「はやい、安い、うまい」ということが言われていた。公式のスローガンではないが、それだけにわかりやすくてインパクトの強いものであったので、時には過大にこのスローガンにとらわれてきた傾向もあったように思える。筆界特定制度の実績を評価する指標としてふさわしいのかどうか異論もあるだろうが、以下、3年が経過した筆界特定制度を、「はやい・安い・うまい」は実現されたのか？という視点から見ていきたい。

1．はやい―「はやい」は実現されていない。早急な改善が必要である

(1)「はやい」は実現されているか？

筆界特定制度においては「標準処理期間」(法130条)を設けている。大都市圏の法務局で「9ヶ月」、他の多くの局で「6ヶ月」が「標準処理期間」とされている。

したがって、筆界特定制度が標榜する「はやい」が実現されているかどうかは、この「標準処理期間」内に処理がなされているかどうか、ということによって測られることになる。

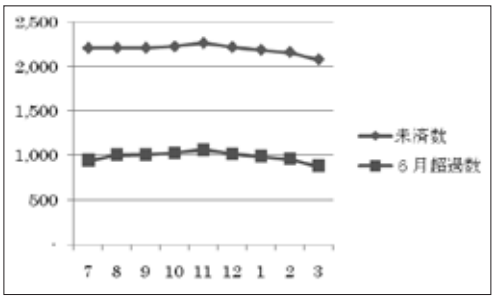

上のグラフは、2008年7月以降の未済事件数及びそのうちの6ケ月以上経過している事件数(6ケ月前までの申請数から当該月までの終了数を引いた数)である(法務省ホームページ統計から作成)。緩やかな減少傾向にあるとはいえ、6ケ月以上経過している未済事件が1,000件近くある。これは、かなり多い数字であると言わざるを得ない。

もちろん、迅速に処理のされている事件もあるであろうし、それは筆界特定制度の存在抜きには不可能なことであったのだろうから、この6ケ月以上の未済事件の多さをもって筆界特定制度の意義がないものということはできない。しかし、現実に自らの定めた「標準処理期間」を超過する事件が数多くある、という点において「はやい」の実現はなされていないものと言わざるを得ないであろう。

(2)「はやい」が実現されない原因は何か？

以上述べたように、当初標榜した「はやい」が実現されていないとすると、その原因は何であろうか？

①「予想を超える多さ」が原因か？

その原因の一つとして言われていることに、「当初の予想をはるかに上回る事件数の多さ」ということがある。しかし、私は、そのような理由では説明がつかないと考えている。

たしかに、筆界特定の申請は、初年度である平成18年に2790件、平成19年に2690件、平成20年に2480件と毎年2000件を超える件数(手続番号数)がなされている。これは、「当初の予想」が、境界確定訴訟の件数並の「年間1000件」程度と見込まれていたのだとすれば、たしかに「はるかに上回る」ものと言えるであろう。

しかし、このような見方には疑問がある。一つは「2790件」というような事件数のカウントの仕方である。筆界特定制度においては、「1筆対1筆」で「1事件」としてカウントされる。したがって、たとえば右図の15番の土地と16番、17番、18番の土地との間の筆界特定を求める場合、「15番対16番」で1事件、「15番対17番」で1事件、「15番対18番」で1事件、とカウントして「3事件」ということになる。実質的にひとつの現場であ

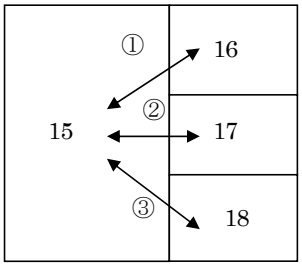

ると思われる場合でも「3事件」としてカウントされるわけである。したがって、境界確定訴訟においては「1事件」とカウントされるような場合でも、筆界特定手続では「3事件」となる、ということがあるわけである。

この関係がどのようになっているかを調査としたものとして、日本土地家屋調査士会連合会が、平成20年に全国の筆界調査委員を対象として行った調査結果がある。それによると、平均して、実質的にひとつの現場とみなされるものは、「1.9」の手続番号を持つものである、という結果が明らかになった[1]。

この調査結果に基づいて考えると、平成18年における「2790件」という手続番号数は、実質的には、1.9で除した数である「1468」くらいの実質的な事件のあることを示していることになる。

筆界特定制度は、そもそも訴訟よりも敷居の低い、より利用しやすい制度とするものとして創設された制度である。そうだとすれば、それまでの境界確定訴訟と比べて1.5倍ほどの申請件数があるのは、「予想をはるかに超える」と言うほどのものではない、と言うべきであろう。したがって、この実際になされた筆界特定申請数をもって、筆界特定手続の進行が遅れて「標準処理期間」を超過する原因とするのは、見通しの甘さを示すだけのように思えるものである。

②詳細設計における問題点

予測の甘さは、制度の詳細設計の問題点に結びつく。

筆界特定手続の処理が迅速に進まない要因は、「筆界特定のための調査」の過程についての詳細設計のまずさに原因があるものと考えられる。

まず、具体的な処理体制から見ることにしよう。

「東京法務局の処理体制については、外部の専門家として筆界調査委員125名にかかわっていただいております。法務局の担当者としては、筆界特定登記官3名（平成19年4月に1名から3名に増員）、補助職員12名（平成18年の制度発足当初は3名。随時増員して12名）が主になり、加えて、支局・出張所の筆界特定専門官等にも相談、資料収集、現場調査の各場面に関与を求める態勢を採っています。ちなみに、12名の補助職員は、各人平均10現場、多い者で15現場を掛け持ちしている状況です。」（大野政徳「東京法務局における筆界特定手続の現状及び筆界特定事案について」「登記インターネット」2009.4　P25）

平成18年の制度発足当初は、筆界特定登記官1名、補助職員3名の4名の体制であったということであり、その体制で東京法務局管内の筆界特定手続を処理できるものと考えていたのであろうから、「甘い予想」は、体制作りの弱さに結びついた、と言えるであろう。

このような人員の体制は、さらにその人員が行うべきものとされる職務内容を見ると、より一層明らかになる。

「現況等把握調査（測量）では、調査した境界標・囲障等の位置の測量も行います。私どもは、現況測量と言っています。この測量は、補助職員が行っています。」（同P.37）

このように、当初3名、現在でも12名の補助職員が、平均10現場を抱えながら、「現況測量」まで行っているわけであり、ここに処理の進まないひとつの原因があると思われる。

このようなことが行われるのは、「法務省民二第2760号　不動産登記法等の一部を改正する法律の施行に伴う筆界特定手続に関する事務の取扱いについて（通達）」（以下「施行通達」という。）において、「事前準備調査においては、原則として、法第134条第4項の職員が、筆界調査委員による事実の調査を円滑に実施することを目的として、資料の収集のほか、必要に応じ、調査図素図の作成、現況等把握調査及び論点整理等を行うものとする。」（記86）とされたことによるものだと思われる。

しかし元来、補助職員は、「法務局又は地方法務局の長は、その職員に、筆界調査委員による事実の調査を補助させることができる。」（不動産登記法134条4項）というように、あくまでも筆界調査委員の調査を補助する存在である。そして、筆界調査委員は、「対象土地又は関係土地その他の土地の測量又は実地調査をすること、筆界特定の申請人若しくは関係人又はその他の者からその知っている事実を

1. 日本土地家屋調査士会連合会社会事業部筆界特定制度対応PT「筆界特定制度の運用に関する実態調査報告書」P.16）

聴取し又は資料の提出を求めることその他対象土地の筆界特定のために必要な事実の調査」(法135条1項)を行うものとして、言わば筆界特定手続における調査を専権的に行うものとして設けられたものである[2]。したがって、筆界に関する調査の実施主体を「原則として」筆界調査委員以外のものとしてしまうことは筆界特定制度の「第一の特色」を没却することであり、法の規定に反する。そして、現実の問題としては、「補助職員」の本来の職務範囲外のことにまで手を伸ばしてしまったことによって、処理が進まず、「はやい」が実現されない原因となってしまっているのである。

このような「調査」過程に関する詳細設計は直ちに改善すべきものであり、筆界特定制度の本来の特色である「筆界調査委員による調査」に主眼を置いた組立に直ちに改善する必要があるものと思われる。

③代理人を前提としない手続の組立

制度の詳細設計のまずさは、筆界特定手続の進行にあたって、代理人が存在する場合に関する想定が弱いところにもあるものと考えられる。

筆界特定制度の3年余の現実を見てみると、東京法務局では、3年間の申請件数624件のうち485件(78%)が代理人がついたものである(うち土地家屋調査士が407件で、特に平成19年は80.5%が土地家屋調査士を代理人とするものであった)[3]。

しかし、「施行通達」における手続進行は、代理人のいない場合をスタンダードとして組み立てられている。たしかに、筆界特定の申請は、代理人なしにできるものであるし、すべてを代理人の存在を前提として組み立てるわけにはいかないのは当然のことである。これは、裁判手続においても同様で、いわゆる本人訴訟を追行する権利を阻害してはならないものである。しかし、現実の裁判手続を見ると、訴訟代理人が存在することを前提とした組立もあるように窺われるところであり、筆界特定制度においても実態に即した組立を考える必要がある、ということができるであろう。

土地家屋調査士を代理人とする手続の場合、対象とする筆界に関する調査・測量の成果を資料として提出する場合が多いので、この資料を活用する具体的な方策をとることを明確にすべきである。それにより、筆界特定手続中に行わなければならない調査・測量のかなりの部分が省略しうることになるであろう。この調査・測量の省略については、「施行通達」の解説などの中でなしうることが述べられているが、あたかも例外的措置であるかのごとき位置づけであるため、より一般的な進行モデルとして明確にする必要があるものと思われる。

2. 安い―「安い」は実現されている。さらに「安さ」のみを追い求めるべきではない

(1)「安い」は実現されているか？

筆界特定制度のスローガン「はやい・安い・うまい」の内、「はやい」については、あまり実現されていないことをみた。では、「安い」は実現されているだろうか？

これについては、基本的に実現されているものと言えるであろう。従来の境界確定訴訟と比較して、関係者の経済的負担は格段に軽くなっているものと言える。

しかし、その上で筆界特定手続における費用負担の問題については問題点がないわけではないし、その問題点と絡めてなお過大に「安さ」を求める傾向もある。言わば、「はやい・安い・うまい」の他の二つの実現度の低さを「安い」の追求で補完しようとするがごとき傾向である。この問題について見ていきたい。

(2)筆界特定手続における費用負担

筆界特定制度における利用者の費用負担については、二つのものがある。

第一は、手数料である。「筆界特定の申請人は、政令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない」(法131条3項)とされ、対象土地の固定資産課税台帳登載の価格にもとづいて手数料の額

2. 「筆界特定の手続の第一の特色は、筆界調査委員という専門の調査機関があり、職権で必要な事実の調査を行うことです。」((清水響「一問一答不動産登記法等一部改正法・筆界特定」商事法務刊　P.17)
3. (大野政徳「東京法務局における筆界特定手続の現状及び筆界特定事案について」「登記インターネット」2009.4　P19-20)

が定められている。たとえば、固定資産課税台帳登載の価格が3000万円と2600万円の土地の筆界特定申請であれば、手数料は9600円となる。この手数料については、その算定方法に問題がないわけではないが、ほとんどの場合、さほど大きな金額でもなく、ここでは取り扱わない。

第二は、「手続費用」である。「筆界特定の手続における測量に要する費用その他の法務省令で定める費用（以下この条において「手続費用」という。）は、筆界特定の申請人の負担とする。」（法146条1項）とされ、不動産登記規則242条で、この「手続費用」は、「筆界特定登記官が相当と認める者に命じて行わせた測量、鑑定その他専門的な知見を要する行為について、その者に支給すべき報酬及び費用の額として筆界特定登記官が相当と認めたものとする。」とされている。そして、「施行通達」において、「特定調査における測量は、原則として、申請人が負担する手続費用（法第146条第1項）によって行うものとする。」（94）として、「特定調査における測量」の費用を、原則として申請人の負担としている。この「手続費用」については、金額も大きくなり、「安さ」の観点から重要であるし、筆界特定制度の手続構造の全体にも関わることであるので、もう少し詳しくみることとする。

(3)「手続費用」の問題

①申請人の全面負担

筆界特定手続中に「手続費用」を要する測量等が必要となった場合、その負担はすべて申請人が負うものとされている。このような規定の仕方に対しては、対象となる筆界に接する両土地の所有者がともに負担すべきではないか、等の批判・議論がある。しかし、筆界特定の基本性格、手続構造から、「申請人の負担とする」という構成そのものに問題がある、とは言えないであろう。事案の性格によって、申請人のみの負担とすることが好ましくない場合には、双方からの申請の形をとっての共同負担とか、双方の話し合いによる負担割合の決定等の運用を行えばよいものと思われる。

それよりも問題なのは、筆界特定手続の中で、どのような場合に「手続費用」の負担が必要になるのか、ということが明らかになっていない点にある。

②申請人の費用負担による測量の実施者

先に見たように、「施行通達」は「特定調査における測量は、原則として、申請人が負担する手続費用（法第146条第1項）によって行うものとする。」（94）としている。ここから「特定調査における測量」が行われる場合には、原則として「手続費用」の負担が必要ということになる。

この規定の問題点は、次のように指摘できる。

まず基本的な問題点であるが、筆界特定手続における測量・実地調査は、筆界調査委員がおこなうことが法的な原則である。すなわち、筆界調査委員は「対象土地又は関係土地その他の土地の測量又は実地調査をすること、…その他対象土地の筆界特定のために必要な事実の調査」（法135条1項）を行うものとされているのであるから、「特定調査における測量」を含めて筆界調査員が行うのが、法の予定した姿であり、最も合理的な方法であると言える。そうであるにもかかわらず、「特定調査における測量」を筆界調査委員に行わせるのではなく、「申請人が負担する手続費用によって行う」こととするのであれば、それなりの理由がなければならないはずであるのに、そのことは明らかになっていない。

たしかに、筆界特定申請を行うにあたって、土地家屋調査士に調査・測量を依頼して、筆界の位置に関する資料をそろえて申請を行う場合と、そのようなことをまったくせずに、ただ筆界の特定を求める場合では、筆界特定手続の中における費用負担を伴う測量実施の必要性は異なるであろう。前者の場合、基本的にその必要性はない、とするべきである（費用負担を伴わない測量は、筆界調査委員・補助職員において行えるところに調査機関を内在させた筆界特定制度の「第一の特色」がある）。それに対して、後者の場合、費用負担を求めて測量を実施する必要性がある、ということになる。このような場合でも「筆界の公共性」に鑑みて公費による測量を実施すべきである、という考え方も成り立つではあろうが、法146条1項の規定はこのような考え方に立たないことを明らかにしているし、それは、調査・測量を自らの費用で実施してから申請する者との衡平、分筆登記等の筆界の確認のための費用負担が土地所有者の負担となっている広範な社会的事実との均衡ということから、十分に合理性のあるものであると考

えられる。

しかし、ここで筆界特定手続において行う測量の費用を「申請人の負担とする」場合があることに合理性がある、ということは、「特定調査における測量」を申請人の負担とするということを原則化してしまうこととはまったく違う。むしろ、「事案の性格に基づいて申請人の費用負担による測量実施が必要なのかどうか、ということをしっかりと判断し、それが必要な場合に実施する」ということは、「あらかじめ「特定調査における測量」という内容の定かでない1ジャンルをつくってしまうことによって申請人負担による測量実施を「原則」化してしまうこと」―とはまったく逆であるといわなければならない。

さらに問題なのは、「特定調査における測量」というものが、いったい何であるのか、およそ明らかではない、ということである。実際この「特定調査における測量」は、各地域においてばらばらの理解がなされている。ある所では、「特定調査における測量」とは、すべての調査が終了して、筆界調査委員の意見も出た後で、筆界特定登記官が筆界特定図面を作成するにあたって行う測量のことであると理解している（実務上そのようなものが必要になるとは思えないが…）。また、ある所では、筆界の位置を特定するために必要な測量を「特定調査における測量」と理解している（そうであれば筆界の位置を特定するという目的意識に基づいて測量を行わなければならないのだから、筆界特定手続に内在する調査機関である筆界調査委員に行わせるべきであり、他の者に行わせようとすることには根拠がない）。さらにまた別のあるところでは、「現況把握測量」をいったん行った上で、あらためて重複的に「特定調査における測量」を行っているところもある（まさに、費用と時間の無駄遣いである）。

このように、「特定調査における測量」というのは何なのか明らかでなく、そもそも「特定調査における測量」という概念そのものを考える必要があるのかどうかはなはだ疑問なのであるが、そのようなものを設けることによって、「申請人の負担による測量実施」を原則化して「外部委託」で行うこととしてしまっているわけであり、二重に問題があるものとしなければならない。そして、この測量の実施者の選定は、「筆界特定登記官が相当と認める者」とだけ規定され、その費用額は「その者に支給すべき報酬及び費用の額として筆界特定登記官が相当と認めたもの」とされているわけであり、実際上は「競争入札」やそれに準じた手続において決定されている。しかし、筆界特定手続中における測量というのは、「調査・測量・分析・判断」の一連の過程の中における他の作業と切り離すことのできない有機的関連を持つ作業である。「測量」だけを取り出して「実施者」を決めてしまうということ、しかもそれを「価格」という基準によって決めてしまうということには、大きな問題があるといわなければならない。

筆界特定制度における「安い」は、あくまでも「うまい」（適正性）や「はやい」（迅速性）との関係の中で追求すべきものなのであり、これのみを追い求めるような方策をとるべきではない。

3. うまい―筆界特定の「うまさ」は実現されているのか？

(1) 筆界特定における「うまい」とは？

最後に、筆界特定制度は「うまい」制度になっているか？という問題を見る。

これは、最も重要な問題である。

筆界特定制度の「うまさ」を見るときには、二つの観点が必要である。

一つは、筆界特定制度が不動産登記制度の中に位置づけられた制度であり、したがって「不動産の表示及び不動産に関する権利を公示するための登記に関する制度について定めることにより、国民の権利の保全を図り、もって取引の安全と円滑に資することを目的とする」（不動産登記法1条）ものである、ということである。実際に、筆界特定制度の創設により、従来の方法では筆界の認定がなしえず、したがって分筆登記・地積更正登記ができないことになり、取引そのものに支障をきたしてことを克服することができている。この点において、筆界特定制度は有効に機能しているものと言える。

もう一つは、境界紛争解決の観点である。この境界紛争解決の観点における「うまい」の実現のために筆界特定制度に与えられた条件はいささか過酷であると言わなければならない。それは、筆界特定制度の基本性格による。

すなわち、一方で、筆界特定制度は筆界のみを扱

い所有権界は扱わない制度である。これは、境界をめぐる紛争が結局のところ所有権界をめぐる紛争である現実との関係でいえば、紛争の全体を解決できないことを、あらかじめ定められているものと言える。

筆界特定は他方で、法的な効力を持たない制度である。筆界を確定させる効力があるのは、あくまでも裁判所における筆界確定訴訟である。筆界確定訴訟においては、筆界の位置を終局的に確定させることができる（また、他の民事上の訴訟と併合することによって、紛争の全体的な解決さえもが図られる。）。これに対して、筆界特定はそのような効力を持たない。

このような筆界特定制度の基本性格から、「うまい」には限定性がある。その限定性を踏まえた「うまさ」が追求されなければならないのである。

(2) 筆界の位置の探究における確かさ

筆界特定制度の法的効力を問題にする中で、結局のところ筆界特定制度の意義は次のように言われる。

> 「結局、筆界特定制度を導入する意義は、裁判によるまでもなく、適正な筆界を示すことができる制度を導入することにあり、またそれに尽きるというべきである。（法的な効力に頼らず、内容で勝負する制度である。）」（登記実務研究会「平成17年不動産登記法等の改正と筆界特定の実務」テイハン刊　P.12）

要するに筆界特定制度は、筆界の位置の探求ということを最もよくなしうる者が、最もよくできる体制で行う、ということに意義があり、法的な効力などは言わば「後からついてくる」問題として考えるべきだ、ということになる。

そして、そういうものであればこそ筆界の位置の探求、その内容における確かさが問われるものである、ということを肝に銘じる必要がある。

この内容面における検証が必要であるが、十分に行われているとはいえない現状にあり、今後の課題としなければならない。

また、「筆界」に関する定義が、筆界特定制度を創設した不動産登記法の中ではじめて明らかにされた（123条1号　筆界　表題登記がある1筆の土地とこれに隣接する他の土地との間において、当該1筆の土地が登記された時に境を構成するものとされた2以上の点及びこれらを結ぶ直線）わけであるが、この内容は筆界特定制度の3年の実績の積み上げの上で、さらに深化・豊富化される必要がある。たとえば、地積測量図等の資料が多く蓄積され、それにもとづいて不動産取引が行われている場合において、「当該1筆の土地が登記された時」というのは、一体いつの時点であると考えればいいのか？というような問題である。これは、地籍調査、14条1項地図と筆界との関係、としても問題になるであろう。これらの問題に、現実を踏まえた理論的問題として、しっかりとした答えを出していく必要がある。

(3) 境界問題解決の他の方法との連携

筆界特定制度の有効射程が限られたものであればあるほど、境界問題解決の他の方法との連携、ということが問題になる。筆界特定制度だけの枠内ですべてを解決しようという姿勢をとるべきなのではなく、他の諸制度との関連での解決、ということを目指すべきだ、ということである。

①裁判との連携

筆界特定は、法的な効力を持つ行政処分ではない。

筆界特定と筆界確定訴訟との関係は、筆界確定訴訟の判決が筆界特定よりも優越するものとされ（法148）、このことから筆界確定訴訟の確定判決後に筆界特定の申請をすることができないものとされている（法132-2-7）。逆に、筆界特定後に筆界確定訴訟を提起することはできるので、筆界特定の結果に納得のいかない関係者は筆界確定訴訟に移行することができるし、筆界特定の結果に満足する関係者がその法的な効力を得ることを目的に訴訟提起したり、相手方の起こした訴訟への対応において法的効力を得ることを目指すこともできる。このような、筆界特定後の筆界確定訴訟においては、筆界特定の手続記録の送付嘱託をなしうる釈明処分の特則が定められており（法147）、筆界特定と訴訟との一定の連携への配慮がなされている。

実務的には、筆界確定訴訟と筆界特定手続が併行実施される場合、訴訟の進行を筆界特定手続の進行をまつものとしたり、筆界確定訴訟の提起そのものを筆界特定後にするように促したりする運用がなされている。

このような現状を踏まえて、現在における運用として筆界特定手続のサイドから可能なこととして、当初から訴訟への移行を見据えた運用を行っていく必要がある。特に、筆界をめぐる当事者間の認識が厳しく食い違い紛争性の強くて、訴訟に移行することが必定と考えられる案件の場合、訴訟の際の「争点整理」を意識する必要がある。場合によっては、「争点整理」を筆界特定手続の役割として割り切る場合も必要であり、その場合筆界特定の内容についても、「点と点を結んだ直線」での特定にこだわる必要はなく、「位置の範囲」での特定にとどまることもやむを得ないものとすべきであろう。筆界の形成作用を持たない筆界特定制度の本旨を踏まえて、筆界特定制度の中だけですべてを完結させようとせず、筆界特定手続においては、あくまでも現地の測量を含んだ関係資料の収集と争点整理(内容的な作業)を行うものとして、解決は裁判(筆界確定訴訟)の場において行う(形式的な完成)ものして、筆界特定制度としてはその限定的役割を全うすることに意を注ぐ、という考え方をとるべきだということである。

また、立法論的な問題として、次の諸施策を検討することを提案したい。

＊現在実務上行われていることを制度的に確立すること。すなわち、筆界確定訴訟の提起前に筆界特定手続を行うべきとすること(前置主義の導入)。

＊訴訟との連続性を担保するものとして、筆界特定手続の3分の2が土地家屋調査士を代理人として進められている現実を踏まえて、土地家屋調査士の筆界確定訴訟への関与を制度的に保障すること。

②ADRとの連携

筆界特定制度が筆界のみを扱い、所有権界を取り扱わない制度であることから、筆界と所有権界とに相違のある案件の場合、筆界特定は問題の解決に直接結びつくものではない、ということになる。

そこで、筆界特定制度とADRとの連携、ということが問題になる。

筆界特定制度とADRとの連携は、まず「相談」の場面で問題となる。出発点において、事案の性格によってどのような解決手段を選択するべきか、ということを適切に示すことが問題解決を適正・円滑・迅速に行っていくために重要である。境界問題の総合的な受付窓口をつくり、そこで適切な事案の振り分けがなされるようにする必要がある。

また、筆界と所有権界との異同については、必ずしも当初から明らかになっているわけではなく、筆界の位置に関する探究がある程度進んだ時点で明らかになる場合も多いものと思われる。その段階で、問題の解決へ向けて適切な方法に移行することもあるので、この移行が内容的にも手続的にもスムーズに行えるよう体制を整備する必要がある。

(4)「納得」の形成へ向けた努力の必要性

筆界特定が法的な効力を持たないものであることに関連して筆界特定制度は「内容で勝負する制度である」ということが言われていた。たしかに、そのようなものとしてあるべきであるが、このことは、単に自己満足的言われるべきことではなく、利用者からの評価として言えるようにしなければならない。

もちろん、筆界に関して紛争のある事案の場合、筆界特定が結論として出した位置は、当事者の少なくとも一方にとっては自分の主張の通らなかった位置になるわけで、その意味で不満の残ることを完全に排除することはできない。しかし、手続の中で、さまざまな工夫をこらして、できるかぎり「当事者の納得」に近づくことを追求すべきであり、法的な効力という強制的な解決力をもたない制度であるからこその、「当事者の納得」へ向けた努力を行うべきである。この点については、筆界特定手続における「手続保障」の問題として考えることができる。

①筆界特定手続における「手続保障」の意義

筆界特定制度においては、一定の手続保障のための措置が取られている。申請人及び関係人の意見または資料の提出(法139-1)、意見聴取等の期日(法140-1)等である。

しかし筆界特定制度を実施した3年余の現実を見ると「手続保障」についての中間的性格が明らかになり、「手続保障」そのものが曖昧なものになっているように思われる。そこで、「手続保障」の意味を考え直して、「筆界特定制度における手続保障」とは何か、を再構成する必要があるものと考えられる。

まず「手続保障」の性格と、筆界特定そのものが持つ二つの性格との関係を考えることが必要である。筆界特定の二つの性格とは、①筆界に係る事実の調査によって特定するものである、ということと、②土地所有権と密接に関連するものであり、国民の権利義務と関係のあるものである、ということである。①の面からは、「手続保障」の必要性はないものとなり、②の面からは、「手続保障」の必要性がでてくる(申請人及び関係人の意見または資料の提出について定められているのは、手続保障という観点からでもあるが、筆界に関しては、経験則的にその土地の元来の所有者自身が事情を最もよく知る、という一半の真実があるので、①の面からの要請もあるものとも言える)。

このような、二面性をもつ「手続保障」は、3年余の現実をみたとき、首尾一貫しない中途半端できわめて形式主義的なものになってしまったように思われる。

その具体的様相を、意見聴取等の期日(法140-1)についてみる。

②「意見聴取期日」

a.「意見聴取期日」の意義

意見聴取期日については、制度創設当初から次のように言われていた。

「本来、筆界特定には行政処分としての効力はなく、筆界特定登記官の筆界についての認識判断を示すものにすぎないから、筆界特定を行うにあたっては、行政処分のように、告知聴聞の機会を与えることが要求されるわけではない。また、筆界特定を登記官が一種の鑑定意見を表明する手続だと考えるならば、なおさら通常の行政処分のような手続は必要ないであろう。しかし、他方において、筆界特定がされた場合には、事実上その後の登記手続きや裁判手続きにおいて、その結果が尊重されることになるから、申請人や関係人による納得が得られるよう、筆界特定は、これらの者の意見や資料の提出の機会を保障した手続で行うことが相当である。そこで、筆界特定の手続においては、筆界特定登記官が、申請人及び関係人に対し、意見を述べ、資料を提出するための機会を与えるための期日を開くこととしている。」(登記実務研究会「平成17年不動産登記法等の改正と筆界特定の実務」テイハン刊　P.45)

このように、「本来的には必要ではない。しかし…」という文脈で意見聴取期日が論じられている。そこに「手続保障」に関するブレの本質的根拠があるように思われる。

ここでは「筆界特定は、これらの者の意見や資料の提出の機会を保障した手続で行うことが相当である」ということが言われているわけであるが、この「意見や資料の提供の機会の保障」という目的だけのためなのであれば、法139条1項の「意見・資料の提出」に関する規定だけで足りるはずであり、それ以外に法140条1項の意見聴取等の期日を設ける必然性はないと言うべきである。

では、その上で、この法140条1項の意見聴取期日を必要とする根拠はどこにあるのであろうか。ここで注意すべきなのは、手続保障を必要とする理由として言われている「申請人や関係人による納得が得られるよう」という部分である。法140条1項の意見聴取等の期日の意義は、「意見や資料の提出の機会の保障」という「結果としての保障」ではなく、そのための場を設定し、そこで申請人・関係人の納得を得ることを追求する、という「過程としての保障」の面において確認するべきものだと思われる。

b.「意見聴取期日」の具体的持ち方

「意見聴取期日」を上述のような意義を持つものとして確認し、その意義を実現することを追求するのだとすると、「意見聴取期日」の具体的な持ち方に関する見直しが必要になるものと思われる。

「意見聴取期日」の持ち方については、「期日の場面も申請人と関係人とは別々としています。」(「登記インターネット」№112 (2009.4)東京法務局民事行政部不動産登記部門次席登記官大野政徳「東京法務局における筆界特定手続の現状及び筆界特定事案について」)と言われており、日本土地家屋調査士会連合会が平成20年に行った調査によっても、意見聴取期日は、ほとんどの場合(82％)において申請人と関係人とを別々に行っている。また、意見聴取期日を交互におこなって、それぞれ他の関係者の意見聴取期日の様子や相手方の主張を理解できるような措置がとられていることもない、とのことである。

「意見聴取期日」の具体的な持ち方については、法

律上何の定めもなされていない。そこで、次のようにされてきたことから、この3年余の具体的運用がもたらされたわけである。

「法律上、この期日を開く時期は、手続の最初の段階で行ってもよいし、必要な事実の調査が終了した段階で行ってもよい。また、必要に応じ、数回期日を開いてもよい。この期日は、裁判の口頭弁論や証拠調べ期日のような厳格なものではないから、両当事者が出席して行うことは要件ではなく、申請人と関係人とで別々に、それぞれの主張を聴く機会を設けることでもよい。また、期日を開く場所については、特に限定はないから、必要に応じ、現地で申請人及び関係人の説明を聴取するという運用も可能である。」(登記実務研究会「平成17年不動産登記法等の改正と筆界特定の実務」テイハン刊　P.45-46)

このような解釈の下、「意見聴取期日」はいつ、どこで、どのような形で、ひらいてもいいもの、とされ、3年余の運用がなされてきたわけである。しかし、これでは、あまりにも形式的な解釈とそれにもとづいた運用である、と言うべきであろう。法の規定に基づいて、その法の趣旨を踏まえて省令や通達で具体的運用方法を肉付けしながら運用していくのが通例である所、省令・通達において重要な問題についてなんらの定めを置かずに過ごしてきてしまったわけである[4]。これについては、制度発足当初に、どのような展開になるのか予想しがたかったことからやむを得なかったのかとも考えられるが、すでに3年余の運用実績を持つ現在、「意見聴取期日の意義」を踏まえて、具体的運用方法を見直すべきであると思われる。

すなわち、単に形式的に「手続保障」を講じるということではなく、申請人・関係人の納得、ということに目標を設定して「意見聴取期日」の具体的運用方法を考える必要がある、ということである。

さらに具体的に言えば、申請人・関係人が意見・資料を提出することについては、法139条1項の意見・資料の提出によって基本的にはなしうるものとしたうえで、「意見聴取期日」においては、「納得」形成を目指して、①筆界特定登記官・筆界調査委員がどのような事実の調査を行ったのかを理解し、②相手方の主張がどのようなものであるのかを理解し、③それらを踏まえて筆界特定登記官・筆界調査委員が両者の意見をどのように評価して、筆界の位置についてどのように考えているのかを理解する―ということを目標とすることを明らかにするべきである。単に「手続保障」の形式を踏む、ということではなく、その実質的な意味を果たせるようなかたちでの具体的運用が必要になる、ということである。

このことから、「意見聴取期日」時期については、筆界の位置を特定するための調査(論点整理)が終了し、筆界特定登記官・筆界調査委員の筆界位置に関する考え(心証)が形成された以降の時期に開催することを明確にすべきである。

また、開催方法については、基本的には裁判手続における口頭弁論のように両者が対席(同席)する場において行うべきものとし、「申請人等の間の感情的な対立が激しいため全員を同席させるのが相当でない」特段の事情のある場合においても、交互開催等、上記趣旨に配慮した開催方法をとるべきである。

③手続中の資料等の情報公開

筆界特定手続に関係する人々の「納得」を得ることを目的とした手続の運用ということでは、筆界特定手続中における資料等の情報を適切に公開し、関係者の「知ること」「理解」を基礎として「納得」を得ることを目指すべきである。

現在においても、筆界特定手続中の情報公開として申請人・関係人の「当該筆界特定手続において作成された調書及び提出された資料」の閲覧(法141条1項)、筆界特定後の情報公開として「筆界特定書等」の写しの交付(法149条1項)、「筆界特定手続記録」

4. 省令・通達における規定は置かれていないが、通達の解説においては、次のように言われている。ただし、これについては実現されていないのが実情ということとなる。
「実際の運用としては、手続の迅速かつ効率的な運用の観点から、例えば、申請人及び関係人の全員を収容し得るだけの場所を確保することができないこと、申請人等の間の感情的な対立が激しいため全員を同席させるのが相当でないこと等、同時に期日を開くのが困難であると考えられる特段の事情がない限り、申請人及び関係人の全員に係る期日をできるだけ同時に開くことが望ましい。」(登記実務研究会「平成17年不動産登記法等の改正と筆界特定の実務」　テイハン刊　P.249)

の閲覧(同条2項)の規定がある。

しかし、このような情報公開のあり方は、非常に不十分である。筆界特定手続中に相手方が主張していること、その根拠となる資料について十分に知り、それを理解するためには単なる「閲覧」では不十分である。特に測量成果図面などについて、単に閲覧しただけでその内容の十分な理解ができるはずもなく、「謄写(コピー)」や「写しの交付」が不可欠である。この問題については、全国的に各地域において取扱が異なり、「謄写(コピー)」や「写しの交付」が実務上の運用として実施されている所もあるが、「閲覧」しか実施していない所もある。筆界特定制度の創設に伴う不動産登記規則の改正案に関するパブリックコメントの「実施結果についての報告」(平成17年9月)の「3. 意見についての考え方」において「10. 第228条(調書等の閲覧の方法)について　法律上調書等の謄写権を認める規定はないが、運用上、検討したい。」としているのであるから、「納得」形成の観点から運用上の検討を行い、実施することとすべきであるし、明確な法的規定を設けるべきであると思われる。

以上

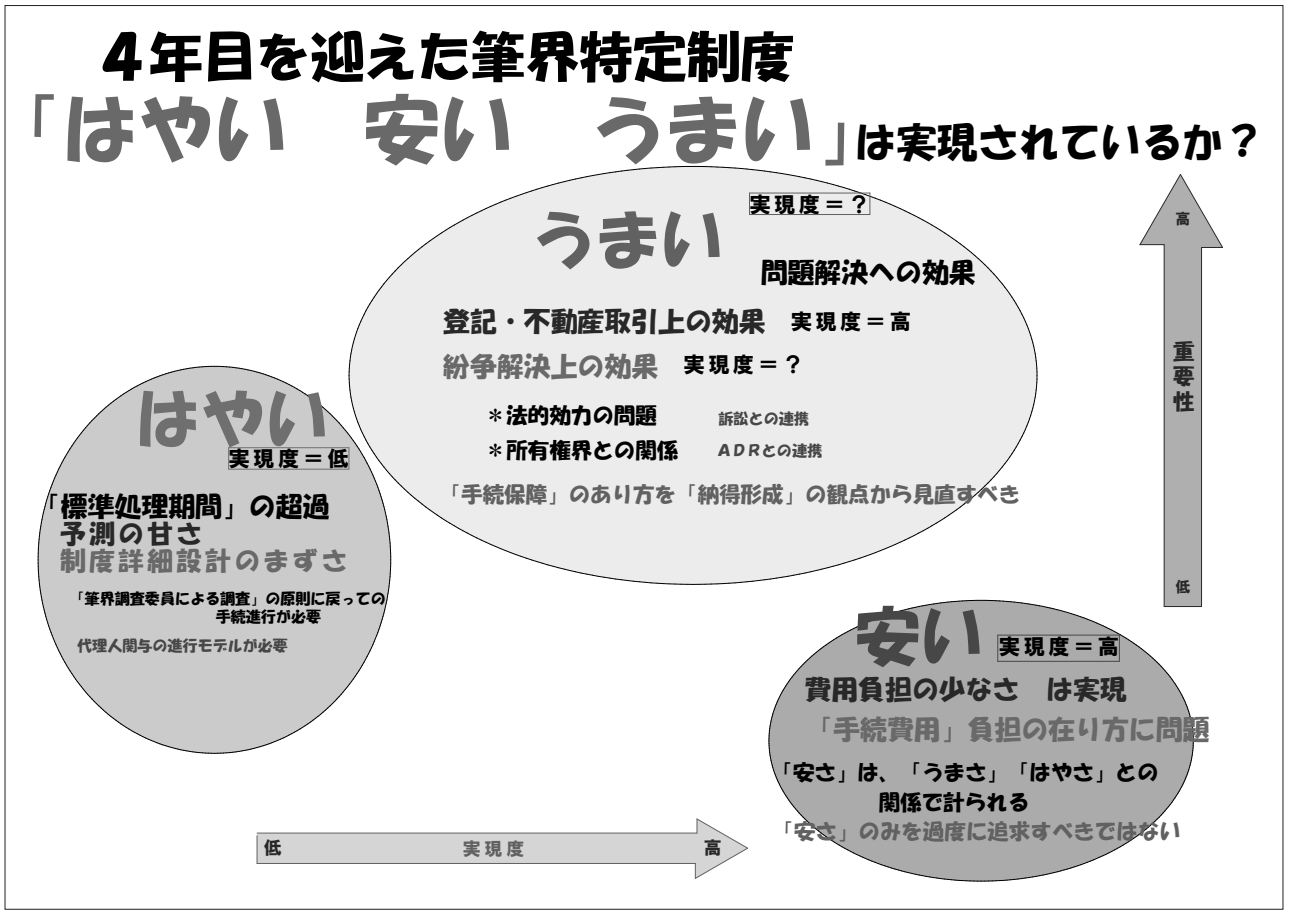

広報最前線

奈　良

奈良会における広報活動

はじめに

全国の皆様、新年明けましておめでとうございます。

「せんとくん」でお馴染みの奈良は、本年「平城遷都1300年」を迎えました。多くのイベントが予定されており、観光地としてより一層の脚光を浴びる年となることでしょう。

奈良といえば修学旅行で…など、一度は訪れた方が多いかと存じます。それでは、奈良会を紹介させていただきます。

会員数は207名（12月1日現在）、支部は5支部あり、法務局も5庁ありますが、奈良第一支部、奈良第二支部（本局管内）、葛城支部（葛城支局管内、橿原出張所管内）、中和支部（桜井支局管内）、南和支部（五條支局管内）と法務局の統廃合により少し編成が変りました。各支部はそれぞれの地域性があり、活動の状況もさまざまです。

年6回発行の会報誌「なら」

会報誌「なら」

年6回奇数月に発行し、業務報告、研修会報告、会務報告、支部だより、新入会員の紹介、随筆、公嘱協会情報、政治連盟情報、会員異動等様々な記事を載せ、会と会員を結ぶ情報誌として活用されています。会報誌発行については、アンケートの結果、現在の年6回が良いとの意見が大多数であり、いかに会報誌が会員に親しまれているかが伺えます。

表紙写真については、同好会フォト調（しらべ）の方々の協力により提供していただいています。記事については、会長を筆頭に、本会役員、支部役員の方に協力をしていただき、それを事務局である程度まとめていただけるので、比較的、楽に編集させていただいています。

今後の会報誌のあり方については、広報部内で議論して行くべきと考えています。

ホームページ

(http://www.nara-chousashikai.or.jp/)

奈良会のホームページは平成12年、当時の役員により作成され、役員有志と事務局職員により運営されており、外部に対しては、「境界問題相談センター奈良」の窓口、土地家屋調査士業務の案内、境界鑑定、表示登記Q＆A等PRに努めています。フォトギャラリーは腕自慢の会員からの写真掲載があり、心を和ませるオアシスです。内部に対しては、「会員のサイト」から必要な情報源をダウンロードすることができ、重宝されています。

イベント「測量の日」桜井市立城島小学校にて

「測量の日」記念行事

毎年恒例となった6月3日前後に社団法人 奈良県測量設計業協会との共催で、小学校の子供たちを対象とした測量体験学習を行っています。我々が担当するコーナーでは、自分の歩幅を基本として距離を測ったり、面積を測ったり、また実際に測量機器に触れて測定をしたり、GPSを用いて自分の身長を測定したりします。そして、平板測量機器を使って子供

21種類の地目が印刷されたうちわ

「とっちー」と「かおっく」

クリアファイル

たちの目の前で実物大の大仏の絵を運動場に描きます。

このイベントについては、奈良テレビのニュースをはじめ、新聞報道等で伝えられました。社会事業としての活動、あるいは広報の一環としての成果はあったと自負しています。

住まいと暮らしのフェスタ

奈良県土木部、なら安全安心住まい・まちづくり協議会主催によるイベントに参加させていただき、測量体験コーナーにおいて、参加者にトータルステーションを使って距離や角度の測定を行う体験をしてもらい、土地家屋調査士のPRを行いました。

大学特殊講座(寄付講座)開講

平成22年3月に奈良大学と特殊講座委託契約を締結し、9月から奈良大学において特殊講座を開講することが決まりました。近畿ブロック協議会では大阪会、京都会に続きやっと奈良会も仲間入りすることができました。講師派遣や研究・資料作成とこれからが大変だと思いますが、広報部も全力で取り組んで行きたいと思います。

広報グッズの紹介

葛城支部では、うちわやクリアファイルのグッズを製作し、希望する会員に購入してもらい、その資金で支部事業費の一部を賄っています。また「とちかおくちょうさし」のネーミングを覚えやすくするために、「とっちー」と「かおっく」のキャラクターを独自で考案し、クリアファイルの角に描かれた境界プレートの中にキャラクターを入れ込み印刷しました。これはなかなか評判が良く、次はマグネットシートに挑戦中です。

おわりに

「無料登記相談会」については、過去に行っていましたが、現在は法務局内に相談所が開設されたことにより、相談会の実施については消極的になっています。限られた少ない予算の中で行える広報活動としては、大勢の人が集まるところでのイベント参加によるメディアの利用や、また、グッズを製作し、活用して行くことが「土地家屋調査士」のPRに繋がると思います。今後の広報活動を考えると、特殊講座のような社会貢献を伴うものが有意義ではないかと考えます。ともあれ、本年は特殊講座を成功させ、新しい流れを作ることが先決であり、土地家屋調査士制度制定60周年の記念事業も成功させ、翌年へと繋げてゆくことができるかにかかっています。

皆様の参考になったかどうかわかりませんが、奈良会は丸田新会長の下、一丸となって取組んでまいります。

奈良県土地家屋調査士会広報部

担当副会長	貫山　伸一
部　長	福光　法仁
副部長	藤村　義朗
部　員	宮﨑　達成
部　員	岸本　俊一
部　員	東　　良憲

事務局紹介 Vol.8

群馬土地家屋調査士会事務局

日本の真ん中？　群馬県

群馬県は日本列島のほぼ中央にあって、県西、県北の県境には、浅間山や谷川岳の山々が連なり、南東部には関東平野が開ける内陸県です。県土の約3分の2が丘陵山岳地帯で、面積は6,363平方km（全国21位）です。2,000m級の山岳、尾瀬などの湿原、多くの湖沼、八ッ場ダムで有名な吾妻峡をはじめとする渓谷や利根の清流など、変化に富む美しい大自然と草津や伊香保など147の豊富な温泉資源に恵まれています。

人口は約2,016千人（全国19位）、豊富な水資源や耕地が標高10～1,400mの間に分布し、首都圏に位置するなど有利な立地条件を活かした多彩で多様な農業が展開されています。特にキャベツ、きゅうり、こんにゃくいもは全国1位と野菜の生産が盛んです。

また、群馬県における自動車1台当りの人口は1.16人と全国1位で、自動車運転免許取得率も68.9％で全国トップとなっており、自動車が生活に欠かせない「足」となっています。

群馬土地家屋調査士会事務局は、県庁所在地である前橋市にあります。前橋市は、県内のほぼ中央南に位置し、東京から北西約100㎞の地点にあり、関東平野の平坦地にあります。前橋を両分する形で南流する利根川の両岸に市街地が開けています。平成21年4月から中核市としてスタートしました。

事務局への交通アクセスは極めてよく、関越自動車道の前橋インターチェンジ、高崎市方面から約800m、また、鉄道利用の場合は両毛線新前橋駅から約700m、前橋地方法務局へも約1kmの場所にあります。

会館全景

執務風景

現在の土地家屋調査士会館は昭和53年に建設し、31年目になります。敷地面積は約473m^2、駐車場は約20台、鉄骨造り3階建、延面積249m^2、2階には事務室、小会議室、資料応接室、3階には40名収容の会議室、1階は倉庫となっています。老朽化は進むとともに、来館者には3階まで階段を昇っていただいています。

現在の会員数は、調査士会員350名、法人会員はおりません。県内10支部に分けて構成しています。近年会員数が年々減少傾向にあり、懸念するところであります。

事務局は、事務局長と事務職員3名で対応しています。年間予算は約105,780千円です。

なお、同じ事務所内に群馬県公共嘱託登記土地家屋調査士協会の事務局が同居し、専務理事には事務局長が兼任し、事務職員1名も兼務しています。

平成20年3月から「境界問題相談センターぐんま」が設置され、多くの方から高い評価を得て、社会貢献として活動しているところであります。

現在は、ADR相談室やオンライン等パソコン研修室、会議室、資料室等、来館者にとって不便を来たしていますが、時代の要請に対応し得る土地家屋調査士会館を目指し、建設計画が検討されているところであります。

私達職員も全員で協力し合い、今後も会員の皆様のご期待に添えますよう円滑な会務処理を心がけて参りたいと思いますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

（事務局）

群馬土地家屋調査士会
〒371-0847
群馬県前橋市大友町一丁目6番地6
TEL：027-253-2880　FAX：027-253-0163
e-mail：gunmakai@cocoa.ocn.ne.jp
URL：http://www.g-chousashi.or.jp

大分県土地家屋調査士会事務局

全国の土地家屋調査士会・各事務局の皆さん明けましておめでとうございます。

大分といえば、毎年開催されている風光明媚な別府湾沿いでの新人の登竜門でもある大分・別府毎日マラソンがあります。今年は、別府湾沿いの別大国道中間点にある大分マリンパレス水族館「うみたまご」からのスタートに変更され、2月7日(日)に行われます。

温泉観光で有名な別府市･由布市湯布院町があり、仏の里観光の国東半島(国東市･宇佐市･豊後高田市)があります。

焼酎「いいちこ」「大分むぎ焼酎」等の美味しい焼酎もあり、おおいたカボスを垂らして飲むのはなんとも…よ。

大分会会員数186名(平成21年11月30日現在)、10支部であり、法人会員はおりません。会員さんの平均年齢は56.9歳、最高年齢85歳、最少年齢29歳、女性会員2名です。

大分会の事務局は三階建で、一階は駐車場と公嘱協会の事務局、二階に土地家屋調査士会と司法書士会の事務局、三階は会議室大小二室となっています。大分城址公園のすぐ近くにあり、環境の良い静かな場所にあります。以前と同じ場所で新築され9年が経過、大分地方法務局の西隣に隣接しており、小雨の時などは傘のいらないほど近くにあります。

しかし、今年の4月頃には、大分法務総合庁舎が新築され徒歩10分程度かかる場所へ移転するようです。

城跡公園

司調会館

事務局

現在、事務局の職員は2名です。今後、大分会ではADR相談センター設立等に向けて忙しくなると思いますが、私が入局以来、職員合意の下に①会員さんのため、②会の運営がスムーズにできるよう潤滑油としての事務局のため、③最後に自分たちのため(カネと健康のためかな…)以上三つのモットーを目標に、日々事務処理に頑張っております。

私の趣味は家庭菜園(約60坪)で、無農薬野菜作りに休日は楽しんでおります。

(事務局長　久下)

大分県土地家屋調査士会
大分市城崎町2丁目3番10号
TEL：097-532-7709　FAX：097-536-4088
e-mail：chosashi@oct-net.ne.jp
ホームページ：http://www.iota-chosashi.jp/

職　員　　久下事務局長　中原職員
会員数　　186名(平成21年11月30日現在)

会　長 レポート

11月16日～12月15日

Report

11月16日

黄綬褒章伝達式

平成21年秋の黄綬褒章伝達式が法務省講堂で執り行われ、来賓として陪席させていただいた。秋の褒章は678名と24団体に贈られ、うち黄綬褒章は237名が受章。うち5名の土地家屋調査士が黄綬褒章受章の栄に浴された。関延之・前神奈川県土地家屋調査士会長、松田圭市・元福島県土地家屋調査士会長、前田巧・元日調連理事(高知会)、滑川光潤・元茨城土地家屋調査士会長、河野行雄・元香川県土地家屋調査士会長の各氏で、いずれも長年にわたり土地家屋調査士業務に精励されるとともに役員等として斯界の発展に寄与された功績によって受章された。この日午前、法務省の地下大講堂で千葉景子法務大臣から褒章の記と褒章が授与され祝辞をいただいたのち、皇居に参内のうえ、天皇陛下の拝謁をいただいた。全国の黄綬褒章受章者の50分の1が土地家屋調査士受章者であることはとても喜ばしく、また誇らしいことだと感じた。皇居参内を終えて法務省に戻られた受章者は團藤丈士・法務大臣官房審議官からお祝いの言葉をいただいた後、法務省庁舎20階で小野瀬厚･民事局民事第二課長主催の懇談会に出席、受章者それぞれから制度への思いが述べられた。

17日

連合会にて会務(広報部会ほか)

各役員から事業執行の細部について報告いただくとともに、近く予定されている与野党からの政策要望･税制要望のヒアリングに備えて打ち合わせ、資料整理等をする。また、全国から広報員の皆さんが出席される広報部会が開催されていたことから、部会に出席し、広報員の皆さんに現下の土地家屋調査士事情や連合会の会務方針の骨子等についてお話をさせていただいた。

18日

保岡興治・前衆議院議員懇談会　民主党団体委員会によるヒアリング　自由民主党法務部会

早朝8時から自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟会長で前衆議院議員の保岡興治先生のモーニングセミナーが都内のホテルで開催され出席。この日のメインスピーカーとして予定されていた谷垣禎一・自由民主党総裁は怪我のため欠席となり、ピンチヒッターとして登壇された近藤剛・元在バーレーン大使館特命全権大使(元参議院議員)から中東情勢等についてのお話をお聞きした。

正午から国会近くの隼町にある民主党本部で開催された同党・団体委員会が主宰する政策要望及び税制要望のための会議に招請を受け、委員の先生方からヒアリングをいただいた。連合会役員、待野全国土地家屋調査士政治連盟会長ほか政治連盟役員のみなさんと出席。地図予算・地籍調査予算の充実、オンライン申請円滑化、公共嘱託登記の受託環境の整備等について要望させていただいた。前田武志・民主党土地家屋調査士制度推進議員連盟会長、平岡秀夫・同幹事長、小宮山泰子・同事務局長のほか、党本部から細野豪志･副幹事長、滝実･衆議院法務委員長他多数のご出席をいただいた。

15時からは自由民主党団体委員会、法務部会、司法制度調査会の合同会議にお招きいただき、政策要望をさせていただいた。森英介･前法務大臣、稲田朋美・党組織運動本部法務・自治関係団体委員会委員長、森雅子法務部会長、塩崎恭久・土地家屋調査士制度改革推進議員連盟幹事長、柴山昌彦議員、谷公一議員ほかのご出席をいただき、ヒアリングを受けた。

19日

連合会役員による大阪協同組合視察

連合会の関根一三財務担当副会長、大場英彦財務部長、戸倉茂雄財務担当理事、生月和晴広報員が大阪に出張。大阪土地家屋調査士会が設置・運営している大阪土地家屋調査士協同組合(荒平義弘理事長)から組合の運営実情、沿革等をお聞きし、全国各会に紹介するとともに、将来連合会事業として取り組むことも含め検討するため、関係の皆さんからご教示をいただいた。大阪会では横山慶子会長、中林邦友副会長、荒平義弘理事長ほか関係役員の皆さんからこれまでの経緯や現状につい

て詳しくお聞きし､勉強させていただいた。後半、私も参加させていただく。

21日

加藤秀治さん出版記念パーティ

元大阪土地家屋調査士会会長で現在も全国土地家屋調査士政治連盟幹事長等の要職を務められている加藤秀治氏は、地元茨木市にあってもJC理事長、ライオンズクラブ会長や商工会議所役員等を歴任される等、八面六臂のご活躍だが、数年前に請われて市の観光協会役員に就任されたのを機に、市内にある寺院のすべてを内外に紹介することを企画され寺院88か所を隈なく回り、自ら撮影した写真と住職さんからの聞き取りなどを収録した単行本「癒し散策 茨木の寺」を刊行された。この日は関係者や友人多数が茨木市内の会場に集まって出版祝賀会が開催され、私も発起人の一人として挨拶をさせていただいた。著書は無類の勉強好きで博識をもって知られる氏の個性と知性があふれたもので、類書にはないと、野村宣一茨木市長はじめ祝賀会に出席の皆さんから賞賛の言葉を込めた祝辞が寄せられた。

22日

境界問題相談センターとっとり設立記念式典

全国39番目となる土地家屋調査士会ADRとして「境界問題相談センターとっとり」が開設され、この日、地元選出の石破茂・自由民主党政務調査会長、田賀満雄・鳥取地方法務局長、平井伸治・鳥取県知事はじめ多くのご来賓をお迎えして鳥取市内のホテルで設立記念式典と祝賀会が開設された。鳥取県弁護士会(寺垣琢生会長)の全面的な協力を得て多くの課題を克服しての開設であり、西村勲・鳥取県土地家屋調査士会長ほか関係役員のみなさんによるこれまでの取組みと決意表明には喜びひとしおの気持ちがあふれていた。鳥取市内のほか、米子・倉吉の各市にも相談窓口を設ける等、市民の要請に迅速にこたえる体制も整えられている。

23日

民主党大阪府連躍進の集い

民主党が政権与党となって初めてとなる同党大阪府総支部連合会(代表・樽床伸二衆議院議員)の主催する躍進の集いが大阪市内のホテルで開催され大阪政治連盟役員の皆さんと一緒に出席。平野博文官房長官のお膝下でもあり、今回の衆議院議員選挙では小選挙区で17名、比例区4名の立候補者全員が当選しただけに参会者も橋下大阪府知事、平松大阪市長はじめ府下の全市町村の代表が壇上に勢ぞろいするなど、盛会のうちに進められた。

25日

正副会長会議　学術顧問との懇談会

午前　午後から開催の常任理事会を控え議題等についての意見調整。なお、過日会員による非違事件が新聞報道された事案につき福岡県土地家屋調査士会の中村邦夫会長を召致し、事案の概要と福岡県土地家屋調査士会の対応等について聴取させていただいた。

夕刻　連合会の学術顧問の先生方と連合会役員の懇談会を開催し、常任理事会メンバーの皆さんとともに鎌田薫・早稲田大学大学院教授、川口有一郎・同大学教授、波光巖・元神奈川大学教授ほかの皆さんに土地家屋調査士に関する制度環境・業務環境の現状と課題等を報告し、多くのご教示をいただいた。平成22年に迎える制度制定60年記念シンポジウムへの協力要望についてもご快諾いただいた。

25～26日

常任理事会

各部の今年度事業執行状況の報告と平成22年度事業計画、制度制定60周年記念事業の目論見等について協議する。記念事業については、平成22年は表示登記制度が誕生して50年目を迎える年でもあることから、法務省にも協力をお願いすることとした。各事業のタイムスケジュールを確認するとともに、記念式典と平成22年度定時総会を6月に同時開催すること、地籍に関する研究会の創設を兼ねた記念シンポジウムを10月に東京で開催することを理事会に提案することについても了承された。

26日

太田誠一前議員セミナー

前田武志・民主党議員連盟会長打ち合わせ

谷公一議員セミナー　反町氏出版記念パーティ

早朝8時から自由民主党土地家屋調査士制度改革

推進議員連盟副会長で前衆議院議員太田誠一氏のモーニングセミナーが都内のホテルで開催され出席。

常任理事会終了後、民主党土地家屋調査士制度推進議員連盟会長で同党常任幹事会議長の前田武志先生を議員会館に訪ね、1月に開催予定の地籍シンポジウムへの講演を依頼。前田先生は21年6月に民主党から提言書が出された同党「登記所備付地図・地籍調査促進PT」の副座長として、現地調査・法務局調査などを実施されたが、シンポジウムにおいてもその取組みについてお話しいただくことをお願いさせていただいた。

夕刻から憲政会館で谷公一衆議院議員の政経セミナー（世話人・久保井一匡元日弁連会長）が開催され出席。この日の講師は石破茂・自由民主党政務調査会長。

夕刻から神田の学士会館で資格試験受験講座を開講しているLEC東京リーガルマインドの反町勝夫社長（弁護士・公認会計士・社会保険労務士）が「士業再生」と題する書物を刊行されたのを記念し、祝賀するパーティが開催され出席。元日弁連会長の平山正剛弁護士が発起人となった会だが、著書が資格試験に関するものだけに、各資格者団体の代表や、法曹関係者も多数出席。

28日

民事法情報センター会員セミナー

霞が関の法曹会館を会場に民事法情報センター（香川保一理事長）の会員を対象としたセミナーが開催され傍聴。講師は團藤丈士・法務大臣官房審議官による「最近の民事立法の動向について」と題して、先ごろ開かれた法制審議会で正式にスタートした民法（債権法）改正作業を中心に解説いただいた。

同日　在京の資格者団体・研究機関が構成員となっている「災害復興まちづくり支援機構」の第6期定期総会とシンポジウムが法曹会館の近くの弁護士会館で開催され出席。この機構は私も運営委員を務める「阪神・淡路まちづくり支援機構」の姉妹団体でもあり、3名の代表委員の一人に東京土地家屋調査士会の菊池千春副会長が就任されている。この日は各地の復興支援団体の代表から現状の報告と課題についての討論が行われた。終了後の懇談会で挨拶をさせていただく。

30日

申順浩教授見送り

本欄でも何度か紹介した韓国木浦大学校の申順浩・地籍学科教授が1年半の日本留学（立命館大学コリアセンター）を終え、韓国に帰国されるので、大阪南港の国際フェリーターミナルにお見送り。旧知の大韓地籍公社の白社長の親友ということもあり、来日以来親しく交流させていただいた。韓国の地籍分野の第一人者である教授はテニスラケットを離さないスポーツマンであり、森羅万象に通じているといえるほどの勉強家。
短い期間ではあったが、多くの交流と勉強をさせていただいた。「飛行機でひとっ飛びは風情がないので、大型フェリーでゆっくり釜山に渡ることにした。ゆっくり、ゆっくりの船旅をとても楽しみにしている」と、ラケットを抱えて笑顔で離日された。

12月1日

会務打ち合わせ（会館）　西村康稔議員国政報告会

連合会にて会務の後、西村康稔議員の主宰する国政報告会「西村康稔君飛躍の集い」に出席。

2日

塩崎恭久議員打ち合わせ　公明党懇話会

午前　待野政治連盟会長とともに衆議院第一議員会館に塩崎恭久・自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟幹事長をお訪ねし、意見交換させていただく。

午後　公明党土地家屋調査士制度の改革・推進議員懇話会の政策要望ヒアリング会が永田町の議員会館で開催され役員の皆さんと出席。土地家屋調査士に関する当面の課題について報告させていただくとともに、地図作成予算の充実など何点かの要望をさせていただいた。なお、議員懇話会の役員について、会長には党代表となられた山口那津男先生に代わって、山口代表の前にも会長をお務めいただいた漆原良夫・同党政務調査会長が再び会長に就任されることが紹介された。幹事長には荒木清寛・参議院議員が就任された旨の報告をいただいた。

4日

ADR特別研修用録画
日本マンション学会シンポジウム

第5回目となるADR代理関係業務認定土地家屋調査士となるための土地家屋調査士特別研修が来年2月から開講される。この研修の初期には最初のセレモニーと基礎研修については衛星中継で講義していたが、前々回からビデオ録画の上、各会場で映写する方式に変わっている。1週間ほどかけて講師の先生方の講義を収録しているが、この日は初日用のセレモニー関係の録画で、私も会長挨拶の一コマを担当し、録画していただいた。

午後　日本マンション学会と住宅金融支援機構の主催するシンポジウム「マンションの新たな課題・新たな挑戦」が土地家屋調査士会館近くの独立行政法人・住宅金融支援機構ホールで開催され傍聴。山崎房長・国土交通省マンション政策室長による「マンション管理等への新たな取組み」と題した基調講演に続き、マンション管理の課題と展望についての報告、マンション等安心居住推進事業の採択事業紹介などが報告された。

5日

都市的土地利用研究会

連合会報に寄稿いただいたこともある藤井俊二・創価大学大学院教授が主宰する「都市的土地利用研究会」の例会が都内の会場で開催され勉強。当日のテーマは目下、法律関係者の間では最もホットなテーマである民法(債権法)改正について。山野目章夫・早稲田大学大学院教授が「債権法改正の基本方針」を、獨協大学の新井剛准教授は「瑕疵担保責任」を、藤井教授は「意思能力」「錯誤」「不実表示」をテーマにそれぞれ熱の入った報告・討論が展開された。それぞれの先生方のお話をお聞きして、時効問題、委任と準委任・請負のことや、売主の担保責任など、土地家屋調査士の分野にもかかわりが深いなと、改めて感じさせられた。

7日

日本測量協会関西支部役員会
田野瀬良太郎議員懇談会

午前、永年役員を拝命している社団法人日本測量協会関西支部の常任幹事会・広報委員会・技術委員会の合同役員会が開催され出席。技術委員会からは日本測量協会本部と日調連が提携して開講している測量講座の運営について意見交換された。

夕刻から自由民主党総務会長・田野瀬良太郎衆議院議員の政策報告会「明日の日本を語る会」が大阪市内のホテルで開催され奈良会役員のみなさんと一緒に出席。

8日

山野目研究会

日調連学術顧問・山野目章夫・早稲田大学大学院教授は土地家屋調査士の業務にも関係の深い「土地境界」に関する私的な研究会を主宰されているが、様子を聞きつけた連合会役員からぜひ傍聴参加したいとの要請があったので、ということで、この日の研究会は急遽連合会会議室で開催されることになったとのこと。志野副会長、瀬口専務、小林常任理事、鷲尾東京公嘱協会理事長ほかの皆さんと、メインメンバーである山野目教授、秋山靖浩早稲田大学教授、國吉連合会総務部長の議論を傍聴させていただいた。山野目教授は仙台で鈴木修・宮城会会長と一緒に境界標識探訪を経験したことを踏まえ、境界標識の存する位置と杭そのものの所有権、刑法262条の2（境界損壊罪）との関係、阪神淡路大震災時に発出された地殻変動による地表面の相対的移動と土地境界に関する照会回答等を丁寧に分析され、以降の研究会での議論に繋がれた。傍聴者にも発言が許される等アットホームな中にも改めて境界問題の奥の深さを感じた。

9日

西野あきら衆議院議員モーニングセミナー
全公連鈴木会長　加藤公一議員

早朝8時から都内のホテルで西野あきら衆議院議員主宰のモーニングセミナー「飛翔セミナー」が開催され出席。東京電力顧問の桝本晃章氏を講師に迎え、「最近のエネルギー事情と気候変動問題」と題する講演があり勉強させていただいた。

午後、全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会の鈴木洋美会長に来館いただき、2時間余意見交換させていただいた。
鈴木会長から、①地図作成作業の改善についての

提言、②公嘱協会が主たる事務所の存する地の法務局または地方法務局の管轄区域外に従たる事務所を設置する場合の物的要件等について(提要)、③入札参加区分の新設事例(情報提供)、④公共嘱託登記土地家屋調査士協会制度創設25周年記念事業への協力依頼等があった。連合会としても既に検討中の案件もあり、今後とも情報交換・意見交換しながら、よい取り組みにしましょう、と話が一致。頂いた提案や要望については社会事業部等で検討することとした。

夕刻から都内のホテルで加藤公一衆議院議員(法務副大臣)が毎年開催している懇談会に出席。加藤先生の地元の後援者をメインゲストに迎えての国政報告会で、アットホームな雰囲気の中で第一部では所属政党が政権与党となり、副大臣に就任されたご自身の公務体験を中心に楽しく政治を開設された。第2部の加藤先生を囲んでの懇談パーティでは国家的なテーマから市民生活のことまで、加藤ファンによる和気あいあいの中で議論の輪が広がった。

10日

第9回常任理事会　三団体連絡会

午前　今日から開催の理事会に提案するテーマを中心に常任理事会を開催し、意見調整。

夕刻から法務省を監督官庁とする日本公証人連合会、日本司法書士会連合会、日本土地家屋調査士会連合会の三団体による定例の協議会を霞が関の法曹会館で開催。今回の当番団体は日本司法書士会連合会(細田長司会長)が担当、同連合会の里村美喜夫専務理事の司会進行で進められた。日本公証人連合会の久保内卓亜会長から公証制度の現状が、司法書士会連合会井上利博副会長から民法改正作業について、日調連瀬口専務理事からは制度制定60周年記念事業の目論見等について説明と報告があり、和やかなうちに情報交換と懇親の実を深めた。

10～11日

第5回理事会

10日午後から11日正午まで第5回理事会を開催。平成22年度事業計画に関し、各部から原案の提示と協議、オンライン申請に関し、特定認証局が発行するICカードの料金設定等について審議。また、制度制定60周年記念事業の骨子とタイムスケジュールについて提案があり、6月に総会と記念式典を東京ドームホテルで開催すること、10月3日に日比谷公会堂を会場に記念シンポジウムを行うこと、テレビ番組制作についての進捗等についてそれぞれの報告を了承。

11日

登録審査会

土地家屋調査士法に基づく登録審査会を開催。規則により私が審査会長を拝命し、小野瀬厚・法務省民事局民事第二課長、松尾英夫・元横浜法務局長、飛沢隆志・元浦和地方法務局長、國吉正和・連合会総務部長の皆さんに委員として出席いただき審査。今回の審査対象者は100名。

14日

塩崎恭久議員

夕刻から自由民主党土地家屋調査士制度改革推進議員連盟幹事長の塩崎恭久衆議院議員(元内閣官房長官)主催の国政報告会「第12回 21世紀問題懇話会セミナー」が都内のホテルで開催され出席。塩崎先生の地元から岡田潤一郎・愛媛会長にも出席いただいた。

15日

前田武志議員連盟会長　小宮山泰子議員

民主党土地家屋調査士制度推進議員連盟事務局長としてご支援いただいている小宮山泰子衆議院議員の国政報告会が都内のホテルで開催される。

同日、民主党常任幹事会議長で同党土地家屋調査士制度推進議員連盟の会長・前田武志先生にお招きいただき、日調連役員及び全国土地家屋調査士政治連盟役員合同の意見交換会に志野副会長、瀬口専務、横山制度対策本部副本部長、待野貞雄・全調政連会長、小沢同副幹事長とともに出席。同党組織委員長代理で国土交通委員会理事の室井邦彦・参議院議員にも同席いただいており、地図問題をはじめ政策要望等についての説明もさせていただいた。

大阪会

女子５名、男子１名が実習
学生インターンシップ
実社会で大きな成果

広報部副部長　藤井　洋

『土地家屋調査士 大阪』第295号

去る８月18日(火)から実施された平成21年度の大阪土地家屋調査士会　学生インターンシップの閉講式が同31日(月)午後4時から調査士会館で行われた。

産学交流学術研究委員会・雪本栄委員長の司会により開会し、和田清人広報部長の開会の辞に続き横山慶子会長が挨拶、引き続き実習成果発表が行われた。

実習成果発表では、受入事務所の担当の先生から具体的な研修内容の発表と講評が行われ、その後、学生からのコメント(実習についての感想)が述べられた。

今年度の受入事務所は、すべて過去に学生の受け入れ経験があるため、それぞれ研修内容は充実しており、土地家屋調査士業務についてまんべんなく研修を実施していただけた。

また、学生については2週間前の開講式と比べて、かなりの変化が見られた。開講式では緊張し、声も若干小さめの方も見られたが、各事務所においてお客様ではなくスタッフの一員として実社会での経験を積んだあとでは、受け答え、発言も受講前よりかなりしっかりした印象を受けた。

成果発表が終了後、会場を移動して懇親会が開かれた。ドリンクと軽食で、ざっくばらんな意見交換や懇談が行われ、学生の本音や受入事務所の反省点、今後の課題等、貴重な意見が多く寄せられた。特に今後、新規に受入事務所をお願いするにあたり、実習カリキュラムの標準化などの必要性が語られた。一方、学生からも調査士事務所での実習で得たことなどいろいろな意見が出された。

裁判所を見学した実習生の皆さん

本年度のインターンシップは女子5名、男子1名の総勢6名であり、人数的には女性上位であったが、今後、調査士希望者を増加させるためにも、女性の受講者が増えることは喜ばしいことである。今回、6名の受講者中、半数の3名が是非とも調査士試験を受験し、土地家屋調査士を目指したいと言ってくれたことが最大の成果であったと思われる。

今年度の実習生と受入事務所は別掲の通り。

最後になりましたが、学生を受け入れてくださった事務所の皆様、どうもありがとうございました。

学生氏名	大学名	受入事務所
岩﨑　成人	京産大	松原　正彦(大阪城支部)
酒井　彩乃	京産大	玉置　広和(大阪城支部)
柏木　玲子	近畿大	中林　邦友(大阪城支部)
上田　志保	近畿大	岩田　　久(北　支　部)
斎藤　まい	近畿大	神田章太郎(北　支　部)
小原美沙紀	京産大	盛田　吉人(京　都　会)

＊所属学部は全員が法学部

滋賀会

私の趣味
地券、売渡証文、古図、絵図収集

大津支部　柴﨑　優

『しが 会報』第73号

土地家屋調査士の仕事で、とりわけ私は「公図訂正」を取り扱う機会が多い。最近では難度の高い訂正事例に出会うと嬉しく、闘志が湧いてきます。資料調査、地図の解析そして地図を正しく直し、その後の地積更正、分筆登記につなげる。これこそが土地家屋調査士の侵されざる職域だと思っているからです。

その思いから、10年来、収集しているものがあります。家族からはボロ紙、くず集めとぼろくそに言われながらも続けています。それは「地券」、「売渡証文」、「古図、絵図」です。

地券は全国の様々な種類、1000枚を越えました。残念ながら全国全てには至っていませんし、珍品も多くありませんが、数だけは増えました。

江戸時代の売り渡し証文は売買契約書の原点であり、司法書士、土地家屋調査士等の職業の出発点という思いから始まり、原文の収集と共に、「翻字、読み下し文」と言う解読作業にも手を出しています。江戸時代の田畑、山林の売買の実態とその詳細は興味深く、百姓の生活苦が垣間見えて切なくなります。殆どが年貢が支払えない事が原因です。

古図、絵図は全国の珍しい事例を求めて集めています。これらはもっぱら、インターネットオークションで手に入れています。昔は安く手に入りましたが、最近は随分と高くなり、気にいってもなかなか落札できません。特に江戸期の絵図や古文書は中期から前期になると数も少なく、値がつり上がります。地券も壬生地券となると希少価値があり、一般地券の10倍20倍にもなります。一般地券でも東京府、神奈川県の地券は高値で取引されています。手に入りにくいのでしょう。

最近手に入れた秋田県横手市雄物川町にある「西大見内絵図」は色鮮やかに地目別に着色があり、「秣場」(まぐさば)という表示がありました。馬の産地でもあり、家畜の飼料にあてる草場が生活に欠かせなかったことを物語っていました。

富山県南砺市久戸絵図は天保15年のもので、村境を小方儀を使用して方向角度と境界点間の実測寸法が記載されていました。現地復元性のある絵図で大変珍しいです。

岡山県真庭市関の庄屋からでた「地押切絵図」はB4版の薄い和紙に彩色手描き。必要最小限に石垣や山林、藪を見事に描写した逸品で、小字毎に60枚ありました。

讃岐の国の「切絵図」はサイズは大きく、厚手の和紙に手描きされ、保存しやすいように均一に折り畳まれておりました。これも小字毎に30枚ありました。これらは全て私の事務所のHPで公開しています。(ヤフー等で京津測量(株)で検索)

さて、本題はここからです。では滋賀県はどうか？地元の大津はどうか？と言うことです。先だっても、筆界特定室から電話がかかってきました。下阪本に古図があるのですか？と言う問い合わせでした。ある事件を筆界特定室で調査していて、結論が出かかった

時に地主から「こんなんがあるけれど…」と古図の写しを見せられたとのこと。その真偽のための連絡でした。下阪本支所に保存された古図の写しと分かり、専門官は支所に急行されました。大津では古図の調査は必須です。一つ間違うと大きな事故に繋がります。そんな思いもあって、こつこつと集められるものから集めていますが、これればかりは現物は無理です。デジカメで撮影ですが、支所保管の古図はなかなかお許しがでません。個人所有あるいは自治会保有の場合は許可を得て撮影させてもらっています。

真野支所には地域の村々の古図が保存されていますが、かなり痛んでいます。補修もされずに段ボール箱にむき出しで保存され、ボロボロになった図面はビニール袋に入れられたものもありました。調べると明治6年の地券取り調べ総絵図が多数ありました。これら古図の特色は土地の特徴が色分けされていることです。一筆の土地の中に山林、溜め池、草地、崖地等色分けされているのです。ここから法務局の公図に移記され、その時点で白地が生まれたり、めがね地の記載漏れが発生しているケースが殆どの事例と思います。その意味で、公図訂正の大きな判断材料になります。

滋賀県東部地域、北部地域の古図は「滋賀県立図書館」のアーカイブで公開されています。法務局の公図に直接結びつく資料ではありませんが、昔の土地の状況を大きな視点で捉えることが出来ます。滋賀県内の「藩領分布図」が昭和2年に滋賀県編刊でだされています。この地図には文政6年時代に滋賀県下のどの地区が誰によって支配されていたかを色分けで示されています。凡例を見ると「宮家領」「公家領」「旗本領」「代官領」「社寺領」「他国大名領」「彦根領」「膳所領」「堅田領」「水口領」「大溝領」「仁正寺領」「山上領」「三上領」「町人領」「免税地」とあります。これもこのアーカイブでダウンロード出来ます。これによって公図のバックグラウンドが見えてきます。大津市内では菱屋町、札の辻、大谷町等中心地の絵図（元禄時代）もダウンロードする事が出来ます。間口、奥行きの寸法と所有者名が記載されています。

膨大な大津市内の古図があちこちに眠っています。これらが大津市歴史博物館や市立図書館で保管され、公開されることを心から願っています。このままでは歴史的資料が破損や散逸する恐れがあるからです。私が今できることは、全国の資料と地元の資料を平行して集める。この趣味を続けることだと思っています。ささやかで、自己満足の一歩かも知れませんが、地元のことは地元の調査士に訪ねるべきだという社会認識が確立する日の為に私は続けたいと思っています。

（広報部追記）

柴崎会員におかれましては、地券・古図等の大変貴重な資料を本会事務局にご寄贈いただいております。是非一度、皆様もご覧になって下さい。

会務日誌　11月16日～12月15日

11月

16日

第3回社会事業部会
＜協議事項＞
1　平成21年度社会事業部事業における今後の対応等について
2　平成22年度社会事業部事業計画(案)及び同予算(案)について

17日

第4回業務部会
＜協議事項＞
1　平成21年度事業の執行計画について
2　平成22年度業務部関係事業計画(案)及び同予算(案)の策定について
3　登記測量から見た公共用地境界確定業務に関する研究について
4　認定登記基準点申請の推進予定等の調査について
5　不動産登記規則第93条不動産調査報告書様式の改正について

17～18日

第2回広報部会
＜協議事項＞
1　制度広報に関する事項について
2　内部広報に関する事項について
3　会報に関する事項について
4　人材育成に関して教育機関等との連携に関する事項について
5　平成22年度会報事業計画案について
6　平成22年度広報部事業計画案及び同予算案の策定について

18日

日調連技術センター・データセンター、登記基準点評価委員会会議
＜協議事項＞
1　日調連技術センター及び日調連データセンターの各規則の策定について
2　日調連と各土地家屋調査士会の技術センター及びデータセンターの連携と今後の対応について
3　各会からの認定申請を受けた登記基準点について
4　各会への助成金の適切な分配について

19日

第2回14条地図作成作業規程対応PT会議
＜協議事項＞
1　14条地図作成作業規程解説書の改訂作業について
2　14条地図作成作業に係る実情調査(アンケート)について
3　14条地図作成作業に係る担当者会同の企画について

24日

地籍シンポジウム In Tokyoに係る打合せ
＜協議事項＞
1　進行案について
2　基調講演、特別報告、パネルディスカッション　コーディネータ・パネリストについて
3　チラシ作成と入場者の動員について
4　実施予算について
5　会場について
6　次回常任理事会(11/25、26)の提示資料類と決議範囲等について

25日

第7回正副会長会議
＜協議事項＞
1　第8回常任理事会審議事項及び協議事項の対応について

25～26日

第8回常任理事会
＜審議事項＞
1　日本土地家屋調査士会連合会特定認証局規則の一部改正(案)について
2　土地家屋調査士新人研修実施要領の全部改正(案)について

＜協議事項＞
1　平成21年度第2回全国会長会議及び平成22年新春交礼会の運営等について
2　各ブロック協議会担当者会同について
3　土地家屋調査士倫理規程の連合会会則への位置付けについて
4　土地家屋調査士会注意勧告に関する規則(モデル)の一部改正(案)について
5　土地家屋調査士会の会費の上限について
6　14条地図作成業務に関する実情調査(アンケート)について
7　ADRに関するアンケートについて
8　業務受託環境整備PTにおいて作成している「土地家屋調査士制度及び業務の啓発を目的とするツール(パンフレット)」等について
9　「2nd 地籍シンポジウム in Tokyo (仮称)」の開催内容について
10　平成22年度各部事業計画(案)について
11　土地家屋調査士制度制定60周年記念事業について
12　「土地家屋調査士の業務と制度　第2版」を日調連推薦図書とすることについて

26日
第3回土地家屋調査士制度制定60周年記念事業準備委員会
＜協議事項＞
1　60周年記念事業の具体的事業について
2　今後のスケジュールについて

12月
1日
第8回広報部編集会議（電子会議）
＜協議事項＞
1　会報について

3日
第2回研修部電子会議
＜協議事項＞
1　平成21年度予算執行計画、平成22年度事業計画（案）及び同予算（案）の策定について
2　土地家屋調査士新人研修実施要領の全部改正（案）について
3　土地家屋調査士配属研修実施要領（案）について
4　ブロック新人研修の開催内容について
5　第6回研修部会の協議議題について
6　各地域における歴史的資料について

3～4日
第4回社会事業部会
＜協議事項＞
1　平成21年度社会事業部事業における今後の対応等について
2　平成22年度社会事業部事業計画（案）及び同予算（案）について

10日
第9回常任理事会
＜協議事項＞
1　第5回理事会審議事項及び協議事項の対応について

10～11日
第5回理事会
＜審議事項＞
1　日本土地家屋調査士会連合会特定認証局規則の一部改正（案）等について
2　土地家屋調査士新人研修実施要領の全部改正（案）について

＜協議事項＞
1　平成21年度第2回全国会長会議等の運営等について
2　土地家屋調査士倫理規程の連合会会則への位置付けについて
3　土地家屋調査士会注意勧告に関する規則（モデル）の一部改正（案）について
4　土地家屋調査士会の会費の上限について
5　「マンガでわかる土地家屋調査士のしごと」の増刷について
6　平成22年度各部事業計画（案）及び同予算（案）について
7　土地家屋調査士制度制定60周年記念事業について

第5回理事会業務監査

11日
第1回登録審査会

11～12日
第2回調測要領委員会
＜協議事項＞
1　「調査・測量実施要領」に関する研究・検討について

12日
第2回業務統計等検討会
＜協議事項＞
1　土地家屋調査士業務及び業務報酬に関する調査及び研究について

土地家屋調査士名簿の登録関係

登録者は次のとおりです。

平成21年11月2日付

神奈川	2853	川又　康司	千葉	2059	伊藤　文雄
兵庫	2355	中塚　靖佳	愛知	2718	伊藤　崇
広島	1808	松原　圭祐	広島	1809	亀井謙一郎
沖縄	471	神谷　護	徳島	481	吉田　浩

平成21年11月10日付

神奈川	2855	榎本　一成	奈良	404	西浦　新二
岐阜	1208	福井　大	島根	490	岡﨑　充博

登録取消し者は次のとおりです。

平成21年8月12日付			東京	300	清水　愿
平成21年8月26日付			千葉	1926	徳田　忍
平成21年9月18日付			愛媛	812	谷口　雅彦
平成21年10月1日付			岐阜	432	杉山　忠男
平成21年10月5日付			富山	476	西谷　友市
平成21年10月11日付			長野	2098	西澤　明彦
平成21年10月20日付			埼玉	1962	高橋　隆
平成21年10月21日付			青森	724	柿﨑　彰逸

平成21年11月2日付

神奈川	2646	島田　均	埼玉	1012	山本　庫三
埼玉	1115	田島　良一	千葉	2022	田口　明範
千葉	2053	富永　博文	群馬	833	阿部　英文
群馬	953	森田　礼子	愛知	2416	久林　靖
三重	444	八幡　輝明	三重	461	正木　治男
三重	808	中川　威信	広島	99	内海　潔
鹿児島	951	園畠　正紀	札幌	1105	千葉　賢司
釧路	224	大崎　敏郎			

平成21年11月10日付

東京	5060	近藤　武	千葉	1936	野村　昭夫
長野	2219	川本　鑛三	新潟	1592	清野三木男
愛知	2623	小林　正典	鳥取	429	梅田　尚志
熊本	717	吉井　一也	熊本	850	田部　紀昭
鹿児島	546	酒匂　學			

平成21年11月20日付

埼玉	1357	桑田　達也	埼玉	1739	吉野　恒男
宮城	902	宮野　浩			

ちょうさし俳壇

第296回

雑詠　水上陽三　選

翅音　　**水上陽三**

綿虫の翅音は如何にして聞かむ
木枯しの先鋒が攻む竹林
鬼の笑ふことを言ひをり神無月
いろどりの球根植うる人だかり
初冬の購(もと)めしものに肥後守

愛知　清水正明

疎開児の訪ねる鄙(ひな)や細雪
時雨るるや野墓の跡の欠け茶碗
注連飾る主の座から逃げられず
選ばれてテープまかるる冬木かな
モンローの湯浴みの泡や花八つ手

東京　黒沢利久

これよりは力を抜いて冬木立
武道館さくら紅葉のなかにあり
血圧の安定したる冬うらら
十二月一日二日晴れ渡り
油断なき猫の目二つ十二月

福島　加藤捷子

鰯雲民話の里へ降り立ちぬ
冬木立渓流白くしぶきをり
マスクせる聴講生を気遣へり
新発意(しんぼち)の落葉焚きをり中尊寺
金色堂の柱の螺鈿冬灯

茨城　島田　操

師走風郵便受けの喪のはがき
足元に落葉が絡む野辺送り
待ってゐる親の心や布団干す
降る落葉浴びて無言の石仏
山茶花や観音様の道の辺に

岐阜　堀越貞有

栗おこは平らぐ息子赴任地へ
駄菓子もて日向ぼこりの仲間入り
釣り舟の距離を計りて浮寝鳥
小夜時雨今宵女将をひとり占め
冬の蚊に好かれてしまふ納屋掃除

埼玉　井上晃一

傘寿過ぐ厨房に入り秋刀魚焼く
芒原好きな自転車にて游(およ)ぐ
ゲレンデの客に人工雪応(こた)ふ
例年より太き松茸届きたり

今月の作品から

清水正明

モンローの湯浴みの泡や花八つ手

おそらくテレビ画像を思っての作であろう。バスタブに盛り上がるシャボンの泡に身を沈めるモンローの記憶は鮮明に覚えている。その泡のはかなく消える寂しさを、地味で飾り気のなく、散りぎわも華やかさのない八つ手の花を比喩に用いた作である。この比喩は古今の作品に多く用いられているが、散りぎわの哀れと泡の消え行く哀れと、早逝したモンローの哀れが三重となった情趣は深い。

黒沢利久

これよりは力を抜いて冬木立

葉を落とし裸木となった冬の木立に、春からの成長期に向けて力を抜いて休眠せよと声を掛けている情趣がうかがえる。それは、何事にも無駄な力を抜いて前向きに進めと自らに対する戒めでもある。

加藤捷子

鰯雲民話の里へ降り立ちぬ

民話の里遠野へ旅をしたときの作品であろう。列車が、バスが遠野へ着いたときに、車中若しくは旅の前に遠野に対する基礎知識は十分仕込んできたであろうから、訪ねてみたい場所へ思いを馳せて胸躍らせて下り立った感慨がうかがえる。

島田　操

師走風郵便受けの喪のはがき

郵便受けにではなく、郵便受けのであることに注目した。もし「に」であるならば単なる報告に終わり「の」であることによって、はがきの内容に目が触れたときの作者の感慨が想像されて余情のある作品となったのである。

堀越貞有

小夜時雨今宵女将をひとり占め

この作者の今月の作品は古俳諧の趣を感じさせるが、それはそれとして独白的で叙情的な作品は捨てられない趣がある。

【平成22年度】測量機器総合保険（動産総合保険）中途加入のご案内

日本土地家屋調査士会連合会共済会

取扱代理店：有限会社　桐栄サービス／引受保険会社：三井住友海上火災保険株式会社

本ご案内は2010年5月1日保険始期分のご案内となっておりますので、ご注意ください。

2010年4月20日（本案内の締切）以降にお申し込みされる際は取扱代理店にお問い合わせください。

日調連共済会　測量機器総合保険の特徴

会員が所有・管理する測量機器（製品No.のある機器に限る）について業務使用中、携行中、保管中等の偶然な事故による損害に対し、保険金をお支払いします。

例えば、①測量中誤って測量機器を倒し壊れた。
②保管中の測量機器が火災にあい焼失した。
③測量機器を家に保管中盗難にあった。　　等

この保険は日調連共済会が保険契約者となる団体契約です。従って個人でご契約されるより割安な保険料でご加入いただけます。

【平成22年度保険開始分のお引き受け条件】

◆近時の事故発生状況、保険金支払状況を踏まえ、下記の通り、保険料改定（引き上げ）を行っております。
（保険料以外のお引き受け条件は、昨年から変更はありません。）

◎保険料〔変更あり〕　→　保険金額10万円につき、年間保険料は2,650円　となります。
（昨年は、2,300円）

※縮小てん補90%〔昨年通り〕
→　支払保険金＝（損害の額 － 免責金額）× 保険金額(注) ／保険価額（時価額）× 90% となります。
※免責金額（自己負担額）15万円（昨年通り）となります。
（注）保険金額が保険価額（時価額）を超える場合は、保険価額（時価額）とします。

＜平成23年度以降のお引き受け条件について＞

・平成23年度以降の保険料につきましても、昨年同様本総合保険制度（団体契約）の損害率（支払保険金／保険料）に応じて保険料の引き上げ・引き下げを行う運営といたします。（ご参考：平成20年度の損害率は、89.9%）

（例）　損害率100%以上150%未満→保険料引き上げ（保険金額10万円につき、年間保険料3,970円）
損害率　70%以上100%未満→保険料引き上げ（保険金額10万円につき、年間保険料3,040円）
損害率　40%以上　70%未満→保険料の変更はなし
損害率　20%以上　40%未満→保険料引き下げ（保険金額10万円につき、年間保険料2,380円

1.　保険の対象

会員が所有・管理する「製造No.のある測量機器」（下記①～③のみ）

①測量機器本体（従来方式のトータルステーション、トランシットに限ります。）
②プリズム（製造番号がないものはお引受できません。）
③整準台（測量機器本体と合わせて申し込む場合のみ）

※製造No.のない機器及び三脚は保険の対象になりません。
※データコレクター、ポケコンは保険の対象になりません。
※GPS方式等、新方式の測量機器については、保険の対象となりませんので、個別に桐栄サービスまでお問い合わせください。

2.　保険金額の設定方法

保険金額は保険価額（時価額）を基準として設定します。
（千円単位を四捨五入し万円単位とする。）

＜保険価額（時価額）の算出方法＞　保険価額（時価額）＝購入時の定価 × 償却率係数

※購入時の定価、購入年については購入当時の資料（領収書・明細・カタログ等）をご確認の上、正確に設定ください。
正確な設定がない場合、事故発生時に損害の額を全額お支払いすることができなかったり、お客さまにとって保険料の無駄なお支払いとなることがありますのでご注意ください。

＜償却率係数＞

購入年（平成）	21年	20年	19年	18年	17年	16年	15年	14年以前
係　数	1.0	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5	0.4	0.3

3. 中途加入保険料

$$2{,}650\text{円} \times \frac{\text{保険金額(上記保険価額で設定ください)}}{10\text{万円}} = \text{年間保険料}$$
(円単位を四捨五入し10円単位とします)

$$\text{年間保険料} \times \frac{\text{未経過月数}}{12\text{ヶ月}} = \text{中途加入保険料}$$
(円単位を四捨五入し10円単位とします)

(ご加入例)

1. 保険の対象とする機器の製造番号を確認ください。(製造番号のないものは対象となりません。)
   例)測量機器本体(製造番号23046)・平成17年購入・購入時の定価105万円・平成22年5月1日加入
2. 保険対象機器の購入価額、購入年をご確認の上、保険価額(時価額)を計算してください。

保険の対象機器	購入時の定価(A)	購入年(平成)	償却率係数(B)	保険価額(A)×(B)
測量機器本体	105万円	17年	0.6	63万円

(保険料) $2{,}650\text{円} \times \frac{63\text{万円(保険金額…保険価額通り設定の場合)}}{10\text{万円}} = 16{,}700\text{円}$

$16{,}700\text{円} \times \frac{11\text{ヶ月}}{12\text{ヶ月}} = 15{,}310\text{円(お支払いいただく保険料)}$

4. お支払いする保険金

$$\left[(\text{損害の額} - \text{免責金額}) \times \frac{\text{保険金額}^{(注)}}{\text{保険価額(時価額)}}\right] \times \boxed{\begin{matrix}\text{縮小てん補}\\ 90\%\end{matrix}}$$

※免責金額(自己負担額)＝15万円。免責金額(自己負担額)は、全損(推定全損を含みます。)および火災、落雷、破裂・爆発以外の事故により発生した損害について適用されます。
※お支払する保険金は、保険金額が限度です。ただし、保険金額が保険価額(時価額)をこえる場合は保険価額(時価額)が限度となります。
※修理内容・修理金額によっては、それが保険金額の範囲内であってもそれをここでいう『損害の額』とすることができない場合があります。すなわち、当該修理によって、その後当該物件の耐用年数が延びる等の価値の増加が見られる場合はその分を控除したものを『損害の額』として算出することになります。
(注)保険金額が保険価額(時価額)を超える場合は、保険価額(時価額)とします。

	保険金をお支払いする主な場合	お支払いする保険金
損害保険金	すべての偶然な事故(注)によって保険の対象に生じた損害がお支払いの対象になります。 (注)別途定める免責事由に該当する事故を除きます。(「保険金をお支払いしない主な場合」をご参照ください) たとえば、次のような損害が対象となります。 ① 火災、落雷、破裂・爆発によって生じた損害 ② 台風、せん風、暴風、暴風雨、突風などの風およびひょうによって生じた損害 ③ 盗難による損害 ④ 航空機の落下、車両・船舶などの衝突によって生じた損害 ⑤ 破損によって生じた損害 ⑥ いたずらによって生じた損害 ⑦ 衝突・脱線・転覆等の輸送中の事故によって生じた損害 ⑧ 水濡れによって生じた損害(雨、雪もしくは雹(ひょう)の吹込みや雨漏り等による場合を除きます。) ⑨ 上記①～⑧以外の不測かつ突発的な事故(破損、汚損等)	●損害保険金 上記4の説明をご参照ください。 損害保険金は、ご契約いただいた機器の保険価額(保険の対象の価額)と保険金額との割合でお支払いします。 保険価額(時価額)より少ない額でご契約になりますと十分な補償を受けられませんのでご注意ください。
費用保険金	●残存物取り片付け費用 損害保険金が支払われる場合で、残存物の取り片付けのために費用を支出したとき	●実費 (損害保険金の10%限度)
	●修理付帯費用保険金 火災、落雷、破裂・爆発により損害が生じた結果、復旧にあたり、引受保険会社の承認を得て支出した費用があるとき(代替物の賃借費用等。ただし、居住の用に供する部分にかかわる費用を除きます。)	●実費 (1事故1構内につき保険金額の30%または1,000万円のいずれか低い額が限度)

5. 保険金をお支払いしない主な場合

○保険契約者、被保険者またはこれらの方の法定代理人の故意または重大な過失によって生じた損害
○被保険者と世帯を同じくする親族の故意によって生じた損害
○戦争、暴動、または、地震、噴火またはこれらによる津波によって生じた損害
○差押え、収用、没収、破壊など国または公共機関の公権力の行使によって生じた損害
○原子力または放射能汚染によって生じた損害
○保険の対象の瑕疵(かし)、自然の摩滅･消耗･劣化、使用による品質もしくは機能の低下、性質による発火･爆発・蒸れ・腐敗・さび・かび・変質・変色その他これらに類似の事由またはねずみ食い・虫食いによって生じた損害
○置き忘れまたは紛失によって生じた事故、詐欺、横領にかかったことによる損害
○外来の事故に直接起因しない保険の対象の電気的・機械的事故によって生じた損害
○保険の対象に対する修理、清掃などの作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害
○台風、暴風雨、豪雨などによるこう水、融雪こう水・高潮・土砂崩れなどの水災によって生じた損害
○保険の対象に加工をほどこした場合、加工着手後に生じた損害(ただし、加工着手後から加工終了までの加工ミスに直接起因しない損害については、「火災、落雷、破裂・爆発、風災、ひょう災、雪災、外部からの物体の飛来・落下・水ぬれ、騒じょう、労働争議、盗難」
○管球類に単独で生じた損害、保険の対象の機能に直接関係のない外形上の損害
○万引きその他不法侵入、暴行または脅迫の行為をなさなかった者によって盗取されたことによって生じた損害
○保険契約者、被保険者もしくは保険金受取人の従業員等が単独または第三者と共謀して行った盗取その他の不誠実行為によって生じた損害
○日本国外で生じた事故による損害
○自力救済行為等によって生じた損害
○温度、湿度の変化または空気の乾燥、酸素の欠除によって生じた損害
○1時間未満の電力停止や異常な供給により、商品・製品・原材料等のみに生じた損害
○異物の混入、純度の低下、化学変化、質の低下等の損害
○すり傷、しみ、よごれ等の単なる外形上の損害
○脱毛による損害
○保険の対象が耕工作車・機械である場合には、ガラス部分、ベルト、ゴムタイヤ、キャタピラ、ショベル等の歯または爪、バケット、フォーク等のみに生じた損害　※標識の登録を受けた車両は保険の対象の対象外
○湿度、温度の変化、または空気の乾燥、酸素の欠除によって生じた損害
○保険の対象が水中もしくは地中にある間、空中に浮遊している間に生じた損害　など

6. ご加入の方法

(1)申込先：有限会社桐栄サービス

(申込書類は桐栄サービスまでご請求ください。)

(2)申込締切：平成22年4月20日(火)

※4月20日以降にお申し込みいただく場合は、お問い合わせください。

(3)保険期間：平成22年5月1日午後4時より平成23年4月1日午後4時まで

※4月1日が保険始期の募集につきましては締め切らせていただいております。
5月1日が保険始期となりますので、ご注意ください。

(4)保険料のお支払方法：現金書留に申込書・計算シートを同封の上、桐栄サービスにお送りください。

詳しくは桐栄サービスまでお問い合わせください。
※平成23年4月1日からのご契約につきましては、本年12月に改めてご案内致しますので、再度お手続きくださいますようよろしくお願い申し上げます。

7. その他ご加入の際の注意点

※この保険は、日本土地家屋調査士会連合会共済会が契約者となる団体契約です。
※本保険（動産総合保険）の被保険者（保険の補償を受けられる方であり、保険の対象の所有者等）は、日本土地家屋調査士会連合会共済会の会員にかぎります。
※申込人と被保険者（補償の対象者）が異なる場合には、この書面に記載の事項につき、被保険者の方にも必ずご説明ください。
※ご加入の内容は、保険の種類に応じた普通保険約款および特約によって定まります。約款・特約の詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社までご照会ください。（被保険者には約款は配布しておりませんので、約款・特約が必要な場合は、お手数ですが、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。）
※被保険者（補償の対象者）には、ご加入時に危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めたもの（告知事項）について事実を正確に告知いただく義務（告知義務）があり、取扱代理店には告知受領権があります（取扱代理店にして告知いただいた事項は、引受保険会社に告知いただいたものとなります）。
加入申込票に記載された内容のうち、※印がついている項目が告知事項です。この項目が事実と違っている場合、または、事実を記載しなかった場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので加入申込票の内容を必ずご確認ください。
※ご加入いただいた後にお届けいたします加入者証は、内容をご確認の上、大切に保管してください。
※ご契約後に、次の変更が生じた場合には、遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、ご契約を解除し、保険金等をお支払いができなくなることがあります。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。
　○担保地域を変更した場合　　○用途または主たる保管場所を変更した場合
　○主たる保管場所の構造を変更または用途（業種）を変更した場合
　○その他保険証券または加入申込票の記載内容に重要な変更が生ずべき事実が発生した場合
※ご契約後、次のいずれかに該当する事実が発生する場合には、ご契約内容の変更等が必要となりますので、直ちに取扱代理店または引受保険会社へご連絡ください。
　○保険の対象を売却、譲渡する場合　　○保険証券記載の住所または電話番号を変更する場合
　○ご契約後に保険の対象の価額が著しく減少した場合　等
※事故が発生した場合には、直ちに取扱代理店または引受保険会社へご連絡ください。保険金請求の手続きにつきましては、引受保険会社から詳しくご案内いたします。なお、事故の日から30日以内にご連絡がない場合には、保険金をお支払いできなくなる場合がありますので、ご注意ください。
※『保険会社破綻時等の取扱い』（平成18年4月改正）
　・引受保険会社の経営が破綻した場合等保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご加入時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
　・引受保険会社が経営破綻に陥った場合のご加入者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。この保険は、ご加入者が個人、小規模法人（破綻時に常時使用する従業員等の人数が20名以下の法人をいいます。）またはマンション管理組合である場合に限り、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。
　・補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。
※本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社のグループ会社が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。
また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含みます。）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することがあります。
詳細は、三井住友海上ホームページ（http://www.ms-ins.com）をご覧ください。

〈お問い合わせ先〉
日本土地家屋調査士会連合会共済会
＜取扱代理店＞有限会社桐栄サービス（担当：三神）
東京都千代田区三崎町1丁目2－10　土地家屋調査士会内6F　03（5282）5166
＜引受保険会社＞三井住友海上火災保険株式会社　公務第二部営業第三課（担当：上杉、藤岡、芦川）
東京都千代田区神田駿河台3－9　03（3259）4061

1－A－09. 1883（2009年12月作成）

大規模災害基金状況

平成 21 年 12 月 15 日現在

ご協力いただきありがとうございます。

収支状況

単位会からの拠出金計	¥	162,602,792
他の寄付金等収入計	¥	6,644,701
一般会計繰入金計	¥	16,000,000
見舞金計	¥	−50,305,000
他の支出	¥	−656,495
	¥	134,285,998

各会からの大規模災害拠出金合計
(平成9年度から平成21年度まで)

平成 21 年 12 月 15 日現在

各調査士会	拠出金額	各調査士会	拠出金額	各調査士会	拠出金額
東京	¥ 14,490,000	愛知	¥ 6,607,295	宮崎	¥ 2,053,000
神奈川	¥ 7,000,000	三重	¥ 2,734,081	沖縄	¥ 2,224,000
埼玉	¥ 10,098,920	岐阜	¥ 1,739,323	宮城	¥ 1,753,428
千葉	¥ 4,931,029	福井	¥ 1,004,786	福島	¥ 3,386,051
茨城	¥ 4,301,500	石川	¥ 1,618,000	山形	¥ 962,426
栃木	¥ 1,741,500	富山	¥ 1,676,500	岩手	¥ 1,978,243
群馬	¥ 2,659,000	広島	¥ 1,527,773	秋田	¥ 1,260,852
静岡	¥ 7,185,699	山口	¥ 1,411,000	青森	¥ 1,892,300
山梨	¥ 1,012,000	岡山	¥ 1,466,510	札幌	¥ 3,777,970
長野	¥ 2,427,500	鳥取	¥ 1,011,500	函館	¥ 814,000
新潟	¥ 4,065,900	島根	¥ 1,098,000	旭川	¥ 784,000
大阪	¥ 14,353,000	福岡	¥ 5,352,500	釧路	¥ 1,206,000
京都	¥ 1,168,989	佐賀	¥ 1,230,000	香川	¥ 1,600,000
兵庫	¥ 14,654,812	長崎	¥ 2,542,000	徳島	¥ 945,209
奈良	¥ 1,405,564	大分	¥ 2,197,000	高知	¥ 1,045,000
滋賀	¥ 1,913,632	熊本	¥ 2,586,000	愛媛	¥ 2,405,000
和歌山	¥ 1,299,000	鹿児島	¥ 4,005,000	合計	¥ 162,602,792

災害見舞金支出一覧①
(平成9年度から平成15年度まで)

平成 21 年 12 月 15 日現在

支出日	所属会	氏名	災害内容	合計
H10. 8.20	新潟	会員 1名	集中豪雨	¥ 20,000
H10.10.16	茨城	会員 1名	集中豪雨	¥ 20,000
H10.10.16	福島	会員 1名	集中豪雨	¥ 20,000
H10.10.16	高知	会員 3名	集中豪雨	¥ 60,000
H11. 4.14	岡山	会員 1名	台風	¥ 20,000
H11.11.16	愛知	会員 4名	竜巻	¥ 80,000
H11.12.10	山口	会員20名	台風	¥ 490,000
H12. 4.14	札幌	会員 1名	有珠山噴火	¥ 30,000
H12. 6.14	岩手	会員 1名	集中豪雨	¥ 50,000
H12.10. 6	東京	会員 2名	三宅島雄山噴火	¥ 200,000
H12.10. 6	愛知	愛知会	東海地方豪雨	¥ 1,500,000
H12.10.24	鳥取	鳥取会	鳥取西部地震	¥ 100,000
H12.11.27	東京	会員 2名	三宅島雄山噴火	¥ 200,000
H12.12.25	島根	島根会	鳥取西部地震	¥ 30,000
H13. 2.20	鳥取	鳥取会	鳥取西部地震	¥ 250,000
H13. 3.28	東京	会員 2名	三宅島雄山噴火	¥ 200,000
H13. 4.20	広島	広島会	芸予地震	¥ 100,000
H13. 4.20	山口	山口会	芸予地震	¥ 100,000
H13. 4.20	岡山	岡山会	芸予地震	¥ 100,000
H13. 4.20	香川	香川会	芸予地震	¥ 100,000
H13. 4.20	愛媛	愛媛会	芸予地震	¥ 100,000
H13. 6.29	愛媛	愛媛会	芸予地震	¥ 200,000
H14. 8.12	岐阜	会員 1名	台風6号	¥ 100,000
H14.11.18	千葉	会員18名	台風21号	¥ 100,000
H15. 6.17	宮城	宮城会	宮城県沖地震	¥ 50,000
H15. 6.17	福島	福島会	宮城県沖地震	¥ 50,000
H15. 6.17	山形	山形会	宮城県沖地震	¥ 50,000
H15. 6.17	岩手	岩手会	宮城県沖地震	¥ 50,000
H15. 6.17	秋田	秋田会	宮城県沖地震	¥ 50,000
H15. 6.17	青森	青森会	宮城県沖地震	¥ 50,000
H15. 8. 8	福岡	会員 1名	九州集中豪雨	¥ 100,000
H15. 8.22	宮城	会員 1名	宮城県沖地震	¥ 100,000
H15. 9.25	宮城	会員 7名	宮城県沖地震	¥ 2,000,000
			支出計	¥ 6,670,000

災害見舞金支出一覧②
(平成16年度から平成19年度まで)

平成 21 年 12 月 15 日現在

支出日	所属会	氏　名	災害内容	合　計
H16. 7. 7	佐賀	会員 1名	佐賀市竜巻	¥ 200,000
H16. 7.23	新潟	会員14名	集中豪雨	¥ 1,700,000
H16. 7.23	福井	会員 7名	集中豪雨	¥ 500,000
H16. 8. 6	新潟	会員 2名、新潟会	集中豪雨	¥ 250,000
H16. 8. 6	福井	福井会	集中豪雨	¥ 100,000
H16. 8.18	富山	会員 1名	集中豪雨	¥ 100,000
H16. 9. 3	愛媛	会員 2名	台風15号、大雨	¥ 150,000
H16. 9.16	兵庫	会員 1名	台風16号	¥ 100,000
H16. 9.16	香川	会員 7名	台風16号	¥ 700,000
H16.10. 1	函館	会員 2名	台風18号	¥ 150,000
H16.10. 1	香川	会員 2名	台風18号	¥ 150,000
H16.10. 4	広島	会員13名	台風18号	¥ 300,000
H16.10. 4	大分	会員 4名	台風16号、18号	¥ 100,000
H16.10. 4	宮崎	会員 2名	台風16号	¥ 150,000
H16.10. 4	岡山	会員 2名	台風16号	¥ 200,000
H16.10. 8	三重	会員 2名	台風21号、大雨	¥ 300,000
H16.10.18	兵庫	会員12名	台風16号、18号	¥ 360,000
H16.10.19	山口	会員21名	台風18号	¥ 580,000
H16.10.19	愛媛	会員 3名	台風21号	¥ 250,000
H16.10.25	高知	会員 1名	台風16号	¥ 50,000
H16.10.26	新潟	新潟会	中越地震運営費	¥ 1,000,000
H16.10.26	新潟	新潟会	中越地震応援物資	¥ 1,000,000
H16.11. 4	兵庫	会員 2名	台風16号、18号	¥ 70,000
H16.11. 5	静岡	会員 2名	台風22号	¥ 90,000
H16.11.17	新潟	会員34名	新潟県中越地震	¥ 8,800,000
H16.11.17	兵庫	会員 4名	台風16号、18号	¥ 100,000
H16.11.17	香川	会員 6名	台風22号、23号	¥ 520,000
H16.11.24	新潟	新潟会	中越地震運営費	¥ 100,000
H16.11.25	千葉	会員 2名	台風22号	¥ 20,000
H16.11.25	兵庫	会員15名	台風23号	¥ 3,700,000
H16.12. 6	新潟	会員 9名	新潟県中越地震	¥ 550,000
H16.12. 6	兵庫	会員 1名	台風23号	¥ 20,000
H16.12. 7	東京	会員 2名	三宅島雄山噴火	¥ 200,000
H16.12.24	兵庫	会員 1名	台風23号	¥ 100,000
H17. 3.30	新潟	会員14名	新潟県中越地震	¥ 2,200,000
H17. 7.20	新潟	会員 1名	集中豪雨	¥ 50,000
H17.10. 7	埼玉	会員 1名	局地的豪雨	¥ 100,000
H17.10.17	東京	会員 2名	局地的豪雨	¥ 150,000
H17.10.26	宮崎	会員 3名	台風14号	¥ 1,750,000
H18. 9. 7	宮崎	会員 1名	大雨被害	¥ 200,000
H18.10. 4	長野	会員 7名	大雨被害	¥ 750,000
H18.10.20	鹿児島	会員 7名	大雨被害	¥ 900,000
H19. 3.28	石川	石川会	能登地震初動活動費	¥ 500,000
H19. 6.25	石川	会員21名	能登地震	¥ 5,250,000
H19. 6.25	石川	石川会	能登地震	¥ 1,500,000
H19. 7.20	新潟	新潟会	中越沖地震運営費	¥ 1,000,000
H19.12.27	新潟	会員29名	中越沖地震	¥ 3,625,000
H19.12.27	新潟	新潟会	中越沖地震	¥ 1,000,000
			支出計	¥ 41,635,000

災害見舞金支出一覧③
(平成20年度から)

平成 21 年 12 月 15 日現在

支出日	所属会	氏　名	災害内容	合　計
H20. 6.25	宮城	宮城会	岩手・宮城内陸地震	¥ 500,000
H20. 6.25	岩手	岩手会	岩手・宮城内陸地震	¥ 500,000
H20.11. 5	三重	三重会	集中豪雨	¥ 200,000
H21. 9. 1	山口	山口会	中国・九州北部豪雨	¥ 300,000
H21.11.16	兵庫	兵庫会	台風9号の被害	¥ 500,000
			支出計	¥ 2,000,000

平成9年度から平成21年度まで支出合計　　¥50,305,000

平成21年度土地家屋調査士試験の結果について

土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第6号第1項の規定による平成21年度土地家屋調査士試験の合格者が発表されました。

同試験の結果の概要は、下記のとおりです。

なお、平成21年度土地家屋調査士試験合格者の「受験地・受験番号・氏名」は、平成21年12月18日付け官報に掲載されております。

記

試験日	筆記試験（8月23日）、口述試験（11月9日）	
出願者数	7,234名	
受験者数	6,026名（午後の部の試験を免除された者であって午前の部を受験した者並びに午前の部及び午後の部の双方を受験した者の数をいう。）	
合格者数	486名（男463名・95.3％　女23名・4.7％）	
筆記試験合格点	午前の部の試験を受験した者	午前の部の試験　満点100点中67.0点以上 かつ 午後の部の試験　満点100点中70.5点以上
	午前の部の試験を免除された者	午後の部の試験　満点100点中70.5点以上

（午前の部の試験のうち、多肢択一式問題については満点60点中30.0点に、記述式問題については満点40点中27.0点に、午後の部の試験のうち、多肢択一式問題については満点50点中32.5点に、記述式問題については満点50点中35.0点に、それぞれ達しない場合には、それだけで不合格とされた。）

平均年齢	36.35歳		
最低年齢	22歳	1名	
最高年齢	68歳	1名	※年齢はH 21.12.1現在

生年別合格者数

生　年	人数
昭和62年	1
昭和61年	4
昭和60年	4
昭和59年	9
昭和58年	6
昭和57年	15
昭和56年	24
昭和55年	25
昭和54年	28
昭和53年	27
昭和52年	27
昭和51年	28
昭和50年	35
昭和49年	23
昭和48年	26

生　年	人数
昭和47年	35
昭和46年	17
昭和45年	19
昭和44年	18
昭和43年	16
昭和42年	9
昭和41年	8
昭和40年	9
昭和39年	10
昭和38年	5
昭和37年	6
昭和36年	10
昭和35年	4
昭和34年	4
昭和33年	3

生　年	人数
昭和32年	2
昭和31年	7
昭和30年	4
昭和29年	3
昭和28年	2
昭和27年	5
昭和26年	2
昭和25年	1
昭和23年	1
昭和22年	1
昭和21年	2
昭和16年	1
合　計	486

受験地別合格者数

受験地	人数
東　京	178
大　阪	99
名古屋	70
広　島	22
福　岡	55
那　覇	3
仙　台	25
札　幌	9
高　松	25
合　計	486

映画「劔岳　点の記」DVD斡旋のご案内

『劔岳 点の記』は、『八甲田山』『富士山頂』などで知られる新田次郎の同名小説が原作。明治40年、現在の国土地理院の前身である陸地測量部の柴崎芳太郎、立山の案内人宇治長次郎が、「三角点」を設置すべく不屈の闘志で挑んだ実話だ。

この映画では、インフラの基になる国家基準点を設置するという大切な仕事に従事した測量技術者を取り上げている。こうした〈測量〉という仕事を正面から取り上げた映画は少ない。この映画を通じて、人々は先人たちの苦闘の上にある〈位置情報〉という成果の再認識をすると共に、日頃縁の下の力持ち的な立場の測量技術者の仕事を社会的に大きくアピールする絶好の機会として、日本測量協会は全面的な広報の支援を続けてきた。

監督は、「何のためにこの映画を作るのか。それは崇高な使命感を持って、黙々と仕事をする明治の日本人の姿を描きたい」「皆さんの仕事を借りて日本人の素晴らしさを表現していきたい」と日本測量協会の講演会で熱く語られていた。

測量技術者の仕事に対する魂、自然の美しさ、そしてクラシック音楽の素晴らしさが甦るこの映画を永久保存版として備えることをお勧めいたします。

日本測量協会斡旋価格
大ヒット記念価格2,999円(税込)を

土地家屋調査士会会員は　2,600円(税込・送料200円)

日本測量協会会員は　2,500円(税込・送料サービス)

で販売いたします。

複数の購入も可能です。まとめて購入すると断然お得！

詳しいお申し込み方法については、
日本測量協会発行の月刊「測量」12月号をご覧いただくか、
日本測量協会刊行部(TEL.03-5684-3354)までお問い合わせください。
※お申込み多数の場合は、先着順となりますのでご了承ください。

メモリアル・エディション【DVD 1枚組】

価格：￥2,999(税込)　￥2,856(税抜)
※初回生産分のみ大ヒット記念価格
　“￥2,999(税込)＝劔岳標高価格”にて発売！
※初回生産終了後は￥3,990(税込)にて出荷
　品番：PCBC-51622 POS：4988632502405

◆仕様：4Cピクチャーレーベル
◆本編DISC 本編139分／シネスコープ／片面・2層／カラー　音声2)
●ドルビーデジタル5.1chサラウンド
●ドルビーデジタル2chコメンタリー
[監督：木村大作×笠井信輔(フジテレビアナウンサー)]
字幕1) 日本語字幕
◆特典映像：予告集

測量協会の特別価格
取扱いはメモリアルエディションのみになります。

全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会
公嘱協会情報
Vol.81

全公連研修会に関する雑感

全公連業務・研修担当理事　泉　清博

日時　平成21年11月26日～27日
場所　東京都千代田区三崎町1丁目2番10号
　　土地家屋調査士会館3階会議室

全国公共嘱託登記土地家屋調査士協会連絡協議会（以下「全公連」という。）は、上記日程で全国から約120名の各協会役員を集め、研修会を開催しました。

今回、紙面をいただき研修会に参加した雑感を述べさせていただきます。

◎公益認定に関する研修

研修会最初に、鈴木会長から「土地家屋調査士業務は社会経済環境に左右されやすい側面を持っていることがあり、不況やその他さまざまな要因により厳しい状況にある。この閉塞感を打破し、新たに土地家屋調査士会に入会するものに希望を与えるもののひとつに公益法人への移行があると考えている。本日の研修がその一助となれば幸いである。」との挨拶がありました。公嘱協会が公益法人となることは、公嘱協会の存在価値が広く評価されることであり、正に正念場といえるでしょう。

現状を今一度整理すると、従来の公嘱協会は、現在、特例民法法人となり2013年11月30日までに、

①公益認定を受けて公益法人に移行する。
②認可を受けて一般社団法人に移行する。
③（何もしないで）解散する。

のいずれかを選択しなければなりません。

しかし、『②一般社団法人に移行する場合』でも、法人法及び規定に適合するよう定款変更を行い公益目的支出計画を立て、公益目的財産額が残高0円になるまでどのように処分するか申請書に添付しなければなりませんし、『③解散した場合』は、その公益目的財産額を国に寄付することとなります。解散を避けるためにはいずれにせよ難解な公益法人会計に取り組まなければなりません。

今回の研修会ではモデル定款案を示し、澤村顧問公認会計士の「対処すべき課題」の解説により各協会の現状認識と方向性の確認をするべく研修会を企画したものですが、まだまだ前途は多難であることを自覚させられる研修会となりました。

特に公益法人会計については、全公連で一律なモデルを示すことは困難なことから、専門家に頼んで全国の多くの協会が勘定科目を統一し、スケールメリットを活かして安価に処理できないかと検討した結果について、澤村公認会計士に発注した場合の概算費用が示されました。

しかし、いずれにせよ協会ごとに申請を行い、公益認定等委員会のヒアリングの際には、「同じような仕事をしている測量会社とどこが違うのか？」という質問をされた場合でも、公益性に的確に答えられる準備と理論武装をしておく必要があります。

さらに、公益法人は事業者団体ではなく自ら事業者として公益性のある事業をしなければなりませんし、支所を定めた場合には本所と一体となって会計処理を行うことなど、申請までに社員の意識改革も必要となります。

研修会最後の「各協会で努力するしかないと改めてご理解いただきたい。」との塩川副会長の声に、改めて移行手続きの困難さを知る思いがしました。

◎公共嘱託登記土地家屋調査士協会に関する諸規則の整備報告

日調連より大星副会長、志野副会長、瀬口専務理事、國吉常任理事による平成21年11月2日付け日調連発第226号連合会長見解に関する経過報告があり、「今まで公嘱協会に関する諸規則が少ないことから、関係各方面と真剣な討論を行い、決して満足のいく結果ではないが、一応の決着をした。」との報告がありました。

公嘱協会が単なる取次拠点として類似他業種の隠れ蓑となって法令違反をすることのないよう連合会長見解を示したことは、土地家屋調査士制度の根幹を守ろうとする日調連の姿勢を強く感じます。

調査測量を自ら行なわず、公嘱事件を下請けに廻して斡旋手数料を稼ぐような公嘱協会が存在するならば、厳しく非難されるべきでしょう。

逆に真面目に業務に取り組むために新しく公嘱協会が設立されるならば、既存の公嘱協会として新協会に対し研修会への参加呼び掛けなど、公益性を持つ先達として、懐の深いところを見せるのも必要ではないかと感じました。

会務報告～前号以降

10月17日　第11回正副会長会議
10月19日　三者(日調連・全調政連・全公連)打合会
10月19日　経済産業副大臣表敬訪問
10月20日　官庁訪問
10月20日　第2回公益法人対策室
10月21～22日 第4回理事会
10月22日　第2回監査会
11月12日　第12回正副会長会議
11月13日　第2回危機管理室
11月16～17日 第3回公益法人対策室
11月17日　第2回業務・研修担当者打合会
11月19日　第2回期日：電話会議
11月26～27日 研修会
11月27日　第5回理事会
12月4日　地図作成現地視察
12月7日　第13回正副会長会議(web開催)
12月9日　古屋圭司政経フォーラム
12月14日　第21回21世紀セミナー
12月14～15日 第4回公益法人対策室、第14回正副会長会議(合同会議)
12月20～21日 第15回正副会長会議
12月21日　法務省との打合会
12月21日　内閣府公益認定等委員会との打合会

今後の会議予定

1月13～14日　ブロック会長会議
1月14日　新春交礼会
1月14～15日　第5回公益法人対策室、第16回正副会長会議(合同会議)
1月18日　司法書士会新年賀詞交歓会
1月21日　日調連社会事業部との打合会
1月22日　第3回地図問題対策室
1月22～23日　第17回正副会長会議
2月8～9日　研修会
2月9～10日　第6回理事会

ブロック新人研修開催公告

平成21年度ブロック新人研修を下記のとおり開催いたします。

中国ブロック協議会

記

開催日時
　平成22年　3月　5日(金)午後　1時開始
　平成22年　3月　7日(日)午後　4時終了
開催場所
　岡山県岡山市北区駅前町二丁目3番31号
　「サンピーチOKAYAMA」
　電話　086-225-0631
申込手続
　受付期間
　　平成22年1月12日(火)
　　～平成22年2月5日(金)
　申込先　所属調査士会事務局

東北ブロック協議会

記

開催日時
　平成22年　3月　4日(木)午前　1時30分開始
　平成22年　3月　6日(土)正午　終了
開催場所
　山形県山形市香澄町1丁目10番1号
　「ホテルサンルート山形」
　電話　023-635-1111
申込手続
　受付期間
　　平成22年2月5日(金)まで
　申込先　所属調査士会事務局

受講対象者
　開催日において登録後1年に満たない調査士会会員及び未受講の会員
　なお、上記以外にも受講を認める場合がありますので、申込み先までお問い合わせください。

測量・地図の基礎講座

測量観測技術・空中写真判読・地図読図の３コース

主催：社団法人日本測量協会

社団法人日本測量協会が主催する「**測量・地図の基礎講座**」開設のご案内です。

「測量の基礎について学びたい」という技術者を対象として、新たに「測量・地図の基礎講座」を開設します。トータルステーション（TS）の観測法・観測記簿の整理方法、空中写真の判読、地図の読図など、測量全般の基礎について学ぶ3コースです。

ぜひ、この機会に受講されてはいかがですか？

１．日程及び会場

（1）日程

【各コース1日開催（午前9時30分～午後4時30分）】

平成22年3月2日（火）：「測量観測技術の基礎」コース

平成22年3月3日（水）：「空中写真の使い方・写真判読」コース

平成22年3月4日（木）：「地図の読図と利用」コース

※各コースの詳細は下記URLを参照。

http://www.jsurvey.jp/k-honbu220302.pdf

（2）会場

社団法人日本測量協会

〒112-0002 東京都文京区小石川1丁目3－4 測量会館

TEL：03-5684-3355　FAX：03-5684-3366

２．受講定員・受講料

（1）受講定員

各コース30名

（2）受講料

【各コース共通】

日本測量協会会員　9,000円

一　　般　16,000円（同時入会可）

３．申込

（1）申込締切

平成22年2月19日（金）必着

（2）問合せ先

社団法人日本測量協会測量継続教育センター

〒112-0002 東京都文京区小石川1-3-4

TEL：03-5684-3355　FAX：03-5684-3366

編　集　後　記

皆さん、新年明けましておめでとうございます。編集を任されるようになって初めて迎えるお正月ですが、皆さんはどのようにお過ごしだったでしょうか？

アメリカでは、「“Yes, we can！”」をスローガンに黒人初の大統領が誕生しました。何新聞かはっきりと記憶していないのですが、「“Yes, we can！”」を個人（私“I”、あなた“You”）では不可能なことでも、複数（私たち“We”）になることでどんなことでも可能になる、できる“can”と説明されていたことを覚えています。

私は大したことはできませんが、個人的には、多くの人とかかわりあって今年1年かけて何か一つでもいいので達成したいと考えています。

ところで、『ウィキペディア（Wikipedia）』によれば、「**正月**（しょうがつ）とは、各暦の年の始めの数日間のことで、文化的には昨年が無事に終わったことと、新年を祝う行事であり、正月行事を行ったり、おせち料理を食べて新年を迎えることをお祝いするもの。」とありました。

1月1日の元日のみが国民の祝日ですが、実際には3日までの三箇日（場合によってはそれ以後の数日間も）を「**お正月**」と呼んで、事実上の祝日と同じような状態です。

お正月とは、新年を迎えるという通常のお休みとは異なる生活を送ることによって、「気分一新」新たな気持ちで今年一年を始めるための「切り替え時間」ではないでしょうか。

2009年を表す漢字は、「新」だそうですが、あなたにとって新しい年に何を「新」に始められますか？

広報部次長　廣瀬一郎

土地家屋調査士

毎月1回15日発行

定価　1部　100円

1年分　1,200円

送料（1年分）　1,008円

（土地家屋調査士会の会員については毎期の会費中より徴収）

発行者　会長　松岡　直武

発行所　日本土地家屋調査士会連合会©

〒101-0061 東京都千代田区三崎町一丁目2番10号 土地家屋調査士会館

電話：03-3292-0050　FAX：03-3292-0059

URL：http://www.chosashi.or.jp　E-mail：rengokai@chosashi.or.jp

印刷所　十一房印刷工業株式会社

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局

平成18年1月から土地家屋調査士の電子認証カード(ICカード)を発行していますが、多くの会員から本ICカード及び関連する事項に係る質問や照会を受けたことから、本稿にてQ＆A形式で説明します。

Q1. 日本土地家屋調査士会連合会特定認証局(以下「日調連認証局」)が発行するICカードをなぜ取得する必要性があるの？

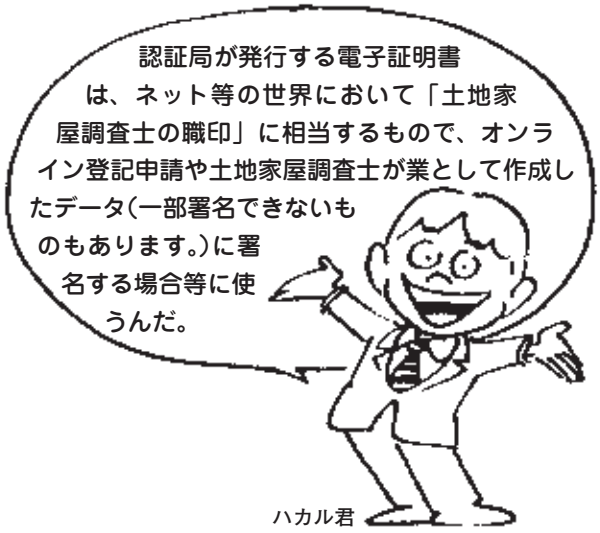

Q2. どうすればICカードを取得できるの？

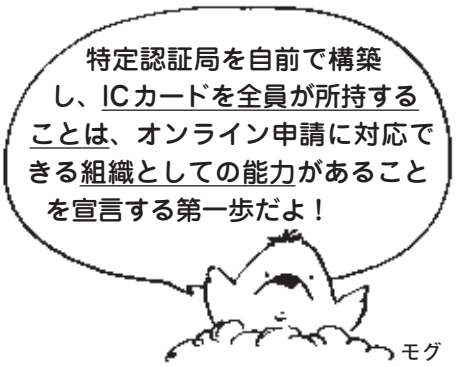

【新不動産登記法が要求している３本柱】

新不登法は、以下の３点を土地家屋調査士に問いかけているといえます。

1) オンライン申請に対応できる能力を保持しているか？

2) 他省庁と共に地図整備やその維持管理に民間人として協力する意思と能力を充足しているか？

3) 専門家として蓄積した知識や能力を、紛争の解決に役立てる能力を評価できる仕組みを備えているか？

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書の発行等に係る手続について

日本土地家屋調査士会連合会特定認証局では、平成18年1月から土地家屋調査士電子証明書(以下「ICカード」という。)の発行作業を行っており、これまでの運用において、会員の皆様から頂戴した照会・質問等を取り纏めたうえで、ICカードの発行に係る会員の皆様への補足説明等を下記①～③に記載しますのでご参照ください。

①ICカード利用申込書の申込

任意の様式に、「日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書発行希望」の旨と以下の項目を記入の上、メール(ca-info@chosashi.jp)、FAX（03-3292-0059)又は郵送(〒101-0061　東京都千代田区三崎町1-2-10 土地家屋調査士会館 日本土地家屋調査士会連合会 特定認証局　行)にて連合会あてお申し込みください。

○ 所属会名　○ 所属支部名　○ 登録番号(半角)　○ 氏名
○ 事務所所在地(郵便番号も記入)　○ Mail（半角）　○ Tel（半角）

なお、市町村合併により土地家屋調査士名簿の住所・所在地に変更が生じる会員については、速やかに各土地家屋調査士会でとりまとめのうえ、連合会へ事項変更の申請を並行して行っております。よって、当該会員への利用申込書の発送は、同事項変更完了後となりますのでご了承ください。

②ICカードを受領した場合

会員の皆様がICカードを受領された場合、その郵便物(ICカード一式)の説明については、「ICカードの同封物について(iiiページ)」をご参照ください。

また、ICカードを使用してオンライン登記申請を行う場合の事前準備等の説明については、「オンライン登記申請を実施するまでの準備について(ivページ)」をご参照ください。

③ICカードを再発行する場合

一度取得したICカードを、土地家屋調査士登録事項変更や、ICカードの紛失等により失効した場合の再発行の仕様・手順等については、「ICカードの再発行に係る案内について(お願い)(ivページ)」をご参照ください。

ICカードを取得するまでの流れ

会員におけるICカード利用申込からICカード発行までの流れは、下記の(1)～(9)のとおりです。
ただし、下記＜ICカード取得までの流れ＞は1回目のICカード発行の場合です。

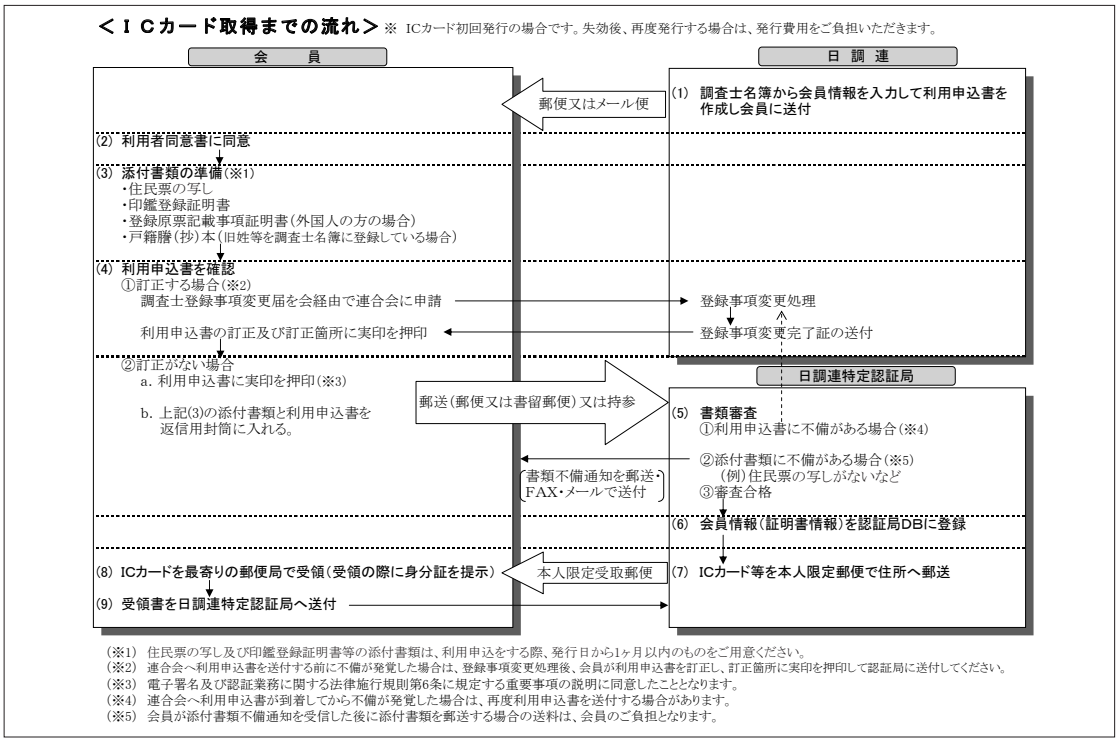

(※1) 住民票の写し及び印鑑登録証明書等の添付書類は、利用申込をする際、発行日から1ヶ月以内のものをご用意ください。
(※2) 連合会へ利用申込書を送付する前に不備が発覚した場合は、登録事項変更処理後、会員が利用申込書を訂正し、訂正箇所に実印を押印して認証局に送付してください。
(※3) 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第6条に規定する重要事項の説明に同意したこととなります。
(※4) 連合会へ利用申込書が到着してから不備が発覚した場合は、再度利用申込書を送付する場合があります。
(※5) 会員が添付書類不備通知を受信した後に添付書類を郵送する場合の送料は、会員のご負担となります。

ICカードの同封物について

ICカードが同封されている封筒は、図①～④のような一式となっておりますので、受領後ご確認ください。

①下記②～④が入っている封筒

②ICカード及び日本土地家屋調査士会連合会特定認証局電子証明書受領書

下記【受領書について】をお読みになって、受領書を日調連認証局あて送付願います。

③受領書返送用封筒

④PIN封筒

ICカードのPINコード(パスワード)が記載されている封筒です。**PINコードはICカードで署名する際に必要なものですので大切に保管してください。日調連認証局でPINコードの確認・再発行等はできません。また、PINコードを15回以上誤って入力するとICカードが使えなくなりますのでご注意ください。**

(この場合、当該ICカードを失効し、新規にICカードを発行する手続きが必要となります。)

【受領書について】

ICカード受領後、受領書に次のとおり必要事項を記載後、同封の返信用封筒に入れて日調連認証局へ送付してください。ICカードが発送されてから30日以内に受領書のご返送がない場合、ICカードは失効されます。30日以内に受領書のご返送が難しい場合、日調連認証局あて(電話：03-3292-0050)、ご連絡ください。

＜受領書記載要領＞

・自署(氏名)(楷書でお願いします。)

・印鑑登録証明書で証明される実印の押印

・ICカードの券面に記入されている登録番号を記入(最初の000は省略)

※ご記入いただいた内容を訂正する場合、訂正印(実印)が必要となります。

オンライン登記申請を実施するまでの準備について

ICカードを利用してオンライン登記申請を行うために、下記のとおり確認・準備作業等をお願いします。

(1)　ご利用環境の確認及び利用上の留意事項

初めて法務省オンライン申請システムをご利用になる場合は、法務省ホームページ(http://shinsei.moj.go.jp/index.html)を参考に、ご利用環境及び利用上の留意事項をご確認ください。

(2)　ICカードR/Wの準備

連合会ホームページ(http://www.chosashi.or.jp/repository/03ICcard/ICcard.htm)を参考に、適切なICカードR/Wをご準備ください。

(3)　オンライン登記申請に必要な各種ソフト及びドライバ等のインストール・設定

連合会ホームページ(http://www.chosashi.or.jp/repository/)「オンライン登記申請マニュアル(準備編)」を参考に、法務省ホームページ(http://shinsei.moj.go.jp/usage/zyunbi.html)及び連合会ホームページ「会員の広場」(http://www.chosashi.or.jp/)から、ソフト及びドライバをダウンロードして設定してください。

また、連合会ホームページ「会員の広場」に、オンライン申請環境設定ソフト「らくらく」を掲載しております。本ソフトは、オンライン申請環境設定をスムーズに行うことを可能とするものでありますので、ご利用ください。

ICカードの再発行に係る案内について(お願い)

平成18年1月からICカードの発行を開始し、平成21年12月16日現在で13,923枚のICカードを全国の会員へ発行しているところであります。

ところで、ICカードの発行については、日調連認証局に係る特別会費を毎月1,000円ずつ全会員に負担いただいたことから、各会員に対する1回目の発行は無料で行っています。しかし、土地家屋調査士名簿の事項変更等により、ICカードを失効した場合の当該会員への2回目以降の発行については、下記「ICカード発行費用の支払い方法」のとおり費用負担をいただくこととしております(日調連認証局HP　(http://www.chosashi.or.jp/repository/n_kisoku.pdf)に掲載の「日調連特定認証局規則」を参照)。

さらに、ICカード発行については、平成17年度第62回連合会定時総会において「改正不動産登記法の立法の趣旨を受け、全会員で土地家屋調査士制度を維持、発展していくことを目的に、証明書を全会員配布とする。」ことが決議されておりますので、この趣旨のご理解をよろしくお願いします。

再発行に係る費用及び支払い方法について

1　振込金額(証明書1枚当たり)

5,000円(税込)

※平成22年4月以降金額変更する可能性があります。

2　振込先等の情報

・金融機関名　：みずほ銀行
・支店名名　：九段支店
・振込先名義　：日本土地家屋調査士会連合会
　会長　松岡直武
・口座　：普通
・口座番号　：1349384
・振込者名　：**会番号2桁+登録番号5桁**
　(例：東京会の1番の場合、0100001)なお、会番号は、別添「会番号一覧表」を参照

3　振込後の手続

振込依頼書または領収書等の控のコピーを利用申込書の送付時に同封する。

【会番号一覧表】

会名	会番号	会名	会番号	会名	会番号
東京	01	愛知	18	宮崎	35
神奈川	02	三重	19	沖縄	36
埼玉	03	岐阜	20	宮城	37
千葉	04	福井	21	福島	38
茨城	05	石川	22	山形	39
栃木	06	富山	23	岩手	40
群馬	07	広島	24	秋田	41
静岡	08	山口	25	青森	42
山梨	09	岡山	26	札幌	43
長野	10	鳥取	27	函館	44
新潟	11	島根	28	旭川	45
大阪	12	福岡	29	釧路	46
京都	13	佐賀	30	香川	47
兵庫	14	長崎	31	徳島	48
奈良	15	大分	32	高知	49
滋賀	16	熊本	33	愛媛	50
和歌山	17	鹿児島	34		